

第四百十六回
国会

参議院中小企業対策特別委員会會議録第八号

平成十一年十二月十三日(月曜日)
午前十時二十九分開会

委員の異動

十二月十日

辞任

池田 幹幸君
西川きよし君

補欠選任

宮本 岳志君
石井 一二君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

陣内 孝雄君
岩井 國臣君
加藤 紀文君
須藤良太郎君
野間 越君
寺崎 昭久君
円 より子君
弘友 和夫君
緒方 靖夫君
梶原 敬義君

委員

加納 時男君
釜本 邦茂君
久世 公麿君
小山 孝雄君
斉藤 滋宣君
仲道 俊哉君
馳 浩君
保坂 三蔵君
森下 博之君
森山 裕君
山崎 正昭君
山下 善彦君
足立 良平君

国務大臣

通商産業大臣

深谷 隆司君

政務次官

林 芳正君

大蔵政務次官

細田 博之君

通商産業政務次官

茂木 敏充君

郵政政務次官

小坂 憲次君

労働政務次官

長勢 甚遠君

金融再生政務次官

村井 仁君

事務局側

常任委員会専門員
塩入 武三君

政府参考人

金融再生委員会 事務局局長

森 昭治君

金融監督庁監督 部長

乾 文男君

法務大臣官房審 議官

小池 信行君

厚生省生活衛生 局長

西本 至君

農林水産省畜産 局長

本田 浩次君

通商産業省産業 政策局長

村田 成二君

資源エネルギー 庁長官

河野 博文君

中小企業庁長官

岩田 満泰君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから中小企業対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、西川きよし君及び池田幹幸君が委員を辞任され、その補欠として石井一二君及び宮本岳志君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に緒方靖夫君を指名いたします。

○委員長(陣内孝雄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案及び新事業創出促進法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として金融再生委員会事務局局長森昭治君、金融監督庁監督部長乾文男君、法務大臣官房審議官小池信行君、厚生省生活衛生局長西本至君、農林水産省畜産局長本田浩次君、通商産業省産業政策局長村田成二君、資源エネルギー庁長官河野博文君及び中小企業庁長官岩田満泰君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(陣内孝雄君) 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案及び新事業創出促進法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木俣佳文君 おはようございます。

後の質問でございます。おつき合いたいただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず冒頭、非常に喜ばしいニュースがやってきました。雅子妃は私の家内と同年でございまして、そんなことはどうでもいいんですが、どうもようやくお子が生まれそうであるということで、本当に喜ばしいと思っております。私も四人の子供を持っておりまして、それもどうでもいいことではございますが、少しは少子高齢化に役に立つように、そんな思いで今暮らせていただいております。

さて、そういう中で、中小企業というのはまさに赤ちゃん、子供のようなかものでございまして、本当に何度か何度か申し上げておるわけでございしますが、トヨタそしてまた本田、ソニー、こういったものも十年前、二十年前、三十年前、百年前には本当に小さな芽であった。これが成長して全世界を制覇するような巨大企業になった。これはドイツでも同じで、ダイムラー、ポッシュ、こういったところもやはり同様に本当に小さな手工業の一町工場が今や世界に冠たるダイムラー・ベンツであるとか、今はダイムラー・クライスラーですかということになっておるわけでございます。

そこで、ちょっと急旋回してしまふんですが、今回の補正予算、そしてまた通常予算のことを少し考えたいと思います。

中小企業の予算というのは、大体毎年二千億とかそのぐらいしか一般会計に計上されておるわけでございまして。今回の補正では大幅に、七千億という規模でございましてどうか、計上されておるわけでございまして、これは農業とかと比べますと中小企業の予算というのは十五分の一、十六分の一というオーダーでございまして。

予算のことで少し冒頭申し上げたいのは、下水道工事が悪いというわけではないんですけれども、例えば平成十一年度当初予算で一兆一千二百九十二億円、一般会計予算の一・四％。第二次補正でも千五百六十八億円。そしてまた、これに似

た事業というのが、農水省の予算でございまして、集落配水というのは一千三百五十六億円、そして二次補正でも百四十億円、こうなっておるわけなんです。

これは、下水道をちょっと通産大臣に聞くのもなんでございまして、工事の現場を見に行ったことはおありでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は東京の政治家でございまして、毎日浅草から国会へ通ってまいります。道すがら年がら年じゅう見ている、そういう経験者であります。

○木俣佳文君 大蔵政務次官、どうでしょうか。工事を見たか、見ないか。

○政務次官(林芳正君) 私は山口県でございまして、下水道は地域ベースと人口ベースでいろいろ数字がございまして、まだたしか半分ぐらいかなと、整備率が。ですから、たしか私のじいさんのうちもまだ下水道がついていなかったのを子供のときに記憶しておりますが、そういう意味ではいろんなところで工事をやっているのは見たことはございまして。

○木俣佳文君 何でこんなことを聞くかという、やはり私の地元愛知県の方でも多く今下水道の工事をやったり、農村集落排水、こういったものの整備をやっておるわけなんです。これは、例えば大体メーター当たりで元請が一メーター掘るのに六万円ぐらい出ているんです。

ところが、現場へ行きますと、農村集落排水なんかは特にそうなんですけれども、家が百メーター置きぐらいいしにしかないようなところに、道路を走りますと、六メーター道路ぐらいいのところに大体このぐらいの幅が一メーターちよつとぐらいい溝がずつと切つてあるんですよ。それが縦横無尽に道を切つてあつて、これは全部下水の工事をやるのか。メーター当たり六万円です。これはえらいむだだなというように思ひをしておるわけなんです。ところが私が見た行ったのがまさに工事をやる職人と見に行つたものですから、余り文句も言えなかつたんです。

だけれども、まずそこに一兆一千二百九十二億円とか、こういうオーダーで出ている。本当に大変なこれはむだ遣いじゃないかなというふうに思ふんですが、大蔵政務次官、むだだと思いませんか、こういうのは。

○政務次官(林芳正君) これは下水道ですからこの省庁の要求予算になりますのか、いろんなところの、農水ですと農水省ということ、いろいろ多岐にわたつていいると思いますが、そちらの要求を見ながらということではございまして、私の方から一概に全部大変にむだかどうかというのはちよつとこの場では申し上げられないと思ひます。

また、御通告をいただければ、きちつと勉強してお答えをしたい、こういうふうには思ひます。

○木俣佳文君 本当にぜひこれはしつかりチェックをしていただきたいと思ふんです。なぜ下水をやるかという、簡単に言えば、多分経済効果、波及効果が速いから、足回りが速い予算であるからだと思ふんです。どんと落とせばすぐに施工できてお金になるから、業者が助かるから、こういうことだと思ふんです。こんなことばかり続けたり、本当に借金ばかり残つて、それこそ初めに申し上げたような、将来、今から生まれてくる子は借金だらけになつてしまふということに私はなつてしまふと思ふんです。もつと別な方法で、いろいろ簡易下水とかそういうやり方はあると思ふんです。そういうものをもつと研究していただきたいというふうには思ふんです。

もう少し言いますと、例えば、今回の二次補正の中で下水道と農村集落排水の合計が千七百億円計上されております。私が思うのはどうか民衆の意見としては、こういったものを、千七百億を下水道、何かわからないものに使つてしまふんじやなくて、先ほど深谷大臣が言われた東京都の話でもそうなんです。例えば特定養護老人ホーム、特養ホームが、大臣も御案内のとおり、東京でも今大体三千人ぐらいいでしょうか、三年間ぐらいい待たなきゃ入れないという実情があるんです。

ね。こういったものにやはりもつと使つていけばいいじゃないのかというふうには思ふんです。例えば、私の地元の試算でありますけれども、八十人とか百人とかいう収容規模のものが、上物だけで大体十一億ぐらいいでできる。特養ホームが八十人ぐらいいのものが十一億でできる。ということ、言つてみれば一千七百億をこのまま利用すれば一万二千人分の特養ホームができるわけなんです。もちろん、土地の選定であるとか、そしてまたいろいろ設計にかかる時間であるとか、いろいろを考えると、足回りは遅いんです、経済効果が出てくるのは遅いかもしれないけれども、こういったものにやはり使つていただきたいと思ふんですが、もう一回、政務次官。

○政務次官(林芳正君) 先ほど来いろいろ御議論があるようでございまして、要求官庁の方に聞いていただく方がきちつとした御説明があると思ひますし、我々どもも主計の方できちつとした査定をして予算を提出されておられるというふうには思つておりますので、また御通告があればきちつとした御回答ができると思ひますが、今の段階ではそういう御回答ということになると思ひます。

○政務次官(細田博之君) せっかく国会改革で政治家同士の議論もできるということですから、私は通産政務次官ではありますけれども、最も日本が下水がおくられているのは一に和歌山県、二に島根県で、三に日本じゅうで一番の高齢県というのは島根県で、我が選挙区でございまして、ちよつと申しますと、やつぱり下水道整備、農村集落排水事業等も含めてきちつと整備しないとお嫁さんもお来ない、もう古い古いトイレをそのままにして、そういうところにも御理解をいただかなきゃならぬということではございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○木俣佳文君 通告も不十分なものに對しましてお答えいただいて本当にありがたいと思ふんですけれども、私が申し上げたいのは、一つはやはり

将来の宝となるようなものかどうか。もちろんそのやり方があると思うんです。要するに、家の下に例えば簡易下水、浄化槽みたいなものをつくれば十分やれるというのを、切り込みを入れて道路のところをはじくってやるということ自体は問題にしたいというのが一つあるんです。

それとも一つあるのは、私の支援者の方で土木建築業の方が多くいらっしゃるんです。ありがたいんです。元請の方じゃないんです。特に下請、孫請の方が多くいます。何でもかという、例えば六万円で一メートルやるというんですけれども、これが下請にいくと八〇%、六〇%になっていくんです。しかも、現場を見に一度ちよつと行っていたらまたいんですけれども、三メートル、私の背よりもさらに深く掘って、そこに水平にというか、角度をつけて管を通して、それで両側に鉄板を敷いて土がこぼれてこないようにして、そこにまた支柱を張って、命がけの作業をやっているんです。命がけの作業をしながら大体日当が八千円というんです、何たら。ですから、私、二重の意味でこれはむだじゃないかというのを申し上げたかったんです。

つまり、むだなそういうところをほじくり返していくということ、もう一つは、じゃ結局だれのためだったんだらうという、もちろんそこに住んでいる方のための下水なんだけれども、もうちょっと言えば、失業対策という意味も含めて雇用を保つという意味で、そういう土木建築業は全国で六十万というふうに言われています。間違っていないら後で訂正いただきたいんですが、そういう方々の雇用を保たなきゃいけない。それは私も物すごくよくわかるんです。ならば、その人たちに對して本場に低額の、本場に下請いじめというのか、そういうことになっている。

だから、要するに喜ぶ人がいないというわけなんです。間を抜く人が喜んでいられるかもしれないけれども、要は喜ぶ人がなくてそういうことがされているというところが、喜ぶ人が少ないという言い方かもしれませんが、やられていることが

本場に私は不合理だと思ふんです。ということとちよつと冒頭、最近回って感じたことだったものですから、申し上げたく思ひまして申し上げました。

中小企業の話に移りますけれども、きょう八十分いたしまして、つまらない質問をしますと皆さんは何をやっているんだという話になりますので、具体的な事例を挙げながら、幾つかの事例を挙げますが、今回の統合された二法案で事例が本場に解決できるのかどうかというところを少なくともあぶり出せば幸いだなというふうに思うわけでございます。

まず、金融についてでございます。きょう挙げます会社は三つの種類に分かれておりまして、一つ目の種類は、物すごく勢いがあつて民間の出資会社から数億円という出資をされるぐらゐの会社、公開まで恐らくあと三年ぐらゐだという会社の例。二つ目は、この厳しい不景気の折ではあるけれども、何とかこらえながらしつかり頑張っている会社の例。三つ目は、倒産してしまつて、破産してしまつた例。この三つのケースがございまして、申し上げます。

ある大変優良な、現在も続いている会社の例でございます。創業時の資金繰りには大変苦勞をされたものでありまして、今話題の商工ファンドからも融資を断られた会社であります。当然、都銀や信金なども融資は断っておりまして、そのため、運転資金を得るために、いわゆる車金融というんですか、中古車販売会社に出向いて車を預けて、トイチ、十日で一割の融資を受ける違法な金融に手を出して、百万円を二十日間借りて二十万円の利息を払つたり、サラリーマン時代につくった銀行系のカードや信販系カード二十枚でカードローンをして五百万円の運転資金を得たりしたそうです。これは当初でございます。しかし、数年前のことです。

現在でも、その不明朗なお金の流れのために、もう売り上げが今二十億ぐらゐの会社の社長ですが、昨日もカードをつくらうとしたがつくれな

かった。こんなに資金繰りに本場に苦勞しておるという感じだそうなんです。この友人の会社も、現在はある大手の会社から今一億円の融資を得ることができるようになり、涙ぐましい努力をして何とか可能性のある芽が育っているという感じなんです。

その一方で、政府系の国民生活金融公庫の融資については、いまだに第三者の連帯保証、社長のみなさん、第三者の連帯保証が必要であるというところを強く何度も何度も言われておりまして、しようがなく自分の親に連帯保証人になつてもらつておるそうでもあります。都銀からは億単位で借り入れをしておりますが、保証協会の保証であつたり第三者の保証は要求されておられませんし、不動産の担保や預金というものは特にないそうでもあります。この超元氣な会社の困つた話でございます。今述べたようなことなんです、創業期の運転資金調達について、つまりアーリーステージですね、現在の改正で十分だと思われまふでしようか。通産省。

○国務大臣(深谷隆司君) 木俣委員にお答えする前に、冒頭、公共事業の問題についていろいろ触れられました。大前提がむだということでの議論のような進め方だったもので、多少気になるものですが、私申し上げますが、政府が各省庁にわたつて計画を立てて予算要求をしていく、その過程において少なくともむだであることを前提にしたものというのではない、こうはつきり申し上げておかなきゃならないと思います。しかし、委員が指摘するように、そうはいってもなおむだが起り得ないような状態をつくれという御示唆としては承つていく必要があるのではないかとこのように考えます。

そういう意味では、例えば公共事業も昔のような、ケインズの考え方のような、穴を掘つて、その掘つた穴をこちら側に山にして、終わるとまたそれを埋めていくというような、そんなことで需を喚起するとかそういう考え方があつてはなりません。しかし、少なくとも各省とも健全な計画

の中で事を進めていると思ひますから、先ほどのような御質問がある場合には担当の省庁の者を呼んで具体的に聞きになることが正しいのではないかと、そんなふうにご感じしております。

ただいま木俣委員から御指摘のお話は、創業にいたしましてベンチャー企業にいたしまして、スタートするときというのはまだいわゆる社会的にも経済的にも信用性が乏しい。そのために資金調達等は非常に困難である。しかし、そういう創業がしつかり頑張つていただくことが経済の活力になるわけでありまして、そこに注目をいたしまして、重要な政策の課題として創業者に對する資金手当てというのを各種一層講ずることにしたのが今回の改正であります。

今までも国民生活金融公庫の新規創業のための必要な資金の有利な条件の融資、あるいは五百五十万のマル経、それから信用保証協会による創業向けの無担保保証制度の創設、これは去年十一月ですが、それから今回の法案でも、設備近代化資金制度を見直して創業者に対する無利子の設備資金貸し付け及び設備リース等の制度を新たに講じた、これは全国で約一千億円ぐらゐの規模を考へていくわけでございます。

これで十分かどうかということについては、まだまだ議論があるところでありまふけれども、今までの形からはかなり前進したのではないかと、そんなふうにご感じいたします。

○木俣佳文君 確かに今までは前進していることはもうこれは間違いないと思ひます。しかし、今言いましたように、本場の草創期、一番初めのときに、その一番の種銭というところを、先ほど言いましたようなカードローンに手を出したのは事実でございます。四年前の話なんです、これは。

だから、そういうことをしなければならぬ。これはリスクが大き過ぎて、しかも、何というんです、ハイリスク・ローリターンというのか、というところから抜け出られない。そしてまた、これで破産すれば二度と恐らく創業できなく

なるのが実際だと思ふんです。

もうちょっと詳しく聞かせてください。

実際にこのケースの場合で、創業期のときに、例えば、何もなしでビジネスプランだけを示しながら、お金を出して、出資または融資でも結構なんです。そういう制度は今回できましたか。

○政府参考人(岩田満泰君) お答え申し上げます。

今回、小規模企業の設備資金の制度について抜本的な改正をお願いいたしておりますが、これはまさに創業者に無利子の融資制度をつくる、あるいはリースの制度をつくるということでございまして、ただいま大臣から御答弁を申し上げた既存の制度に加えまして、創業者についてのもろの資金調達を円滑化する制度になっていると存じます。

○木俣佳文君 いやいや、せっかくお答えになるならもうちょっと具体的に、政務次官からでも結構なんです。具体的に、ちょっとお話しいただけますか。

というのは、例えば今のお話は、確かにリースとかいうのももちろん入ったり、またはこれは国民金融公庫の設備投資に対するリースということでもあるんですが、じゃなくて、今言ったように運転資金として、創業期の、草創期の種資金として、マル経というのがありますね。だけれども、マル経も半年間の研修期間がなければ貸していただけない。それを大分短くはなつたというんですが、例えばマル経の例で結構なんです。どのぐらいだったか貸してもらえようになりまして、か、今回、一千万まで。

○政務次官(細田博之君) 企業の草創期はどなたも大変御苦労があると思ふんです。実際に私はYKKの創業者の吉田さんから伺ったことがありまして、銀行を駆けずり回って、結局不動産銀行へ行ったら貸してくれ、もう一生懸命、不動産銀行への恩を忘れないと。不動産銀行は債券信用銀行になってああいふうに倒れてしまいましたが、そういう経営者もたくさん

おられるわけでございます。

今の中小企業金融政策は、やはり過去に比べますと非常に進んでまいつたと思ふわけでございます。例えば中小企業金融公庫のベンチャー育成資金供給制度というのにつきましても、貸し付け、社債の合計で六億円までということで、これは運転資金も含めまして制度を創設する。償還期間は貸し付けで十五年以内、社債七年以内ということでございまして、こういった制度も用意させていただいていくということでございます。

○木俣佳文君 いや、それは一番の草創期の話じゃないですか。そうでしょ。要はアーリーステージからある程度成長していったときのミドルステージというんでしょうか、そのときの貸し付けだと思ふんです。だから、恐らくは今の話とはちょっとそこが異なりますので、違いますか。もっと初めのゼロのときに。

○政務次官(細田博之君) 誤解があつてはいけません。

必ずしもそれだけではなくて、高い成長性の見込まれる新たな事業を行う中小企業者であつて、以下の要件を満たす者ということで、当該新事業が事業化されたときからおおむね七年以内、これから事業化しようとする場合も含む。それから、成長性、新規性について、中小公庫に置かれる外部専門家から成る評価チームの審査をパスするか、または総合事業団の出資制度等の公的支援施策の対象となつていくこと。それから、ビジネスプランに基づく将来キャッシュフロー及び償還可能性について中小公庫による金融審査をパスすることということで、一応新規のものでもそういう対象にはなつておるといふ、制度を開くという意味ではそういうものがあるということをお願いしたわけですね。

○政府参考人(岩田満泰君) マル経資金の創業期についての対応でございますが、御案内のように、既にマル経資金で創業期にある企業に対して融資をする制度ができておるわけでございますが、先ほど経営指導についてお触れでございます

が、創業期の問題につきましては、時期の問題がございまして、六カ月以上という原則を大幅に緩めて運用いたしております。したがって、創業期にある方が、その後個別の事情によりまして、決して六カ月以内で終わるものではなくて、かかるべき商工会、商工会議所との間でいろいろ打ち合わせの中で適宜弾力的に運用をするという制度で運用いたしておるわけでございます。

○木俣佳文君 それでは、最短どのぐらいで貸してもらえますか。最短どのぐらいの期間でどのぐらいまで貸してもらえますか。

○政府参考人(岩田満泰君) 個々のケースでございますので、なんでもございまして、一月とかあるいは二月とかというオーダーで可能なケースもあり得ると存じます。

○木俣佳文君 一月というのは大分短くしてもらいましたけれども、それでもまだ長いんですね。だから、イスラエルの研究なんかもされておると思ふますけれども、ああいう形でどんどんとかく資金を、単なる融資ですから、出してはもらえないといかないんですね。一週間だったら短いとかいうことではなくて、ビジネスプランが本当に使えるものかどうか、もっと言えば使えるかどうかかわからない。

今、中公の評価というのがありましたけれども、だつて評価されているならば今銀行がこんなになつていないですよ。評価する民間銀行が。例えば中公の融資のときに、ミドルステージの話になります。もしそれを今回は例えば都銀に評価をさせて融資しようじゃないかと、技術評価をして、または特許の評価をして貸し出すというのですけれども、そういうのがもし現在の銀行、金融機関ができていなければこんな今の貸し出しの債務の状況になるかということなんです。

ちょっともう一回戻りますが、いずれにしましても、もっと大胆に積極的に一千万ぐらいの規模の、要は種になるシーズマネー、これはやっぱり出してはもらえないと困る。これは運用の方だと思ふんです。大臣。だから、期間が一カ

月になったから短くなったというだけではなくて、やはり一週間でも三日でもいい、そのかわりビジネスプランをびしっと出しておいでよと、こういう運用の仕方、出先の運用の仕方を検討していただきたいと思ふんです。

マル経融資の話ですが、大臣からまず伺つて、大蔵政務次官からちょっと伺おうかな。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほど岩田長官からも御報告いたしまして、できるだけ創業者に対する支援という意味での融資を活発に活用していこうと思つておるわけですが、今具体的な例を挙げられたんですけれども、実は木俣さん自身が示されているのは意外に具体的でございまして、どういうビジネスプランのものがさつぱり私たちがわかりませんから、ビジネスプランの中身がわからないと、ただお金を貸しますという答えは出せないわけでありまして。

当たり前のことですが、当然その企業がどう伸びるか、償還能力があるのか、税を使うわけですから。そういう意味では、もう少し具体的な話で個々にこれは面接して聞かないと答えが出せないような難しい質問だと思ひます。

しかし、いずれにしても、将来の可能性を秘めて、いろんな調査の結果でも具体的にこれから伸びていくというふうなそういう創業であれば、できる限りの支援をするというのは私は当然のことだと思ふに思つております。

○政務次官(林芳正君) 今、大臣から御答弁があつたとおりでございまして、いろんな工夫をしていかなければいけないということは委員おっしゃるとおりであると思つております。

○木俣佳文君 具体的にじゃないという話なんです。それは具体的にここでこういうプランでございまして、というお話を国会の場でちょっと言うのは……

○国務大臣(深谷隆司君) だから、答えがしにくいという話をしてるんです。

○木俣佳文君 わかります。ですから、つまり一カ月という紋切り型の対応

ではなくて、将来こういう売り方をしてこんなふうな資金調達を考えている、こういうところから今引き合いが来ているとか、そういういわゆる一般的ななまじつとしたビジネスプランというのを出せば、一カ月とかいう期間でなくてやっていただきたということですから。これは御認識いただいておりますかと思っております。ぜひ、本当によりしくお願ひします。

一番初めのときが本当に一番難しいんです。もちろん、アメリカでもそうです。初めは知人、友人または家族からかき集める。三百万、五百万とつくるといのはこれは当たり前前の話なんです。もちろんそんなんですが、日本だと結構今そういうのが、何と言ったらいいますか、家族の崩壊とかの親戚の崩壊とかの、何かなってしましまして実際難しくなっているんです。他人から金が借りられるかというできないんです、実際に。

ですから、そういう意味でも、やはりこれは、イスラエルのヨズマといいましたか、ああいう制度のように政府がどんと出して、せっかくです。税金という話もありましたけれども、基本的には融資ですから、ぜひそういう柔軟な運用を本当に願ひします。

次に、先ほどの話の中で問題なのは、都銀では数億円も借りているのに第三者の連帯保証なんかは要らないわけなんです。しかし、国民生活金融公庫の融資では第三者の連帯保証がどうしても必要だと。自分の親に保証人になってもらったということなんです、これについてはどういうふうにお考えですか。

○政務次官(林芳正君) お答えする前に、先ほどの議論で私も木俣先生と同感のところは随分ございまして、融資とおっしゃいました。それで、アメリカの例をいろいろとよく御存じでございますが、私も限られた知識の中でございしますが、融資というのは間接金融でございますから、直接金融の部分もやはり今からいろんな工夫をしていって、その中で、アーリーステージというのはリス

クが大変高いわけですから、お金の入り口もやはり高いリスクを承知の上である程度入ってきてもらったお金が行くということが望ましいなというふうな思っております。それは今審議会等でもいろいろ勉強しているところでございます。スモールキャップやブレインボードとか、OTCプレートインボードだったですか、それからピンクシート、ローカルまで入れますと日本の十倍以上のものが株式市場を通じてお金を入れているということでございますので、その辺も委員の今の御議論を聞いていてちよつと感じましたので、つけ加えさせていただきます。

そこで、お尋ねの第三者保証ということでございますが、今申し上げましたように、国民生活金融公庫も、これ融資でございますので、やはり税金や財投のお金が入っておりますから有償の資金で償還をしないかぬということ、国民生活金融公庫の方では国民生活金融公庫なりに判断をいたしまして、保証が必要であればこれは保証をいたしたくというふうなことでございまして、

そして、中小企業の中でも特に経営基盤が脆弱で小規模零細企業というのを主な融資対象にしておるといところが原則でございますので、担保力が乏しいため保証人つきの融資が中心となっております。その例外が先ほど御議論のありましたマル経ということになっておるといことでござい

ます。

○木俣佳丈君 いやいや、そんな一般的な話ではなくて、さっき言ったようにケースを挙げていくわけですから、これは実際のケースなんです。だから、空想の話じゃなくて、数億円規模で要するにローンを都銀から借りていて、第三者保証は要りません、そしてまた物上担保も要りませんという中で、国民生活金融公庫の融資にどうしても第三者が必要だというのが実際の訴え、訴えというか、要はこれはどうかということなんです。

○政務次官(林芳正君) 個別の問題はなかなかお答えしにくいところがございます。それは、委員

がここで御指摘になったので融資の条件が変わるということがあつては、これは大変に公平性という観点から、ということがございますので、個別の問題には具体的にお答えすることは差し控えていただきますが、一般論として、先ほど申し上げましたように都銀の判断はそれはそれとして、公庫としてはそういう有償資金、しかも税で利子の補給をしておりますし、財投という公的な資金でございますから、そういう観点から独自に判断をいたしまして、必要と判断した場合はこれはやっぱり保証人をお願いする、こういうことになろうかと思ひます。

○木俣佳丈君 いや、もちろんそうなんです。ここで発言したから融資が易しくなつたとか厳しくなつたとか、こんなことがあつては絶対いけません、それは当たり前前の話なんです。

実際に今、国民生活金融公庫で第三者保証がついている債権が五割ですか、ということは何つておるわけなんです、こういう第三者の連帯保証について、ほかの金融先進国というのか、米英または仏独、こういうところではどうなんでしょう。物理的担保もありながら、そして社長本人の連帯保証もありながら第三者の保証をとるところというのはかなりあるんですか、これは実際。

○政務次官(林芳正君) 海外の事情についてどうかということでございますが、ちよつと時間もございませんでしたので、ごくごくわかつた範囲というところでございしますが、アメリカの場合は各金融機関にヒアリングをしたという資料でございますので、一般的な制度ということではないんですが、経営者の個人保証というものが入った件があるというふうには承知をいたしております。

それ以外の件についてはちよつとまだ資料が手元に集まりませんが、海外でどういうふうによつていらつしやるかということは別にして、先ほど申し上げましたように、これは公庫の判断ということになろうかというふうには私は考えております。

○木俣佳丈君 これはそんなことがわからない

で、調べていなくて大蔵省というのはどんなところかなと思ひますね、本当に。

やはりもちろん、日本の伝統的なやり方としてそういったものが商慣行が残っているというのを政府もまねてやるというのは、そういうことかもしれないけれども、だけれども、今の比較のよう、日本の商慣行といったって、要は都銀の方ではもう社長本人の担保があるから第三者は要らないんだ、こういうふうになつていまして、ところが、何度か言いますように、公庫の方では第三者保証が要るんだというのを挙げています。それが僕もわからないんです。わからないから、例えば欧米の、欧米のというのは欧米に倣えということ

じゃないんです、日本流のやり方があると思うんです。だけれども、例えば比較するとすれば、他国の金融先進国と言つていいのかわかりませんが、じゃそこではどうなつてい

大蔵省に実は聞いたんです、先週。聞いたなら、要するにこれはわからない。じゃ調べてくださいと言つたんです。言つたら、そんなことはできないと言つた。大蔵省というのは一体何なんだ。政府控室の方に言つて、じゃだれが責任者ですかと言つた。そうしたら、今いけません。そんな、ふざけるな。そして、その後何と言つたかという、法務省に聞いてくれと言つたんです。法務省の方も困つちゃうね、本当に。保証人ということ、法務省の方はすぐに保証人というところ、今の四カ国について調べ上げてうちの事務所へ持つてきてくださった。だけれども、金融に限っては制度的な商慣行その他もろもろのものがありますからちよつとわかりかねますというすい丁寧なお答えをいただきました。

これは、大蔵省というのは一体何なんだ。それはもちろん、企画立案は大蔵省、その運用は金融監督庁と分けられましたね。だけれども、知らぬぶりということはないだろうし、こんな制度を一つもわからないで、しかも責任者の所在も言わないで、だから林さんは今困つちゃうわけですね、

結局は。どんなあれだと思ひます、今のこういう態度。

○政務次官(林芳正君) 大変困つてしまつたと申し上げると委員も喜ばれると思うんですが、実は御通告いただいたのが先週の日曜日の遅い時間だったというふう聞いておりました……

○木俣佳文君 違ふ、違ふ。私だつて用事で帰つていましたもの。

○政務次官(林芳正君) それで、夕方あれだったもので、今調べております。

それで、法務省のお話がありましたので、実は私もいろいろ聞いてみたんですが、連帯保証とか保証というものがそもそも民法の方に契約類型の原則としてあるかどうか、その上で法律がありまして、商慣習いろいろあつて、それから政府の政策金融という、限られた目的のためにやる政策金融についてどういうふうな設計をするか、こういうふうな論議立てになるのかな、こう思つております。

私も法務省の方に聞いてみたいと思つておりますが、そもそも今委員の御指摘があつた金融先進国といひますか、欧米の中で民法法がきちんとなつていて、国とない国とございます。御存じのように、アングロサクソンの法系では法典ということで民法法がないという場合もございますので、それは区々だと思ひます。そういう基本法の中でこういう保証という概念が、これはむしろ委員御指摘のように商慣習の中から法律として出てきたという場合もあると思ひますし、むしろその方が原則かなと私も思ひます。そういうところをいろいろと調べてみて、その上でどういうふうな設計したか、こういうふうになると思ひますので、法務省の方にも聞いてみたいというのが現状でござい

ます。

なるべく土日も返上でいろんな勉強をしてみたいと思つておりますが、これは言いわけをするわけでもないんですが、所々いろいろありましてなかなか委員が御満足できるような海外の事情というのが、すぐ土日の間に今日指しておりますP

ンドAのようにできないというのは申しわけないと思ひますが、一生懸命勉強してみたいと思ひます。

○木俣佳文君 林政務次官が大変勉強されているというところはよくわかつております。そうじゃなく、行政の一番フロントラインに大臣、政務次官の皆さんが座つていらっしゃるわけですが、要はそのバックアップとして官庁があるわけですが、しかも、我々は国政調査権というものをもちながら、例えばちよつと調べてくれよと国会議員としてはだから官庁に言えるわけですよ。ところが、そんなことは知らない。知らないなら調べればいいんです。調べればわかるはずなんです。そんなことは。例えば、今ヒアリングという話がありまして、けれども、だから林さんは独自にヒアリングされなくても、ということなんです。そうでなければ何なんぞと。

私も、大蔵省の大先輩で大変尊敬する方、また同輩の者でもたくさんおります。本日に国家国民のことを考えて二十四時間体制でやつてい

しかし、出先がこんななんじや、これはかなわぬわと、本日に。こういう態度をとる官庁というのははかばかしい、本日に。非常にそう思うよ、本日に。愚弄してゐると思ふ、本日に。こんな簡単な保証みたいなことが、英米仏独、四カ国のことが調べることでできないようなそんな日本だつたら、何なんだつたんだ、一体。パプルの崩壊だつて、八五年のプラザ合意から、パプルのあつてきて、だからこゝまで日本を引きずりおろしてしまつたこの責任というのはどうなつて

るんだ、実際どういふふうな反省があるんだと、私は本日にそう思ひますよ、というか思ひました、今回もつくづく。村井先生、どうですか。

○政務次官(村井仁君) いわゆる財分分離というふうなことで、私どもの方は金融機関の監督と検査、こういったことに特化しております。いわゆる制度問題につきましては現段階、金融再生委員会とそれから大蔵省金融企画局の共管と、こういう体制になつてゐること、委員十分御高承のと

おりでござい

その体制の中でできるだけのことをやつてまいりたいというところでございまして……

○木俣佳文君 いや、やつていない。やつていないことについてはどうかです。

○政務次官(村井仁君) そのやつていないという御指摘につきましては、私も申しわけございませうが突然の御指名でございまして、どのような御要求があり、どのような調査が行われたのかつまびらかにいたしておりませんので、とりあえずお話を承つておきます。

○木俣佳文君 余り感情的になつてもしようがないんですが、これは与党、野党にかかわらず、やはり本日にしつかりしていかないと、まさに二十一世紀を目前にしまして日本がどうなつてしまふという今危機的状況にあるというのは、認識は一致するものだと思うんですね。そのときに、やはり政治主導で、政治家主導でこゝまで国会運営されて、そして行政の方にも指令を出されていと思ひますから、そこはしつかりやつたりやつていただけなさいいけなさい、こちらもだからやらなさいいけなさい。本日にづくづく思つたので、よろしくお願ひします。

次の例です。

これは、ベンチャーの中では大変有名で、最盛期には二十二億、グループを合わせますと二百億を超える売り上げをなした会社がなくなつた。ことしの五月です。その方と私も、なくなつてから本日に親しくなりました。その例を挙げま

す。

その会社は住宅関係の会社でございまして。住宅のレンタルの関係です。そこがある下請とつき合つていまして、その下請会社Jというの銀行に融資枠を八千万円持つていた。この八千万円と

いう枠組みは、特に書面での契約ではなくて、金融機関の担当者との口頭で約束をしておりまして、実際に使用していたのは大体三千万弱を活用していたというものであります。

事は三月に移りますけれども、ことしの三月で

す。ことしの三月に手形の決済期日が来るからよろしく頼むと、こういう話をしたわけなんです。その融資の担保として、発注元のHという会社の商業手形をいつも同様に差し入れ、これはもちろん通常の取引の中でやつてい

る手形です。金融機関は何らの理由があるというこ

も言つていない。こゝでJ社は第一回目の不渡りを出す。

この親元というのか、親子関係はございせんが、そのH社、商業手形を出してそれを担保にJ社に融資をして

いたH社は、J社の支援にそ

○政務次官(村井仁君) 私どももいたしましては、いわゆる貸し流し問題というのは、これは大変深刻に受けとめていることでございまして、私どももこれまで、御案内のとおり、信用保証協会

それからさらに、今月の三日でございますけれども、通産省からの御要請を受けてまして、各金融関係団体に対しまして、健全な中小企業に対して必要な資金供給を円滑に行えと、こういう趣旨の対してことを私どもからも周知徹底してくれという依頼もしているところでございます。

かそういうところへ入っていないですよ。今通産大臣がお考えになっているような、十万社ふやそう、今から十万社どんどん起業家をふやそうというところは、恐らく今言ったようなそういう団体に入らないで、また別のところで活動をしなればならないところだと思えます。これは、

悪意を持つてやれば、つぶそうと思えば、どんな大きな会社だっていきなりつぶせるということじゃないですか、それだったら。そうでしょう。健全にやっていたんですよ、実際に。リスケの話もできていたんですよ。なのにもかかわらず、

うことが銀行というのはできるという今のお話じゃないですか、それだったら。本当におかしな話というか、本当に許しがたい話だと私は思います。

しかも、こういった銀行は、ずっとここに書き並べてもらっておりまして、貸し渋りが社会問題になった後でも、継続的な融資をしてほしいならば中小企業の弱みにつけ込んでさまざまな条件をおつけてくるんです。例えば、リゾート会員権の購入をしてくれ、これはある信金から。ゴルフ会員権の購入をしてくれ、一時払い生命保険の加入、定期預金の拘束、各保証協会融資のリスケの拒否、それから各保証協会政府資金の実質回収、こういった要望。それから、店頭公開、上場を目指すところに対しての高額なコンサルティング会社の紹介。それから、自社株の株価を上げるための銀行株の購入、こういった数々の要求を、実際にしているということが書かれておりますが、こういった認識はございますでしょうか。

○政務次官(村井仁君) ただいまいろいろ形態の、金融取引以外の何といたしましうか、経済的関係が金融機関が仲介ないし強制してあったというような事例をお挙げになりました。

私は、認識をいたしまして、一般論として、金融機関が取引先に対してそのような、その中では幾つかはおかしいというようなこと、ありますけれども、いろいろな行動があり得るというところは、それはそのとおりだと思いますが、いずれにいたしましても、私どもは各種の法令、ルール等々をきちんと示しておるわけでございます。金融機関が融資を行うに際して金融商品以外の紹介、あっせん等の過剰な負担を求めたり、正常な取引慣行に反する行為を行うことを防止する、これは非常に大事なことでございまして、そのために事務ガイドラインというものがございまして、これは全部公表しておりますが、これを通じて金融機関の健全で適正な業務運営を求めるといふことにはいたしておりますので、それに反するようなことがございしたら、これ

はそれなりにきちんと対応するということだろうと思っております。

○木俣佳丈君 それでは、全国でこういった被害と言つてもいいと思うんですけども、あんな言ふこと聞かぬやもう貸さないよというふうになつていて、金利は安いかもしれないけれども、実質的な金利なんか考えたら三〇%、四〇%になつてつて、こういったもの、いろいろな。ですから、そういうところを、要はその会社が文句を金融監督庁に言つていたらきちつと正してもらえますか。

○政務次官(村井仁君) 先ほども申し上げましたように、私も事務ガイドラインにおきまして、正常な取引慣行に反する行為を行うことを防止するということとをきちんと決めておりますので、それに沿わせるように対応をしてみたいと思っております。

○木俣佳丈君 しかも、そのときにきちつと、融資の引き上げとかしないように、これは非常に難しいと思ひますよ、言うは簡単で。そういうのを約束できますか、この場で。

○政務次官(村井仁君) いずれにいたしまして、これは金融機関と貸出先とのいろいろな関係のもとで出てくる話でございますから、私どももいたしましては、金融機関の行動を……

○木俣佳丈君 少なくとも公的資金が入っているんだから、銀行は。

○政務次官(村井仁君) 金融機関の行動をきちんとチェックいたしまして、事務ガイドラインで示されたきちんとしたビヘービアがとられていのかどうかということをチェックするというのがポイントでございます。

ただいま公的資金が入っていると、このような御指摘がございましたけれども、これは御案内のとおり現段階では限られた数の金融機関でございます。ただ、いずれにいたしましても、金融機関の行動につきましては、私もきちんとチェックをしていく立場でございますから、今委員御指摘のような点につきまして十分留意をしてみたい

たいということでございます。

○木俣佳丈君 よろしく願ひします。

次に、ちよつと飛んで税制のことでお話をさせていただきます。衆議院の方ではようやくこれで提出させていただきます。留保金課税のお話でございます。

先般、委員会でも御質問させていただきました。き、林政務次官の方から、留保金課税に似たような税というのがドイツの方にもあるんだというお話がございました。これは今どのように思われていますか。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

先日の委員会におきましては、ドイツの法人税の中で、配当される所得に対しては三〇%の税率を適用する、そして配当しない所得について四〇%であるから、次がみそでございますが、だからこれは類似の、同じような税率だろうと、こういう御質問を差し上げたところでございます。

とつさの御質問でございましたので、多少舌足らずのところもあつたかもしれませんが、類似というのは、申し上げますと、今議論になっております留保金課税、いろんな目的、機能があるわけでございますが、その中の機能の一つとして、配当を誘因をさせるという機能があるというのをその前段でお答えを申し上げております。

その誘因をする機能というところに着目いたしますと、このドイツの配当、要するに留保重課といひますか配当軽課といひますか、この制度はそれに近い目的があるということを示し上げたかつたわけでございますが、ちよつと舌足らずで、留保金課税そのものと同じ制度であるというふうに委員御理解なさっているとすれば、ちよつと私が説明不足だったかなと。

○木俣佳丈君 要は、ないんですね、日本だけですね。

○政務次官(林芳正君) ですから、留保金課税という点に関してはドイツに同じ制度はないという点で結構だと思ひます。

○木俣佳丈君 要は、先般申し上げましたように日本だけの特別な税、主要先進国の中では日本だけの特別な税であるということでありまして、現在、我々、衆議院の方から留保金課税の廃止法案、特に中小企業に限つてということに加えていたなきながら出させていたたく予定にしております。

これについて、大臣ぜひ御賛同を得たいと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 民主党の案に賛成するとか反対するということは別にして、大臣としてどう考えるかということをおし上げたいと思ひます。

留保金課税というのは、申し上げるまでもないことですが、企業の自己資本の充実を妨げる、特に内部留保が成長の頼みの綱とも言ふべきベンチャーとか中小企業にとっては重い負担になるという観点から、私どもは、平成十二年度の税制改正で経営基盤が脆弱な中小・ベンチャー企業の発展を留保金課税制度が阻害するということにならないように最大限努力してくれと、こういうことになつておるわけです。

私自身も、党の税調を今やっている最中でありまして、何人か中心的な人とお会いいたしましてこの声を率直に伝えております。また、大蔵省に対してもこのような主張を伝えております。

ただ、恐らくこの一両日中に我が党の場合の答えが出るものと思ひますが、その論点を聞いてみますと、それぞれにそれなりの理由があるということをつくづく感じます。

私たちは、留保金課税については、所得税と法人税の税率差が大幅に縮小した現在、税負担の差を調整することを目的とした留保金課税というものはもう意味を失つていふと、こう言つておるわけですが、一方で、縮小したとはいひながら税率差は残つていふ。法人税三〇%、所得税三七%、こういう意見もありますし、また私たちは、中小企業やベンチャー企業の留保金の必要性というの、足腰を強くするために必要だ、こう言つていふんですが、一方で、恣意的な内部留

保でなくてそれは配当に回すべきだという反論がある。また、もう一つ、これは大変困った議論だと思つておられますのは、いわゆる同族会社、大企業で同族会社の中には商工ローンなんか含まれてしまふんですね。そういうような社会的に糾弾されているところまでプラスに作用するようなやり方がいいのかというふうな議論がございまして、ですから、ここの調整がこの数日間に残されていることだと思ひます。

いすれにしても、留保金課税を廃止したい、それはなぜかという我々の主張がかなうような答えが出るように一層注目し、努力もしていきたいと考えています。

○木俣佳丈君 大臣も、どこのうるさい静香さんという方が言われたように、ぜひひと言つていただいて、きょうも出資法の改正案、我々、衆議院が反対しながら、参議院の方で大分修正までは附帯決議をつけさせていただき賛成をさせていただきます。まさにこれは参議院の独自性ではないかなと私も本当に思つたわけでございましてけれども、同様に是非々々で賛成するものは賛成していただく。我々の留保金課税の廃止法案というのは簡単で、これは中小企業だけに適用しようじゃないか、こういうことでございまして、これはぜひ党を超えて賛成に向けていただかないと、自民党さんは反対したんだということになりますので、ぜひ賛成いただきたいと思ふんです。

大蔵省の方から、もう一度伺いますが、今でもこれは反対ですか。

○政務次官(林芳正君) 武士の情けで当たらないかと思つておりましたが、今大臣から御答弁があつたとおりでございまして、今最終の議論を政府税調また与党の税調の御議論の方でもやつておるところでございまして、まだ結論が出ておらないというふうに聞いております。それでよろしゅうございしますか。

○木俣佳丈君 個人的には。

○政務次官(林芳正君) せっかく委員からお尋ねがあるということでしたので、ちよつと古い証文

でございしますが、シャープ使節団の日本税制報告書、昭和二十年代でございしますが、これは入れたときの話でございしますが、「むしろこのような附加税がなければ、個人たる株主に所得税があるため経済的理由から望ましい範囲を超えて法人内部に留保を増加しようとする積極的動機」、これは多分インセンティブというふうな原語だったと思ひますけれども、「が生ずることとなる。提案された附加税は、株主に所得税が課税されるために利益を留保しようとするこの圧力と大体において平衡を保つことを目的とする以外のものではないのである。」、こういう経緯で最初に導入をしておりますので、その状況というのはいまだに変わつておらない。

ただ、所得税と法人税の税率の差がだんだん縮まつてきておるといふことがございまして、(若い人がそんな古いことを言つておつたらいかぬぞ)と呼ぶ者あり)温故知新ということ、古いことをやりながら新しいことを今考えておつたわけでございますが、これがだんだん縮まつてきておることは事実でございします。

ですから、先ほど申し上げたように、配当を留保してこちらへ残しておく、税の意味では、ぱつと見るとそういう感じもするわけでございします。が、例えば会社の方に留保いたしますと損金で落とせる範囲が個人の場合よりも多いということ、税率が近づいてきてもおまだ全く意味がなくなるといふことではないというふうな現時点では思つておるといふことでございします。

○木俣佳丈君 もう一歩だなどという感を得ました。これはぜひ、何度も繰り返しますように、与党だ野党だということではなくて、中小企業のためになるものですか、出します法案、これをぜひ、会期内というのはいくらも無理なかな、何とか上程させていただけないのかなというふうに思ひます。

税制については、エンジェル税制でございします。現在、エンジェル税制導入されてから何社、何人ぐらゐその適用になりましたか。

○政務次官(細田博之君) エンジェル税制につきましては、平成九年六月創設以降現在まで、確認書の交付件数が六十九件でございします。これは、制度導入以降まだ二年程度しか経過していないこととありますが、これに加えて、設立後五年以内の研究開発型企業に限定されていること等、税制上の恩典が限定されていることがその要因だと我が省としては考えております。

○木俣佳丈君 これは六十九件、六十九人ということなんです。二年間たつて六社、六十九人です。よ、たしか。

ということなんですけれども、六十九人ということ、もうエンジェルって日本にいないんじゃないのか。聖書の中にもあるんですが、エンジェルが化けて悪魔になるんですね。何だかそういうような状況じゃないかという感じがするんです。

アメリカの場合はいかがでございましょうか。

○政府参考人(村田成二君) 急なお尋ねなので正確な資料が手元にございせんが、概略二百万人ぐらゐのエンジェルがいるというふうな私どもも承知いたしております。

○木俣佳丈君 六十九人と二百万人、本間に差があります。これは何が問題でしょうか、政務次官。

○政務次官(細田博之君) 基本的には、まだアメリカ人の気質と日本人の気質が違ふところがあると思ひます。何しろアメリカは、新天地を求めて、フロンティアを求めてきた国です。石油が当たつた金鉱が当たつたという歴史もありました。そして、本間にそういうお金を有効に使つて投資をするという考え方がありますから、日本はむしろ農耕民族で、貯蓄をして少ない金利を郵便貯金などをしては金利を稼ぐという傾向があります。

宣伝をし、制度をつくつているところでございします。御理解いただきたいと思ひます。

○木俣佳丈君 いや、大いに宣伝しても、制度が誤つていたらなかなかこれはふえないんじゃないかなというのがあるところなんです。

制度というのは、例えば我が国が昨通常国会に出させていたたいたような損益通算とか、やつぱりこつたことがなければなかなかこれは使ひにくい。もちろんこの損益通算というのは個人の所得税の総合課税化という問題も絡みますから、ですから、それだけそんなことができるのかというのがまた大蔵省から言われるわけでございまして、それは難しいのはわかるんですけど、先ほど政務次官が言われたように、これからは間接金融から直接金融へ持つていくんだ、こういう方向で考えるならば、やはりこれはエンジェル税制がきちつと整つてなければ、まさに一番の草創期のときに、じゃちよつとだけれども五十万円出資しようかなとか、こういう話にならないわけなんです。だから、これはやつぱり制度的な問題なんです、絶対に。それは御認識いただきたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 制度的にまだ不十分であるといふことは十分認識をしております。今般御審議いただいております事業活動活性化法案におきまして、まず六年から十年以内の企業も含めるといふ対象企業の拡充を盛り込んでおります。上に、来年度税制改正において、先ほどおっしゃいました一般所得から控除するなど抜本的な拡充を要求しているところでございします。

ただ、政府部内の調整があつて何日かで決まりますので、御注目いただきたいと思ひます。

○木俣佳丈君 恐らくこのエンジェル税制については今回は余り踏み込んだ議論がされないだろうと思ひますけれども、引き続き大臣ぜひ、本当に世界で一番起業家が助かる国になれる国だと思ひますので、これはやつぱりやらなきゃいけないというふうな思つております。

直しというのがやはりこれは必要ではないかと思つておるんです。

今回の基本法の附帯決議の中にも、大体おむね十年で見直したかどうか、こういうのを決議の中に入れていただきました。同じように、やはり制度、今までの中小企業政策、何度も言っていますように、不用額が三・三％ということですから、たしかほかの省庁の不用額が〇・八八ぐらいでございましたでしょうか、というのからして、大変な不用額がたまるというのか、かなり使い残しがあるという使い道が悪いものであったわけでございます。やはりこれは三年ぐらいで見直しをするというのが絶対必要ではないか。ぜひこれはつけていただきたいと思うんです。

三年前という一九九六年で、ちょうど第四十一回の衆議院選挙が行われた年でございまして、特養ホームの話がありました。彩福社グループの献金疑惑が起きた時代でもあります。ペルーのリマのゲリラ事件がありましたし、それから村山さんが青空を見上げてやめた年でもございます。ですから、三年たちますと、本当にああもう三年もたったのかという感じがございまして、ぜひ見直し条項というのはきつちりつけていただきたいと思います。大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 今の不用額の話もありましたけれども、私どももいろいろ役人の諸君と議論しながら、何が理由なんだろうかと点検をしておりますが、やっぱり資金を融資するにしても使い勝手が悪いものがあつた。例えば設備近代化資金というのは、中小企業全体に示して業種を限定するものですから、使い勝手が悪い。今度はいち切つてそれを小規模企業にして業種を問わないというところにしたら活用できるのではないかと。いうふうな、そんな見直しといえますか新たなスタートをしたわけでありまして、お説のとおり、実態を適宜適切に把握して、その施策の必要性とか効果を常に見直していくことはとても大事なことだというふうに思っております。

こうした考え方で、今回提出している二法で

も、例えば私募債への信用保証やワラント債によるベンチャー向けの資金供給については、間接金融から直接金融への資金供給構造の変化などの達成度を見ながら、これは五年後までに見直しを行うというふうな方向でありますし、例えば新事業創出促進法については、施策効果を見きわめた上で五年の間に見直しを図るというふうにしておりまして、これは木俣委員の御指摘のとおりでありまして、常に見直しながら最善の効果を上げていくというのが我々の務めだと思っております。

○木俣佳丈君 質問を終わります。ありがとうございます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。中小企業活性化等のための中小企業関係法の改正について、中小企業の現場の声を中心にしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

ベンチャービジネスを育てたい、その支援をしよう、そして日本の景気に大いに弾みをつけようというところでございまして、アメリカでも成功をおさめている会社がたくさんあるそうで、ベンチャーまさに花盛りといったところだと思ひます。

通産省でもベンチャーと言ひ、郵政省でもベンチャー、あるいは科学技術庁でもベンチャービジネスを育成しようと言つております。各省ばらばらにベンチャーベンチャーと言われているようでございまして、平成十二年度の予算などを見ましても、各省のそれぞれのベンチャーがいつぱいありまして、効率的に予算が使われるのかどうか疑問を呈さざるを得ないわけでございます。

政府として、ベンチャービジネス支援を初めとする新規産業創出のための施策について、関係省庁のベンチャーを統一的でしかも予算の重複を避けるなどの総合調整のできるシステムを国民の前に明らかにしてほしいというふうに思ひます。

通産大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 委員御指摘のように、確かに各省庁にいろいろまたがつて、それぞれがベンチャーと言つてゐる、そういう向きがござい

ます。

これを一つにまとめて効果的な政策を遂行するということは全くそのとおりでございまして、平成九年の五月に経済構造改革のための行動計画というのを立てました。それに基づきまして新規産業創出のための関係省庁連絡会議というのができまして、情報通信やバイオテクノロジーといった分野ごとに設置されておりますが、これらもこれらの連絡はきつちりとしたしながら総合的な施策を集中的に行う、そういう努力をしていかなければならないと思つています。

今般の新事業創出促進法の改正に基づくベンチャー支援策についても、関係省庁との間で連絡会議を設けようとして、相互の連絡を密にしてむだのないような効率的な形で進めていきたいと思ひます。

○松あきら君 連絡会議ができたそうで、ぜひ情報開示をしつかりしていただきたい、よろしくお願いを申し上げます。

次に、ベンチャーの育成には税制が大切なわけでございます。先ほど木俣先生が御質問なさいましたけれども、実は私も留保金課税についてぜひお尋ねをしようと思つておりました。

先ほど、種々いろいろな質疑が出まして、御答弁もありましたけれども、多くの中小企業がやはりこれは負担になつてゐるのでぜひ変えてほしいと。先進国でこの制度を導入してゐるのは、アメリカが実はある程度ですけれども、しかし日本の制度と全く違つて、これがほとんど適用されてないということなんです。

やはり私は、重い税負担が企業の成長や自己資本の充実を妨げている、こういうふうな思ひわけでございます。法人税と所得税の格差が大きかつた時代には有効な制度だった。しかし、大臣も先ほど、まだそれでも七％の差があるというふうにおっしゃいましたけれども、しかし私は、何でも銀行に頼らなさいいけない、そして借金体質、やっぱりこれを変えなければいけない、もうそういう時代に来ているんじゃないか。そして、景気

回復のために私は一刻も早い廃止が必要であるというふうに思ひますけれども、通産大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 私がさつきこの差がまだあるじゃないかと言つたのは、我が留保金課税廃止という主張に対してこういう反対の声がありますという例示で申し上げたので、私も言つてゐることは全くありませんから、誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

いずれにしても、今我が党で公明党を含む三党と最終的な調整をいたしております、結論を恐らく一兩日中に出して行くと思ひます。

私は、留保金課税全廃ということは今客観的な議論の動きを見ると難しいかと思ひますが、しかし、留保金課税というのは、中小企業やベンチャーにとっては本当に大きな支えになつて足腰を強くさせていきますから、そういう意味では何らかの答えを出さなきゃならない。しつかりこの一日二日頑張つてみたいと思ひます。

○松あきら君 ありがとうございます。ぜひ前向きに、よろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

次に、総合経済対策で打ち出されております相続税制についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

中小企業にとつて関心の高い税制は事業承継税制だと考えております。特に、自分の土地に工場を建てまして事業を営んだらした場合、今のやり方では大企業に比べて不当に株価の評価が高くなり過ぎるわけでございます。事業を継承する場合、土地も売らなさいいけない、そしてその事業から撤退することにもなりかねないわけでございます。相続税負担が理由で事業が縮小、廃止をされ、雇用の喪失あるいは地域経済の崩壊が起きていることはゆゆしきことです。

中小企業、ベンチャー企業は、失敗すればもちろん企業はそれでおしまひでございましてけれども、一生懸命努力をして成功しても、この相続税のために事業承継で大変に苦勞させられる。中小

○松あきら君　とても力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。やはりこれは非常

厳しく調査をして、もっと弾力的のとして効果的な
第八号 平成十一年十二月十三日【参議院】

関係であるとか、あるいは今保証している分に

二言目には金融監督庁、金融監督庁と言つて迫る

そうでございます。

そこで、監督庁は、経営できようができませんが関係なく清算するように銀行を指導しているんです。またあるいは、木俣先生もおっしゃってありますけれども、それは銀行が悪質であって監督庁を反対に利用している、そういうことなんでしょうか。いかがでしょうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(乾文男君) 経営ができようができませんが関係なく破綻あるいは清算するように指導しているのかというお尋ねでございますけれども、端的にお答え申しますと、そういうことはしておりません。

金融監督庁は、銀行の経営の健全性を確保する観点から、銀行の総体としての財務状況あるいはリスクをその金融機関が適切に管理し得る体制を持つていくかどうかという観点から検査監督を行っているところでございます。したがって、御指摘のような個々の事業につきましては、どういった対応をしろとか、あるいはするなとかいったことを監督庁が銀行に指導するといったことはございませんし、またそうした権限は全く与えられていないところでございます。

監督庁のスタンスはそういうことでございますけれども、今度は銀行の方の考え方もいろいろの一般論で申し上げますと、銀行が経営困難に陥った貸出先などのような対応をするかというのは、やはりこれは当該貸出先の現在の事業の状況あるいは将来性といったものをじっくりと見て、銀行の経営の責任において判断すべきものというふうな考えでいるところでございます。

○松あきら君 やはり私はこういうところをしっかりと調べていただきたい。監督庁も変なことで利用、利用という言葉を悪いですけども、やはり銀行にそういうことで監督庁に押しつけたらいいみたいなことがあつては私は監督庁にも傷がつくというふうに思いますので、その辺をしっかりと銀行にも指導して正しく判断をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、今一番中小企業にとって頼りになる機関が商工会などの機関だと思っております。商工会あるいは商工会議所は、まず中小企業を育成する上で重要な使命を持った機関となるというふうに思います。ベンチャーを初め中小企業育成に特別な役割が検討されてよいのではないかとこのように思いますけれども、いかがでございましょうか。通産政務次官にお伺いをいたします。

○政務次官(細田博之君) 御指摘の商工会議所として商工会は、非常に伝統的な機関であり、地域の総合的な経済団体でありまして、それぞれの地区内の商業発展のためにこれまでも経営改善普及事業その他経営相談事業、情報提供事業等をやつてまいつたわけでございます。

ただ、問題点が全くないかというところではありませんが、やはり何としても既存の企業あるいは伝統的な企業主の団体になつてきて、新しい企業にとつての窓口がまだまだ開かれていないじゃないかと、ベンチャーその他に必要な知識、知見がどうも不十分じゃないかと、さまざまな御指摘を受けていることも事実でございますので、既存のノウハウを利用しつつも民間のさまざまなノウハウをさらに生かしていくとか、総合的に考えてまいりたいと思つております。

○松あきら君 ありがとうございます。

私は終わらせていただきます。

○弘友和夫君 公明党の弘友でございます。

関連で、残り二十一分でございます。私二つの質問を用意しておつたんですけれども、せっかく労働政務次官も今おいでいただいたんですが、ちよつと順番を逆にいたしました。個別の問題から先にやらせていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願ひいたします。

といいますのは、今国会は中小企業国会、また深谷大臣を先頭に、本場にさまざまな、一生懸命頑張つておられる中小企業に何とか元気に頑張ってもらいたいというような施策、基本法も改正いたしましたし、この二法またそのほか金融等いろ

いろございます。

先日、ある屠畜場を経営されている方からお話がありまして、これは今我々が、一生懸命やつてくる中小企業を何とかしてやろうということと全く相反することが政府の、それぞれの各省の施策によつて、頑張つてくる民間の方の足を引っ張つてむしろつぶす方向にあるというふうなこういう現状がございましたのでちよつとお尋ねしたいな、このように思います。

まず、深谷大臣、ぜひこれは聞いておいていただいて、後で御感想等もぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

まず、現在全国の屠畜場、いわゆる牛、豚、そのうしたもの解体処理する施設は全国で一般と官営を合わせて二百九十九カ所あるんです。市町村等でやつている公設とそれから公社等の組合関係、これが七割で、残りの三割が民間が経営している、このように聞いておりますけれども、その中でも、全国の中でも畜産農家の多い北海道にはどのくらいあるのか、一般の設置主体者別にお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(西本至君) お答えいたします。

現在、北海道には一般屠畜場が二十三施設ございまして、設置主体別の内訳で見ますと、市町村が設置する屠畜場が八施設、株式会社が十四施設、個人が一施設となつております。なお、市町村一施設及び個人一施設は現在業務休止中であると同つております。

○弘友和夫君 その株式会社というのは畜産公社も入っているんですか。

○政府参考人(西本至君) 入っております。

○弘友和夫君 畜産公社を株式会社に入れておりますけれども、畜産公社というのは株式会社であつても純然たる民間ということじゃないと思ひます。

私の手元にあるのは、市町村設置が八カ所、それから株式会社でも分類して、まず畜産公社が八カ所、それから民間経営が六カ所、合計二十三施設、このように聞いているわけです。

この中で、民間で経営されている方、このところは、御先祖さんが北海道で初めてお米を栽培したという地域では大変な人望がある、そういうことで、戦後すぐに地域の畜産農家から屠畜場がそこになかなか建てられなかったというところとで、五十年間本当に一生懸命経営されてきた。赤字は出してないんです。五十年間ずっとやつてきた。

ところが、今回、〇一五七の問題がございまして、と畜場の改正があつたということですけれども、確かに衛生面からと畜場法を改正する必要があるんですけれども、それに対して市町村の経営、それからそういう公社の経営についてはいろいろな、今まで施設、設備にしても運営にしても税金が使われているわけです。それが全然なしに民間というのは経営をしてきた、同じ土俵の中で、ところが、と畜場法の改正があつて、あるいは設備投資等がある。

そのと畜場法の改正によつて、じゃ民間に何かそういうものがあるのかどうか、どういう手当てがされているのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(西本至君) 平成八年の腸管出血性大腸菌、いわゆる〇一五七の食中毒の多発に対応いたしました。食肉の微生物汚染を防止するためにと畜場法の施行令及び施行規則の改正を行ひまして屠畜場の構造設備基準の改正等を行ったところでございます。

既存の屠畜場につきましては、牛などの大動物を処理する屠畜場につきましては平成十二年三月三十一日まで、それから豚等の小動物を処理する屠畜場につきましては平成十四年三月三十一日までに改正規定に適合することが必要となつてございます。

屠畜場の整備に係る財政支援措置についてでございますが、従来から地方公共団体が設置いたしました屠畜場の施設の新設あるいはまた改善に伴う特別地方債の還元融資を行っているところでございます。それから、お尋ねの、さらに今回の施行令等の

改正に伴いまして、地方公共団体が設置する屠畜場の衛生処理設備の改善に対する補助事業を行うほか、地方公共団体以外が設置いたしました一般の屠畜場に対しても、平成十年度及び十一年度に購入された設備に係る固定資産税を三年度間二分の一に軽減する措置を講じているところでございます。

○弘友和夫君 普通だったらこうした法の改正があったときには何らかの手当てがあるはずなんですけれども、その手当てがあるのは、保健衛生施設等の整備事業というのは地方公共団体にしかそうした補助は認められない、民間で経営されているのは全然ない、こういうことなんですね。

今度は農水省にお伺いしたいのですけれども、農水省は食肉処理施設等再編整備事業というのをやっておりましても、これは民間にその補助金はあるんですか。

○政府参考人(本田浩次君) 農林水産省といたしましては、輸入食肉との競争が激化している中で、流通の合理化と衛生管理の高度化によりまして国産食肉に対する競争力の強化を図るために二つの事業を行っております。一つは、農畜産業振興事業による助成事業といたしまして、食肉処理施設等再編整備事業、それから、一般会計予算によりまして国産食肉産地体制整備事業というものをやっております。これによりまして食肉処理施設の整備に対する助成を行っているところでございます。これらの助成に当たりましては、できるだけ高い事業効果を上げてその利益が広範に波及いたしますように、施設の規模でありますとか施設の形態、さらには事業実施主体につきまして所要の要件を定めているところでございます。

具体的に申し上げますと、規模要件といたしまして、食肉処理施設等再編整備事業では一日に豚換算で五百頭以上、それから国産食肉産地体制整備事業におきましては同じく一日千四百頭以上の規模で設けております。それから、施設の形態といたしましては、これは流通の合理化を図るための事業でございますので、単なる屠畜場ではなく

て、屠畜解体から部分肉処理までを一貫して行いますいわゆる食肉センターを対象にしているところでございます。

特にお尋ねの事業実施主体といたしましては、地方公共団体でありますとか農業協同組合、またはこれらの団体が株式の過半数を有する株式会社などを対象にしているところでございます。このように、私どもの事業におきましては、事業の性格から、特にその実施主体につきまして公共性の高いものに限っているところでございます。

○弘友和夫君 公共性の高いというふうに言われたけれども、要するに屠畜場を営んでいるというのには、まさしく、と畜場法によつて認められて、地域のいろいろな要望があつて、それは民間であろうと市町村経営であろうと公社であろうと、料金も全部公共料金です、都道府県が認定をした。柱の一本を動かすにしてもいろんな規制があつて、そういう公共料金、公共性が高いわけですよ。それを、片一方の市町村だとか公社には補助金を出しますよ。同じ土俵の中で一生懸命今まで、今回統合計画がございますけれども、北海道では勝ちにあれをつくって二十三を十ぐらいにしよというところでやっているわけですね。民間は補助金も出せない、何もありませんよ。これはつぶれなさいということじゃないんですか。もう一回お尋ねします。

○政府参考人(本田浩次君) 食肉の流通につきましては、屠畜解体の効率化などによりまして処理コストの低減を図る必要があるということ、さらに衛生管理の徹底が求められているところでございます。このために、先ほどもお答えいたしましたとおり、農林水産省といたしましては、屠畜解体から、ロースであるとかヒレであるとか、そういう部分肉から骨の部分抜きした部分肉処理までを効率的かつ衛生的に一貫処理いたしますいわゆる食肉センターの整備を進めているところでございます。

この場合、効率的かつ衛生的な食肉流通を実現

いたしまして我が国の畜産の振興を図るといふ観点から、食肉処理施設の形態などの要件とあわせまして、規模、これは一日当たりの処理能力でございますけれども、この要件を定めているところでございまして、私どもとして小規模事業者の廃業を強いているものではないということでも御理解を願いたいというふうに思っています。

また、助成に当たりましては、その利益が広範に波及いたしますように共同利用施設を対象としておりまして、私どもが生産サイドから食肉流通行政を推進しているという立場もございまして、農畜協同組合を事業実施主体とするものを中心として整備を行っているところでございます。純粹の株式会社につきましては助成の対象としていないところでございますけれども、複数の株式会社から構成されまして中小企業等協同組合は助成の対象としておりまして、このよう

な協同組合の組織が進んでいきますように指導の徹底に努めているところでございます。

○弘友和夫君 これは大臣もよく聞いていただきたいんですけれども、要するに大規模化したら処理コストが安くなるということで整備等を行なう、二十三を十にしよう。ところが、小規模であつても、今まで赤字も出さずにずっと一生懸命補助金も何ももらわなくてやってきているところがあるわけですよ。片一方は、大規模であつても補助金を、二十億も税金を使って設備も建て、その運営をして、運営も毎年一千万以上の赤字を出している。だから、大規模だから処理コストが安くなる、大規模だからいいということにはならないわけですよ、現実には。

それは、今回の中小企業基本法もそうですし、今までは大企業と中小企業があつて、中小企業といふのは弱いものだ、それをまとめて大企業に近づけていこう。こういうことじゃいけないんですよというところで基本法の改正があつた。今農水省がやっていることは、まさしく大規模になった方が処理コストも安くなる云々と言っているわけ

でも、大規模でも今まで赤字を出しているわけ

すよ。

じゃ、何頭以上の処理施設があれば、何頭以上対象であれば赤字を出さなくなるんですか。今までも五百頭以上、千頭以上やっているところでも全部赤字じゃないですか。どうですか。

○政府参考人(本田浩次君) 先ほども御答弁いたしましたとおり、国産食肉産地体制整備事業につきましては、規模要件といたしまして豚換算で一日当たり千四百頭以上、こういう案にしております。それから、食肉処理施設等再編整備事業の規模要件につきましては、同じく一日五百頭以上、こういうふうにして行っているわけでございまして、私どもの調査によりますと、五百頭以上の経営体がそれ未満に比べてまして、例えば一時間当たりの処理頭数で言いますと、五百頭未満では五十頭ぐらいい、五百頭以上では百三十二頭というところで、労働生産性からいくと二倍以上になる、こういう実態でございまして。

ただ、経営内容の問題につきましては、施設の整備水準とそういった労働生産性と経営内容の実態が必ずしもバランスがとれているというのか、そういう姿ではないということとは事実でございまして。それは経営能力にかかわる問題ではないかと思ひます。

○弘友和夫君 だから、それを言っているんです。じゃ、今まで設備にかけて労働生産性がよければ赤字になるはずはないじゃないですか。一千万も二千万も赤字を出して、片一方は民間で何ももらわなくて一生懸命やっている、片一方は施設を大きくしていけばよくなるんだというその考え方がまずおかしいんじゃないですか。そして、集約をやつたら、生産量は遠くに行かないといけな

いわけですよ。便利も悪くなるわけですよ。民間で一生懸命やっている、赤字も出してないんだから、そこに少し補助金を出すなり何かをした方が、まさしく中小企業の後押しになるんじゃないか、このように思いますけれども、大臣、ちよつと今までのところいかがでございませうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 他省にわたることです。から、さて、こちらに質問が参つたらどう言おうかなと思つてさつきから考えていました。

中小企業基本法改正の一つの物の考え方は、今までは御指摘のように大企業と中小企業を経済の二つの構造と考へて、中小企業は小さい、弱い、非近代的だから、なるたけ広げて大きくして大企業に近づけるという考え方であつた。それはそれなりのもちろん効果が上がつてきたわけでありますが、そういうスケールメリットを一律に考へていくことはどうなんだ、その反省に立つて、多面的な中小企業の持てる力をきめ細かく応援することによつて中小企業全体を活力あるものにしていく、こう考へたわけでありました。

しかし、だからといって一定の生産効率を達成するための設備あるいは規模が必要だということとまで否定しているわけではないわけでございまして、この委員会でもしばしば議論になりました、例えば地域的な産業の集積地域をこれから養成しなかならぬという御意見などもあわせ考へていかなければならないと思つてあります。ただいまお話しした農水省に係る件に関しては、これらの点をよく踏まえて、生産性であるとか効率性であるとか、そういう規模が必要なのかということとを十分に考へていくことは大事なことでないかと思ひます。

○弘友和夫君 もちろん生産性、効率性、そういうことも考へてやつていられるんだと農水省は言つてゐるわけですが、生産性も、数字は出ているけれども、現実には民間は一生懸命赤字を出さないでやつてきている。片一方は効率が悪い運用をされてゐる。二十何億かけても閑散としてゐるような、そういう屠宰場もあるわけですよ。

それと、もう一つは、これは全部公営でやつてゐるのを集約するといふのだつたらまだわかるわけですが、ところが、その中に民間も入るわけなんです。民間も入るのを何で勝手に二十三を十にするんだ。それじゃ、民間の、十に統合される、やめましようと言つて。普通だつたら、そういう計画が

あるんだつたら何らかの手当てをするわけですが、全くその手当てがなくて、つぶれなさいと言つてゐるんじゃないやしませんよ、こう言つてゐるわけ。だけれども、現実問題は二十三を十にしなうと。それで、大きくなる方にはほとんど補助金なりなんなりを出して、民間はそのままにしていれば、つぶれなさいと言わないと言つたつてつぶれるに決まつてゐるんですよ、これは。何らかのこれは手当てが必要なんじゃないですか。どうですか、農水省。

○政府参考人(本田浩次君) 先生御指摘の二十三を十にするとか、この話は、私も承知してゐるところによりまして、ことしの五月に北海道で作成いたしました北海道再編整備計画の北海道ミートプラン、こういう話であらうと思ひます。このプランにおきましては、御指摘のとおり、食肉処理施設の再編整備の目標を、基幹施設を五つ、補完施設を五つから七つというところで再編整備するといふ計画になつてゐるようございしますけれども、これはあくまでも規制を目標とするものではなくてガイドラインだといふふうに私どもは承知してあります。

それから、先生御案内のとおり、私もが事業を行つておりますのは、平成八年度から食肉処理施設整備事業で補助を行つておりますけれども、この補助によりまして屠宰場が廃止されたといふ実態はとりあえず今までのところございしません。

○弘友和夫君 時間が参りましたけれども、今の答弁では全く納得できない。おかしいじゃないか、だから何らかの手当てがあるのかといふことを言つてゐるわけですから。大臣、中小企業基本法の所管は大臣の方ですけれども、これは全庁に關係のあることじゃないんですか。この中小企業基本法といふのは通産省、中小企業庁だけの問題じゃないと思ふんです。これは全部の省庁に關係のある、要するに中小企業に対する憲法でしょう。それを、農水省のことだから全然反対の方向に行つてゐるものといふことにはならない。中小企業は現実につぶれよう

としてゐる、国の施策によつてつぶれようとしてゐるわけですから。時間が過ぎましたので、また別の機会にやりたと思ひます。よろしくお願ひします。

れども存在する。まず、現在社債発行の経験のある中小企業の比率、幾つでしょうか。○政府参考人(岩田清泰君) 社債の発行の経験のある中小企業、私も平成十年の白書をつくりましたときに調査をいたしましたところによりまして、大企業は大体三〇%が社債の発行経験があるのに対して、中小企業においては約一%程度ということになっております。

午後一時三十分まで休憩いたします。

○山下芳生君 一%の中小企業しか経験がないということではあります。

午後一時三十一分開会
○委員長(陣内孝雄君) ただいまから中小企業対策特別委員会を再開いたします。

同時に、現在の中小企業のそれでは資金調達構造、どういふ分野から資金を調達しているのか、その内訳を説明いただけませんか。

休憩前に引き続き、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案及び新事業創出促進法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○政府参考人(岩田清泰君) 資本金でございまして、資本準備金というふうなもの以外で中小企業が調達する資金のうち、約九%以上が金融機関からの借入れ、いわゆる間接金融になつております。社債による資金調達は一%を大幅に下回る水準でございします。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。まず、今回の改正案が中小企業の発行する社債、私債に保証協会の保証を付与するということにしてありますけれども、中小企業の発行する社債に保証を付与するその目的を説明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業が資金を調達する場合に、民間金融機関あるいは政府系金融機関、間接金融が中心でございします。しかし、中小企業にも、特に健全な中小企業には直接金融の道がもっと強化される必要があるといふので、社債の発行といふことについて、ただそのままでは市場の状態から考へて信用が足りませんから、そこに信用保証協会の保証をつける、そういうことによつて中小企業者の資金調達手段を多様化していただく、そういう目的であります。

○山下芳生君 中小企業の資金調達手段の多様化が目的だといふ御答弁ですが、現在の中小企業がどのような資金調達をされているのか、これは非常に大事な事だと思ふんです。そこで、その中でも社債といふのは、ごくわずかではあると思ひますけれども

そこで、金融監督庁に伺いますが、大手十五行にそのためにということで公的資金を注入されましたけれども、その注入総額は幾らになってるのか。それから、それらの銀行の九月決算時の中小企業向け貸出増加額、ことし三月比、これが幾らか。そして三つ目に、経営健全化計画の中小企業向け貸出増加目標に対する達成状況はどうなっているのか、説明してください。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。

ことしの三月に大手十五行に早期健全化法に基づきまして資本注入いたしました。その金額は約七兆五千億円でございます。そして、その際経営健全化計画を出していただきまして、中小企業向け貸し出しを増加させるという目標を立てていただきました。その際の目標は、そのときの見込みに比べて三兆円増加させるということ、十五行合計でございまして、各行別に計画に盛り込んでまいりました。ことしの九月中間決算が出た段階で各行に経営健全化計画の履行状況の公表を求めまして、十二月七日に公表させていただきました。三兆の目標に対して約七千億しか増加していないということが明らかになっております。

○山下芳生君 報告のあったとおりであります。

中には貸出増どころか、富士銀行、東海銀行など六行が九月末時点でことしの三月末よりも中小企業向け貸し出しが減っちゃっているということもあるわけですが、公的資金の直接注入を受け、そしてそのときに貸し渋り解消のためにとみずから決めた中小企業向け貸出増目標のその目標が今二三%しか達成されていない。

私は、通産大臣にまずこうした状況をどう御認識されているのか、どう対応されるおつもりなのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 景気を回復させて経済を安定させようということで小沢政権誕生以来いろんな施策をとってまいりました。その中で、血液が体を順調にめぐるように融資関係が順調にいかねければならない、それを阻害している大きな

要因が民間金融機関の不良債権であった。健全化、再生化をするためにはこれを何とかしなければいけないというので、六十兆の枠をつくってこれらの健全化、再生化のために寄与することに相なりしました。

同時に、それは、昨年特に吹き荒れていた中小企業の貸し渋りに対しても金融機関はこたえてほしいという、そういう期待を持って進めていたわけでございます。しかし、なかなか思うよういかない、中小企業は喫緊の課題として融資が何とかならないかという声があつたために、貸し渋り対策の二十兆円を設置してこれを緊急避難的な対応で今日に至るまで多くの成果を上げてきたという、そういう経緯でございます。

ですから私は、本来から申せば金融機関がそういう期待にこたえて中小企業に対する融資をもつともっと行うという努力をすべきである、同時に十五行に対してその枠から資金を出しますときに計画を報告させるわけでありまして、その中には三兆円という中小企業の融資の目標が掲げられていっているわけでありまして、これを達成するために全力を挙げるといふのは彼らの当然の責務であると思ひます。

ただ、一年間終わっているわけではありませんから今後の経緯を見なければなりません。現状は必ずしも満足はいける状態ではない。むしろ監督官庁が一層督促することが大事だということで、所管の大臣にも私は直接申し上げたりもいたしております。

○山下芳生君 貸し渋りはまだまだ解消してはおりません。中小企業家同友会の皆さんが最近調査をいたしました。特別保証制度を実施して以降の調査でありますけれども、会員企業の中で貸し渋りが緩和したと答えた方は二・二%しかありません。それどころか、最近金融機関の対応に変化があるという答えの内訳を見ますと、追加担保を要請されたが二・二%、新たな貸し渋りを受けたが一・八・六%、拘束預金の要請を受けたが一・二・二%など、特別保証による貸し付けが一巡す

るに従って再び中小企業向け貸し出しに、金融機関の態度にこういう不満感がさらにまた再燃してきているという状況すらあるわけでありまして。

大臣、先ほどこういう状況を解消することが大事だというふうにおっしゃいましたけれども、やはり私も、中小企業の資金繰り、資金調達の円滑化というのであれば、まず第一義的にこうした民間金融機関の貸し出し態度を改めさせる、貸し渋りをやめさせるということが第一義的な課題であるべきだと思ひますが、念のためにもう一度御確認をお願いいたします。

○国務大臣(深谷隆司君) お断りしておかなければなりません。六十兆の枠組みをつくつたのは、中小企業貸し渋り対策のための枠組みは全くなりません。これは経営基盤を強化させて、いわゆる金融機関の足腰がきちんとしていないと経済の再生は成り立たないという大きな前提に立っているわけでありまして。

しかし、そういう状況の中でも、一方では中小企業に対する貸し渋りというのが横行しているものでありますから、その分についてもあわせしつかりやっております。こういう要請でございます。

これに対して、実際にその枠組みから資金を出しました際の十五行を中心とした銀行は、それぞれが中小企業にどのぐらいの融資を行うという目標を立てているわけでありまして、その目標に向かつて全力を挙げようというのには私は当然の我々の声でなければならぬと思ひます。

○山下芳生君 さて、そのことを確認した上で、中小企業の発行する私募債に信用保証協会の保証を付与する問題ですが、条文では、信用保証の対象となる企業は、純資産の額が一定の額以上であること、その他政令で定めるということになっておりますが、この純資産の額、一定の額というのは幾らを想定されていますか。

○政府参考人(岩田満泰君) 純資産の額でございますが、私どもは今五億円程度を考えております。

○山下芳生君 純資産五億円以上の中小企業というのは、その数は幾らぐらいありますか。

○政府参考人(岩田満泰君) これを正確に示す統計データはございませんが、私どもがもろもろの統計数値から推計いたしますに、二万社ないし三万社ではないかというふうな推計をいたしております。

○山下芳生君 中小企業の数というのは、もう何回もここで議論されましたけれども、約六百五十万社であります。そのうちの二万社か三万社しかこの私募債の対象にはならないということでありまして、これはごくごく一握りの中小企業だと言わざるを得ないと思ひます。

私は、こういう一握りの中小企業の発行する私募債に保証を付与することが、私募債を発行することができない圧倒的多数の既存の中小企業の保証にしろ寄せとらならないか、こう心配するんですが、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 繰り返して申し上げておることではあります。中小企業の資金調達、資金的な支援というのはいろんな角度からあります。一義的には、民間の金融機関が中心のものであると思ひますが、それを補完するための政府系の資金の貸し出し、とりわけ特別保証などはその最たるものであります。それ以外にもいろんな手だてでお手伝いをすることがないか、その中の一つとして、私募債発行というのを保証協会の保証をつけて出すということにしているわけでありまして、それがすべてではありません。いろんな支援の中の一つの具体的な手だてが私募債の発行だと思ひたい。

○山下芳生君 それは私も承知しておるんですが、いろんな手だての中に一つ新しいスキームが入るわけですね。そうしますと、例えば、保証協会の財務状況を私もここ数年いろいろ伺っておりますけれども、今の不況のもとで、代位弁済もふえておつて、私の地元の大阪の保証協会なんか赤字が相当膨らんで大変になっているということも聞いております。そういう中で新たにこうい

う私募債に対する保証付与というスキームをつくらねばならぬと、中小企業の中ではやっぱりごく一握りの優良な中小企業ですよ。そちらに對する保証にシフトしたいというインセンティブが働くのじゃないか、そう心配するわけですよ。

その心配と、もう一つお聞きしたいのは、いやそんなことにならないよと、例えば制度的にこの私募債に対する保証は保証協会の原資として別枠でやるんだと、そういう保証があるのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 私から申し上げるまでもないんですけども、中小企業の社債を発行いたしまして実際にその引き受け手が無い、一つ間違えたら紙切れですから、そういう形でどこでも出せるという性格のものではありません。その企業がこれから健全に運営されていく際に、直接金融のめどをつけるために私募債というのを発行するわけでありまして、この本来の性格をゆがめるわけにはいきませんから、そういう意味では、先ほど長官が答えたような一定の純資産ないしは資本金というものがなければそれは無理な話であります。

ただ、この法案を出します際に、私募債に信用保証を付すことにしたわけでございますが、それについては、今次補正予算で従来の保証とは別個に五億円の補助金を用意しているわけでございまして、保証規模で言いますと、五年間で五千億円の対応ができますから、そういう意味ではしつ寄せでそのことが他の中小企業にマイナスになるというのではないと思っております。

○山下芳生君 もう一つ別の角度から聞きたいと思うんですが、銀行によつては既に純資産十億円以上などの適債基準をクリアした企業であれば、中小企業からも今でも私募債を引き受けております。今回の法改正によつて純資産五億円以上の中小企業が対象になるというわけですが、そういう基準をクリアすれば、現在、別に保証を受けなくても私募債を発行している中小企業の発行

する私募債についても、これは保証を受けることができるようになるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) これは私募債と申し上げておりますように、基本的に相対によりまして金融機関等がお引き受けになるかどうかということでございます。その際に、信用保証を必要とされるかどうかという御判断がまずあると思います。

今回五億円にいたしましたのは、確かに御説のように、銀行の中に、全部かどうかはともかく、慣行的に十億円を事実上の適債基準として扱われておるところがあるということでございますが、信用保証をつけることによつて五億円程度までの企業が私募債の発行によつて新しい資金調達手段を獲得できるであろう、そういうことで導入をお願いしているものでございます。

○山下芳生君 私が聞いていたのは、既に保証なしで発行されている私募債、そういう力のある中小企業が今後私募債を発行する場合にもこれは保証協会の保証をつけることができるのか、あるいはそれはできないかというふうになっているのかということなんです。

○政府参考人(岩田満泰君) 金融機関の御判断、あるいは信用保証協会との協議でございすけれども、その道が閉ざされているわけではございません。

○山下芳生君 銀行はそういう企業に今後やはり保証をつけたがるということになるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) これまで極めて限られたケースにしか私募債は発行ができていないわけでございますので、今回の制度によりまして、銀行にとつても今回部分保証制度というのを導入いたしておりますので、銀行もリスクテークをしなからということでございますけれども、その中で、銀行と信用保証協会の協議の中で決められていくものと考えます。

○山下芳生君 協議の中でということが答弁なんですけれども、私はやはりこれは認識をこの点で厳しくする必要があると思っております。

というのは、例の特別保証の際に、企業債務を全額返済させて新たに保証つき債務にさせるといふ、いわばつけかえというものがかなり横行いたしました。これは一体何のために特別保証を実施したのか、銀行のリスクを軽くするだけにしか役に立っていないんじゃないかという厳しい批判がわき起こりました。

今度の私募債の保証も、今中小企業庁長官の御答弁にあったように、これまでの私募債発行企業に對しても保証をつけることを排除していないわけですから、これはまた銀行がそういうところ、今度につけかえの私募債版ともいいいますか、そういうことに走らないとも限らないわけです。そうなたら、公的信用保証制度の私は目的理念がゆがめられるおそれがある、こう思うんですが、これはいかがでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 当然のことでございますが、信用保証協会の保証を得ること、これは、そのことについて保証料等のコストがかかるわけでございます。従来、仮に、ごくわずかな数と存じますが、私募債の形で発行がされた企業にとりまして、そのようなコストアップというものについてどのようにお考えになるかということとは、当然私募債を発行される企業にとりまして、コストの問題でございまして、そうしたところもあわせ勘案されるものと考えます。

○山下芳生君 いずれにせよ、排除はされていませんね。

そこで私は、やはり改めて信用保証制度の本来のあり方というものの、この際しつかり認識し直す必要があると思ふんです。中小企業信用保険法が制定された当時の国会の趣旨説明にはこうあります。

本来、中小企業金融は小口の金融であり、かつ担保力等の薄弱なものであります。中小企業者の生産設備の弱小性等に基づく信用力、担保力の不足、経済変動に對する抵抗力の薄弱等の理由により、経営自体としましては良好でありましても、貸し出しに著しく消極的になりがちであります。

本法の目的は、中小企業のこうした信用力、担保力を補強し、さらには中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に對して緩和するところの措置を講ずるものであります。

つまり、ここでは中小企業金融とは小口の金融であるんだ、あるいは担保力の薄弱なものなんだ、そういう前提で、それを補完する制度をつくった、こういうわけですよ。

私は、中小企業国会というのであれば、今まさにこういうところにもっとさらに手厚い支援がなされるような制度に改正するというのならわかるんですが、純資産五億円以上、私募債が発行できる企業しか利用できないスキーム、これに新たに公的保証を付与するというのは、本来の保証制度の趣旨から見てどうなのかという危惧をするものであります。

この問題の最後に、今やるべきは、私、私募債の保証をやるべきじゃないと言っているんじゃないんです。もっとやるべきことがあるんじゃないかということでもあります。

例えば、特別小口保険があるわけですが、昨年、特別減税というのがやられました。そのために、結果として納税額がゼロになったしまった自営業者の方もいらつしやいます。そうすると、納税額ゼロだと特別小口保険、無担保無保証人保険が使えません。これは制度としては、政府がつくられた制度減税で納税額がゼロになった、しかしそれによつて政府の制度融資が受けられなくなっちゃう、これは矛盾じゃないかということを、私、ことし提起をさせていただいたわけです。当時の与謝野通産大臣は、これは研究させていただくという御答弁をいただいたんですが、年末になりまして、いよいよこれが非常に多くの問い合わせを私どもも受けておるわけですが、こういう問題、その後どうなっているでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 特別小口保険については、保証人の提供ができない小規模企業者に配慮して一定限度額までを小口資金について簡易迅速な審査で保証つき融資を行うということで、当該

の小規模企業者の金融の円滑化を図る目的で、これは政策的な制度としてあつたわけでござい

ます。御指摘のように、特別減税によって特別小口保

險の納税要件を満たさない場合、その影響の実態は過去の類似の事例等について十分研究しなけれ

ばならぬと思ひます。私が大臣になりましたから、これらの検討につ

きましては、引き続き検討すべき課題であるので十分に認識するようにという指示を出してあり

ますが、その検討結果が今こに出ていくという状況ではありません。

○山下芳生君 対象者はざっと六十万人に上る大

変大きな問題ですから、もう大分前に提起させて

いただいておりますから、ぜひこれ解決の方向で

検討していただきたいと思ひます。次に、新事業創出促進法の改正案について伺

います。この法律は、昨年のちょうど今ごろですが、つ

くられました。私はそのときに、大企業、何ら事

業革新を伴わない単なる分社化なども創業等とみ

なして事業革新の特例で支援するということでは

ありません。これは私は大企業の単なるリストラを

支援する、人減らしや労働条件の低下を支援する

法律になるんじゃないかと、こう批判したのを記憶

しておるんですが、当時の江崎産業政策局長は、

この法律で三十七万人の雇用の創出効果があると

答弁をされておりました。ことしの二月からこの法律は施行されているわけですが、認定を受けた件数、それから企業名、そしてそれぞれ雇用がどれだけふえたか説明をしてください。

○政府参考人(村田成二君) 先生が今御指摘にな

りました新事業創出促進法、御指摘のように今年

の二月から施行されているわけで、ほぼ十カ月

たっているわけでございます。認定についてのお尋ねでございますが、御案内のように、この法律認定を要する分社化等

に関する規定以外にも、創業等一般に関する支援

措置があるわけでございますので、そういったあ

たりも含めてこの法律の施行状況を見る必要があ

ると思ひますが、お尋ねの点について絞って申し

上げますと、分社化支援の認定実績といたしまし

ては今までのところ三社でございます。具体的

な企業名を申し上げますと、日本鋼管、それから製

版業を営んでおります陸印刷工業、クリエイティブ

浜、この三社が現在までのところの実績でござい

ます。なお、これ以外にも、現在私どもの手元に申請

したいという希望も幾つか参つておることをつけ

加えさせていただきますと思ひます。それからまた、具体的な認定企業の認定に係り

ます行為の内容でございすけれども、日本鋼管

につきましましては四分野につきまして分社化をす

る、こういう形になっております。実際問題とし

ては計画期間が平成十六年の三月までということ

になつておりますので、この十六年三月までの

計画の成果といたしまして計画期間中に、これは

定年退職等々を含めましてでございますが、約二

千四百十三名の労働力の減少、こういうことになる

計画になっております。

それからまた、陸印刷工業とクリエイティブ横浜で

ございすけれども、これも十六年八月までの期

間でございますけれども、これは具体的には三十

名近くの雇用増、こういう予定と聞いておるとこ

ろでございます。

○山下芳生君 今お聞きになったとおりでありま

す。大体私が指摘したとおりのことが起こつ

ちやつておるんです。

日本鋼管の場合は、企業は一つですけれども四

つの認定を受けております。全部既存の事業分野

をそのまま分社化してそれを認定を受けているわ

けです。これは現場の話を聞きますと、何も変

わつておりません。ラインはそのままでありま

す。変わったのはユニホームと帽子が変わつただ

けというところであります。しかし、それでも創業

等とみなしてこれを支援する。実際何が起

こつておるのかといひますと、さつき

あつたように、従業員が減らされる、賃金もこれ

からどうなるだろうかということが心配されてお

るわけでございまして、そうなりますと、これは

やはり私が指摘したとおり大企業の人減らし、リ

ストラを促進する、何の事業革新も伴つていな

い。これを通産大臣、創業などといつて支援して

いいんだらうかと私思ふんですが、いかがです

か。

○政府参考人(村田成二君) 分社化イコール雇用

者数の減、こういうことだけでは無論ございませ

んで、御案内のように、まず承認に当たりまして

は、やはりそれぞれの分野をどういふふう

に伸ばしていくか、それがまた分社化して独立した経営

をさせることによってよりその効果が高まるのか

どうかというあたりも十分にチェックいたしまし

て、そういうものについて認めることにいたし

ておるわけでございす。

それからまた、先ほど申し上げましたけれど

も、新事業創出促進法全体の思想あるいはその中

のいろいろな規定といたしましては、いろいろな

方法をもつて本社あるいは関連の今申し上げまし

たそれぞれの事業分野がトータルとして発展して

いくようにと、こういうことでございす。

したがいまして、他の認定にかからしめられて

いないところを含めまして、全体として所要の効

果あるいは成果を上げるように私どもとしては今

後も運営してまいりたい、かように考えており

ます。

○山下芳生君 ほかの分社化以外の認定はあるん

ですか。

○政府参考人(村田成二君) 具体的には認定行為

は今申し上げました分社化だけでございすけれ

ども、それ以外に、御案内のように新事業創出の

関連の保証でございすとか、あるいは中小企業

総合事業団からの創業助成金ですとか、そういう

た問題を私申し上げた次第でございす。

○山下芳生君 ないんです。いろいろな用意した

けれども、実際やられておるのとは異なる既存部門

の分社化ということしか認定されてないんで

す。何でこれが創業などと言へるのか、何でこれ

が事業革新になるのか、何でこれが支援されるの

かということをおは問題提起しているんです。

通産大臣、いかがですか。

○政府参考人(村田成二君) せっかくのお尋ねで

ございすますが、認定がなぜ必要かというところに

つきましては、これはやはり税制上の特例措置を

設けるから認定行為が必要だという形にあり

まして、それ以外の分野については特に税制上の

措置が必要ないものでございすから認定が入っ

ていない、それだけの違いでございす。

○国務大臣(深谷隆司君) 承認された案件という

のは、いずれもこれから伸びていくということ、

すなわちこの五年ぐらいいをめぐってどうだろ

うかという判断の中で新会社に独立していける

という、そういう形の経営の展開でございす。だ

から、不採算部門を切り捨てていくという形態とは

異なるわけでございす。この点は、法律上も、

当該特定事業者が実施する分社化計画が円滑かつ

確実に実施されるために適切なものであるという

ことでございす。それと一つは、当該新設

会社が行う事業活動の活性化が見込まれるもので

あるということもあわせて承認基準になつてい

て、この承認基準になつたものがこれから伸び

行く可能性を十分持っているというふう

に理解しま

す。

○山下芳生君 もう余り繰り返しませんけれど

も、これは本当に単なる分社化そのもので支援す

るんです。事業革新といへば、新しい生産形

式・方式でありますとか原材料の開発であります

とか、商品だとか販売方式の開発とか、そういう

ものならわかります。でもそういうものは一切

ないんです。ただ単に分社化ということになつて

おりまして、それ自身を支援するスキームなん

で、この今認定されているのは、それしかしかも

認定されてないんですから、これでいいのかと

いうことを私もう一度問題提起しておきたいと思

ひます。さて、今回の新事業創出促進法改正案で、今の

とはまた別に、目ききと育業のできるベンチャーキャピタリストの育成という問題が盛り込まれました。そういう能力を持つ投資事業組合に対して民間投資家からの資金調達の呼び水として産業基金整備基金から出資を行うということなんです。そこで伺いたいんですが、現在投資事業組合は幾つあるでしょうか。それから、その中心となっている業務執行組合員はどこなっているのでしょうか。

○政府参考人(村田成二君) 中小企業等投資事業有限責任組合法に基づきましてこれまで設立されました投資事業組合は全部で十二でございます。

それで、具体的にどこな中心となっているかと、こういうお尋ねでございますが、一言で申し上げるのは大変難しいのですが、一言で申し上げるは大変難しいのですが、独立系といいますが、いろいろ御自身の経験を踏まえてスピニングアウトされてそういったものをつくられたという方あるいはそういった組合は四組合というふうに考えております。それから、具体的な製造業その他の事業を行っております事業法人系が二組合というふうに考えております。それから、いわゆる金融機関系といいますが、証券あるいは保険等の関係が二組合だろうと思います。それからまた、産学官の連携あるいはその他の公的な性格を持つものが二組合、それ以外が二組合。

大ざっぱに申し上げますと、勝手な分類でございますが、そういった性格分けで考えております。

○山下芳生君 私調べられる限り調べましたけれども、この中の二組合と今おっしゃいましたけれども、例えば、東京海上キャピタルでありますとか、ジャフコ、これは野村証券ですね、あるいはエム・ヴィー・シー、これは三井物産グループのベンチャーキャピタルですが、そういう大手の金融機関や証券会社を中心になっているベンチャーキャピタルが中心になっている組合がやはり少なくないと思います。

今、そういうところがどんな投資をされている

のかということが問題になっておりますけれども、六月二十九日の日経新聞で、「VC投資、二年連続減」という報道がありました。昨年度と比べて二七％ベンチャーキャピタルからの投資が減っている。特に銀行系は三八％減り、証券系も三五％減った。「投資先企業を設立後の経過年数で分類すると、設立後二十年以上の企業向け投資額が全体の四九％を占め、前年度に比べて一三ポイント上昇した。逆に十年未満の企業は二九％と七ポイント下落した。経営悪化に苦しむ親会社からの資金協力が細った上、慎重な投資姿勢を求められ、リスクの高い創業初期の企業を避けて経営が安定している企業を重視する安全志向が強まった」、そういう結果だと、こう指摘をしております。

それから、この記事、もう一つなるほどと思うのは、ベンチャーブームの波に乗って八〇年代後半からこういう証券会社や銀行系のベンチャーキャピタルがどんどんつくられた、しかし投資担当者の大半は本体からの出向者であって、大体三、四年で本体に戻るといことになっておると。

ですから、私は、こういうところが中心になっている投資事業組合、こういうことでは目ききだとかあるいは育業の力なんというのはどうしたつてつかないんじゃないか、こう思いますが、そういう目ききだとか育業の力、これはどう見分けるんでしようか。

○政府参考人(村田成二君) ただいま先生が御指摘になられましたベンチャーキャピタルは、多分、私の誤解がなければ、いわゆる企業体あるいは民法上の組合を中心とするベンチャーキャピタルではないかと思えます。

都合大体百数十社が日本にあると思えますけれども、これはまさしく先生がおっしゃいましたように、ある意味で金融機関あるいは証券会社等々が本体自体、そのベンチャーキャピタル自身がどこかにもうけ口、利殖をねらって投資していく、あるいはまさしく親企業とそのつくった子会社と

の間の、二人組合と私も言っていますが、そういったもので、非常に企業コストを減らして、経営コストを減らしてかすかな利殖を得る、そういった目的のためにつくっている。そういったベンチャーキャピタルのことをおっしゃっているのではないかと私も思うわけでございます。

今回対象といたします中小企業の投資事業有限責任組合、これは御案内のように、国会でも御審議をいただきました中で明らかにしておりますけれども、やはりデイスクロージャーの義務、特に会計検査、経理検査、経理監査をきちっとやらなきゃいかぬということで、これは監査法人等々を煩わしてかなりコストがかかるわけでございます。

それからまた、投資先の要件というのがございまして、過半の投資が中小企業向けである、こういう要件も法律上課せられたるわけでございまして、先ほど申し上げました利殖のためにもうけ口だけを探して投資していく、そういった投資組合とは基本的に性格が異なるというふうに考えておる次第でございます。

それからまた、本法律におきまして、そういった目きき機能を育てていく、ないしは民間の目きき機能を利用しながらさらにその能力の拡大を図っていく、こういうことのために、私どもとしては、民間からの出資金とマッチングさせる形で公的機関からの出資を入れていく、そうすることによって広く民間からの投資を呼び起こす、そういったような機能を目指しているところでございいます。

○山下芳生君 投資事業組合の中心に座っている事業執行組合員がいわゆる銀行系のベンチャーキャピタルという場合もあるわけですが、ね。その場合、やっぱりどうしてもそこが中心にならざるを得ない。そうすると、さっき言ったような、三年ぐらいたって本社に戻るとか感じでは目ききとか育業とかできないじゃないか。

実際、なぜ優良ベンチャーが倒産したのかという特集も出ていますけれども、そういうベン

チャーは、もうかりそうなどころにはどつと資金を殺到して、むしろ潤沢になり過ぎて放漫経営になつてつぶれてしまふ、危なくなつたらさつと引き揚げる、こういうベンチャーキャピタルも少なくないんですね。そういうところに目ききがでるなんというって支援しちゃうと、これは本当に大変なことになる。

最後に、通産大臣として、目きき等についての認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 現在までの十二の中小企業等投資事業有限責任組合であります、この中でいわゆる金融機関系というのは二業態ぐらいでございます。だから、必ずしも金融機関がそのままやっているわけではありません。

しかし、委員の御指摘のような心配というのはないわけではありせんから、これからこのような支援を行う場合には、それらの御意見も踏まえながら慎重にやっていく必要はあると思っております。

○山下芳生君 終わります。

○梶原敬義君 最初に、最大の中小企業対策というのには、前にも申し上げましたが、景気回復と景気対策です。これはもう赤字法人率から見しても厳しい企業が圧倒的に多いわけですから、そういう点から見ても、景気の現状を一体どう見るといふことについて少し大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

私は、今政府が景気が少しくなつたとかなんとか、よく経企庁長官も言っておりますけれども、どうもそういう要素というのは安易に考えられべきではないんじゃないかと思つておるんです。

それは、第一次オイルショックの時代を経験しまして、経済統計もよく見ておりました、そのころ、第一次オイルショックの前後というのは、田中角栄さんが出まして日本列島改造計画というのがありまして、相当バブルと似たような状況でした。その後、景気の引き締めといたしますが、福田さんが総理大臣になりまして、そして過剰流動性が特に問題だということでごつと引き締めまし

て、それから大変な不況がやってきました。そして、福田さんの時代に初めて赤字国債を発行するようになりました。大体景気がよくなったと言われるのが、一九八五年のプラザ合意のその後ちよつとして、大体八九年、九〇年、景気がピークと言われておりますが、そうしたら、やつぱり十年から十二年かかっているわけです。

ああいうように、バブルにならないでも、正常な安定路線、経済成長に乗るまでには、私は今回はさらに二、三年あつた時よりはかかるんではないか。そうしてみますと、これはあと二、三年はこのままでは景気はなかなかよくなないと見るべきじゃないか。

その要素としては、一つは、内需のもとになっております国民の所得というのが、これは非常に厳しい状況で、ペースアップもできないような状況、あるいは預金金利なんかはゼロ金利が続いておる。こういう状況で、恐らく所得に見込みがない。それからもう一つは、失業者の状況、雇用情勢というのはその当時に比べても大変厳しい。本

当に厳しい状況が先行き不安を募らせております。あるいは金融業界、特に今度は生命保険に事態が移つておるようですが、依然としてゼロ金利が進行しているように、金融業界あるいは生保の業界、こういうところは厳しい。そういうことを見ますと、やつぱり日本列島改造計画、ああいうときよりもつと不況の状況というのは深刻だと、こうとらえるべきではないか、このように思うのであります。

そこで、景気対策としてはいろいろ補正予算もやってきましたが、特に二点だけ私は申し上げたいと思う。

第一点は、やつぱり何としても中小企業に関係する産業というのは住宅産業、これは八百業種連なつておるわけですから、住宅政策を、これはこの前の税制措置等の臨時措置を六カ月延ばすということを、あとさらに二年や三年景気がこういう状況ならこれはもつと思ひ切つて続けるということとを大臣に頑張ってもらいたい。

さらには、住宅取得の際の消費税は思い切つてもうカットする。その分は一部屋子供部屋ができる、そういうふうな観点から、私はやつぱり住宅取得の際の消費税には手をつけるべきだと前から言つておるんですが、いずれにしても、一つは住宅政策です。

それからもう一つは、通産大臣の管轄でいうと、通産省の範囲の中でやれることは何かと、景気対策で。それはいいいあると思うんです。例えばクリーンエネルギーですね、風力あるいは火力。十二年度の新エネルギー関係予算要求の重点というのを見てみますが、これはトータルで少しふえていていいんですが、八百七十五億円が九百十四億円。個々のものを今見せていただいておりますが、時間があればエネ庁の方から中の数字を聞くといひんですが、私は持つておりますからもう必要ないです。

いずれにしても、伸びはこれでも相当なものだと、こう言うのか。今のような不況の時期にここを思い切つて伸ばしていく、そして産業が広がる、景気にそれがいい効果を及ぼすと。日本はあの不況の折に自然エネルギー、天然エネルギーあるいは風力発電、そういうものがふえて、景気対策にも役立ち、将来の化石燃料の節約にも役立ってきたんだと、こう言われるような政策をとつてもらいたい、大臣に。

その他、通産省の管轄の中でも相当程度探す気で探せば、手を打てばそれが広がっていくというのはあるんじゃないか、こう思うんですが、大臣の今の景気に対する考えと対策についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 景気の動向についてのお尋ねでございます。

梶原委員が御指摘のように、現状、安心できるような姿ではないという認識をまず私は持つています。ただ、昨年、小渕政権誕生以来、かなり数々の手を打つてまいりまして、それらが効果を少しづつ上げ始めてきているなど、それは、今年に入りましてからのGDPの動きなどを見ても言

われることであります。恐らく、国民全体が必死になつてこの時代を乗り越えようという努力と政策的な効果が相まって、やつと明るみが見え始めたかなという、そんな状況にあることだけは確かであらうと思ひます。それと同時に、我が国を囲む経済環境、とりわけアジアの経済の状況が好転しているといふこともプラスになつてきていると思ひます。しかし、厳密に詳細を点検してみますと、例えば企業における設備投資意欲はマイナスであるし、何よりも景気を向上させるための消費者の消費意欲といふのは冷えている。

これらのことを考えますと、上向きにはなりつつあるけれども、全く油断ができません。ところで、そこで、我々は経済新生策を打ち出そうというので経済新生対策といふのを策定して、その実施のためにたゞいま第二次補正予算を編成したという状況にございます。

この補正予算は、一つには、中小企業で期待できるところ、言いかえれば、通産省で応援できることとしては、中小企業やベンチャー企業の振興とかミレニアムプロジェクト等の技術開発を通じて我が国経済の新たな発展基盤をつくる、それと同時に、社会資本の整備についても、二十一世紀に向けた生活基盤の整備充実などに重点を置いていくわけでございます。やらなければならぬことと、たくさんあると思ひます。

私は、景気の動向は明るみがや出てきて、この第二次補正予算の効果も上げて、来年の三月には二年連続マイナス経済成長であったものが初めてプラスに転ずる、その数値は別として、そのことの可能性はまずば間違いないと思つています。

そのためには一体何をやるかという点について、委員は今住宅の問題を挙げられました。おっしゃるとおりでございます。住宅は、今まで多いときは年間百三十数万戸建つたわけでありまして、去年は百十八万戸、かなり大きなマイナスであります。そこで、我々といはしましては、住宅金融公庫の融資枠を十万户追加して六十五万戸と

するなど各般の政策を総動員しているところであります。

住宅というのは、恐らく十万户プラスするだけで二兆円以上の効果があります。そしてGDPに及ぼす住宅の影響は五%と言われておりますから、これは委員おっしゃるようによい、税制も含めてしっかりと対応していくことは大事なことであり、今私たちがそれをやろうとしているところでございます。

新エネルギーの問題についてお話がございました。

これは、地球環境の問題等を考えてもとても大事なことでありと考へまして、昨年の六月には、長期エネルギー需給見通しにおいて、二〇一〇年に一次エネルギー総供給の約三・一%を新エネルギーの導入でやつていくのではないかと目標を立てました。これは現在の導入量の約三倍に相当する額でございます。過去五年間で新エネルギー関係予算を比べてみますと、この倍増を図りまして、三十九億増の九百十四億を要求しているところでございます。

ただ、私も、この新エネルギーについては力を入れるようにと、通産省の内部でも今しきりに勉強させておるのでありますが、新エネルギーそのものがなかなか思うように目覚ましい展開ができるとは思えないような背景がございます。

現在でも例えばコストが非常に高いといったような難点がございまして、新エネルギーの中心になつておりますのは廃棄物発電が特に大きいですが、廃材その他そういうもの。それから太陽熱の利用あるいは風力発電ということになるわけでありまして、風力発電は今〇・一%とまことに少のうございまして。しかも平地にセツトしなればならなくて、風の動き次第ですが、風が定期的に発電に効果的に吹く状況かという決してうではない。今の廃棄物の発電にいたしましては、いわゆるごみ発電ですけれども、焼却処理される廃棄物の量に限りがあるとか、新規立地の促進に当たつての住民の理解が必要とかいふような問

題があつて、新エネルギーというと、本当に大事なことではあるとわかつていながらも、これを極端に伸ばすという可能性においてその状況が整っていないというのが現実であります。

そういう意味で、二〇一〇年に向けて今より三倍の規模に伸ばしていこうというのは、私は現状の中では最大限ではないかなという、そんな思いを持っています。

○梶原敬義君　そこで、繰り返しますが、今度、住宅の緊急措置の分を六カ月どうも新聞なんかによると与党は延ばしていくだろうと、租税特別措置等。これを六カ月でやるということは、ちよつとさつき言いましたような景気対策からして、これはやっぱり容易ならざる経済状況の中では六カ月は短い。もう二、三年思い切つて延ばすように閣議の中で大臣から強く、これはやっぱり景気、経済対策をする大臣というのはまさに通産大臣しかないですから、経企庁長官もそうかも知りませんが、強くそのところは要請をしたいと思ひます。

それから、風力発電の〇・〇一というのは、これはエネ庁にもちょっとやる気がないんだよ。当初の計画を見て、そのまま指をくわえているような状態。これはもう前言いしましたから余り言いませんが、私の地元の方で前津江村という小さな村がありまして、そこに二基風力発電がついている

んです。そのついた場所というのは、NEDOが一年かかって風力調査したら、平均七メートルぐらいの風が吹くということで、この前行つてみました。下はそうないんだけれども、やっぱり風がひゅうひゅう吹いているんです。そこである企業が十基ほどそこにつけたいと、こういうことになったんだそうです。ところが、そこには九州電力の高圧の配電線が来ている。だから、それがネックでこれではできないということなんです。私は、すぐそこは役所の方に言いましたけれども、なかなかこれはちがいが明かない。

だから、本気でやるなら、そういうところの要望というのはもう既にあちこちで出てきておるわ

けですから、やっぱり対応次第。だから、三十九億円の自然エネルギーに対する予算要求というのは、三百九十億ならこれは少しはと思うわけですが、これはやっぱり本気で、この不況の折に日本は何をしたかと。そういうことでぜひ力を入れていただきたいわけであります。これはもう答弁要りませんから、重ねて要望しておきます。

次に、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案、もう一つの分についてはこの次聞きますが、二、三点お伺いをしたいと思います。

一つは、中小企業信用保険法及び信用保証協会の改正の中で、先ほども同僚議員から質問がありました。中小企業の発行する社債について信用保証協会が債務の履行を保証する、そして事故があった場合には引受金融機関に補助金を支払うという、こういう制度なんですね。

問題は、どの企業なら社債を発行してもいいのか悪いのか、一体だれが決めるのか、この辺についてなかなかわかりにくいんです。この辺の線引きの仕方等についてお伺いします。

○政府参考人(岩田満素君) 今回の私費償に對します信用保証協会の法制度でございますが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、純資産額五億以上等の一定の財務内容を備えた者ということになります。

具体的な審査につきましては、この制度が部分保証制度ということになっておることもございますので、より金融機関においても自分のリスクテーク分があるわけでございますのでその点での御審査があるでございましょうし、保証協会としては従来から培ってきましたいろいろな企業財務

の内容についての審査を行い、相互協議をしなから対象企業をさらに選定していく、このようなことになろうかと思っております。

○梶原敬義君 わかったようなわからぬようなことですね。

そうすると、社債を発行したいという企業とそれから銀行と信用保証協会の間で決めていくとい

うことになるわけですか。国の関与はもう基準をつくるだけ。

○政府参考人(岩田満素君) 基本的には、その三
者がそのようなことで決めると。通常の融資の保
証と同じように、この制度のもとで、法律でお決
めいただいた枠組みの中で信用保証協会と金融機
関あるいは中小企業者、この間で運用をしていた
だくということになるわけでございます。

○梶原敬義君　その基準は、政令になるのが省令になるのか、何で決めるんですか。

○政府参考人（岩田満泰君）　法律上、通産省令で

財務内容、純資産額その他について定めることになつておりまして、省令で定めさせていただく予定でございます。

○梶原敬義君 次に、中小企業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の改正ですが、今までは中小企業金融公庫がお金を出す場合は担保が必要だった。ところが今度は、この法律改正によって一定の企業であれば、そこもまた難しいのでどういう企業かというのはなかなか頭に浮かびませんが、無担保社債の引き受けも活用できるような業務範囲の拡大をする。

だから、これもどういような企業ならいいの
か悪いのかというのは、我々が法律審議をする場
合になかなかびんと来ない。これはどうなんです
か。

○政府参考人(岩田満泰君) 今回、中小企業金融公庫等、沖縄公庫もそうですが、この点の点につきましても、事業の法律にも記載させていただいておりますが、成長性、新規性の問題がございます。そういったものを評価した上で一般的な意味の財務面の審査、このような三点での審査が

成長性につきましては、これは今後の販売でございましてか市場規模の見込みというようなことを判断することになろうと考えます。新規性につきましては、新たな事業におきます製品でござい

るかどうかというように審査するということになります。

支、いわゆるキャッシュフローなどの財務面を中心とした審査を行うということでございます、このような審査に当たりまして、財務面を除き成長性あるいは新規性という面につきましては、中小公庫の中に外部の専門家によって構成されるような評価チームのようなものをつくりまして、そうした判断の御協力を得たい、このように考えております。

○概原敬義君 それから次に 近代化資金等助成法の改正ですが、この法律は、創業者及び小規模事業者等のための設備資金無利子融資制度、設備リース制度を創設する。

これも、どの企業ならいい悪いというのはだれが判断し、どう決めるわけですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 今回の制度見直しで、資金調達力に乏しい小規模企業に特に配慮する観点から、原則として小規模企業者を対象とする、その創業と経営基盤の強化のために必要な設備の導入を支援する、このような制度に衣がえをさせていたきたいということです。

このため、支援の対象となります者は、原則として中小企業基本法に規定をいたします小規模企業者といえます。製造業で二十人以下、商業、

サービス業で従業員五人以下というような者でございいます。その経営基盤の強化のために新たに導入する必要がある設備を支援対象とするというところでございます。ただし、例外的に、従業員の数が一定の数、つまり二十人というような数字を、一定の数以下であれば二十人を例えば上回るよう

また、改めまして、今回の制度におきましては、必要とする、必要があると認定される、個別認定ができるようなケースの弾力的な運用の幅は容認認をしたいと思います。

おるわけでございます。この認定につきまして、それぞれの、今度この制度を運用いたします各県に存在いたします貸与機関において認定をすることにいたします。

○梶原敬義君 時間がありませんから結論を申し上げますと、全部建前が、大筋はあなた方が議論してくれ、後は政省令でやると。よく通産省などをつくる法律は、指針とかいつて、指針の本身は全くないまま、法律審議をするときには指針、後は任せてください、こういうことです。これも全部そうです。わかりにくい。

こういうような、法律を出して審議する場合には、少しその中身を、こうこうこうだということが我々にわかりやすいようにこれから提案する場合はやってもいいんですが、大臣に最後に聞いておきます。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業設備近代化資金というのは、御案内のように今まで都道府県でやっておりまして。そして、中小企業全体を対象として職種を限定するために、使い勝手が悪かったもので、これを逆に小規模企業のためにのみ使えるような形に切りかえていこうと、創業も入りますけれども、そういう形でやることにいたしました。

前にも議論が出ましたが、使い勝手が悪いとか、PRが不足のために剰余金が出てしまったではないかという、そういう御批判もあつたわけでありまして、これからは、そういうふうな批判のないように都道府県の窓口においてきちっと対応するような指導も行わなければなりませんし、また周知徹底させるために努力をしなければならなと思っています。

しかし、要は最終的には都道府県で地域を対象にして考えていただくという、まさに地方分権の時代でありますから、いつまでも国がそこにかかわりを持つのはいかかと思ひますから、そのスタートに当たってはきちんとした対応を指示し、そして一般向けのPRも徹底するということが今の委員の疑問にはおこたえしていきなさいと考

えます。

○梶原敬義君 終わります。

○高橋令則君 自由党の高橋でございます。

中小企業特別委員会の二回目の質問でございますけれども、基本法が終わった後でございますので、各法についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

第一点は、開業そして新規事業開拓の促進は我が国の現況からいたしまして極めて緊要である、私も非常にそのように思っております。しかし、その対策、この法律もそうですけれども、もろもろにたくさんありますけれども、その前提は、やっぱりこれをしからしむる問題点というんですか、そういう問題点を摘出し、かつ的確な調査分析、それが前提でなければならぬ、このように思っております。

この新事業創出促進法の改正はこれに基づくものというふうに理解をしておりますけれども、これに対する現状認識と対策のポイントについてお願いしたいわけです。趣旨説明はお聞きしているわけなんですけれども、もう少し踏み込んだ話をお聞きしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 高橋委員の御質問の中に御提言も含まれていられると思ひます。新事業を創出していただくためには一体何が問題であるか、それからそういう適切な調査分析の上で対応を考えていかなければならない、まさにそのとおりでございます。

そこで、新たな産業分野の開拓を行う場合の最大の問題点は、一つは人であろうと思ひます。二つは金融であり、三つはノウハウではないかというふうに思ひます。これらの問題に対応するため

に新事業創出促進法では、人材確保の円滑化のために具体的に申しますとストックオプションの制度の拡充であります。それから資金調達の円滑化のための無議決権株式に係る発行要件の緩和、それからいわゆる目まきがでるベンチャーキャピタリストがつくる投資事業組合に対する公的な出資、そういうようなことを総合的に講じていく

ということがこの方針を具体化する道だと思ひます。

○高橋令則君 開業率とそれから廃業率、これが逆転したのは最近のことなので、その前は開業率の方が高かったわけですね。私も担当した時期があるんですけれども、そのときはそうではないんです、開業率の方が上回っていた。しかし、最近ではそれが逆転した。対策はどうかという点、昔は昔なりにやってきた。にもかかわらず、それ以上にいろんな対策をやつて、なおかつ開業率が下がっていく。なぜだろうかと思ひます。

私は、大臣がおっしゃるやうに、最終的に人の問題だということに思ひざるを得ないんですけれども、どうもそう言っちゃうと身もふたもないような問題になるわけですから、これじゃ困るので、教育の問題なのかもしれませんけれども、やっぱりこの部屋の中ではそれなりの努力が必要ではないかというふうに思っております。

お話を承りました。その次の質問ですけれども、今回の改正は現行の法律を発展拡充するものというふうに私は理解をしておりますけれども、現行のこれまでの経過、すなわち認定された企業の認定実数、そして実績の推移、そして株式の上場それから店頭登録をしたところがどれだけの数なのか、そしてまたこれを全体的に見てどういうふうな評価をされているのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○政務次官(茂木敏充君) 委員御指摘の新規事業法であります。新たな事業分野の開拓を図る事業者に対して支援を行うものでありまして、本年の十一月末現在まで認定実績は百八十六社となっております。

具体的な支援内容で申し上げますと、産業基盤整備基金による債務保証が百四十三件、約二百六十二億円になります。そして、産業基盤整備基金による出資が二十一、三億円、ストックオプションの特例、八十二件適用しております。

いずれの認定企業におきましても、新規性の高い事業に取り組み、業績の向上が図られておると

考えております。

また、それで業績がどう伸びているかということとありますが、特に、ヤフー、メガチップス、日本エスアイカードの三社につきましては、認定以降極めて短期間のうちに株式公開を行うに至っております。

ただ、この制度ができてから、委員御指摘のやうに、日本におきまして開業率が逆転した状況というのには変わっているかといひますと、変わっていないわけでありまして、さらに強力なベンチャー対策等が必要だと。こんなことから、大臣も先ほど答弁させていただきましたが、今回の新事業創出促進法の改正におきましては、こうした新規事業法の成果を踏まえつつも、ストックオプション制度の充実など、著しい成長性を有する企業が株式公開を目指す上で必要な支援措置を拡充したいというところであります。

また、こうしたベンチャー企業を育成する能力のあるベンチャーキャピタル、これがアメリカでは大変大きく成長しているわけでありまして、こういったベンチャーキャピタルの活用を図るためにも、呼び水といたしまして、公的機関による出資制度も拡充をいたしたところであります。

○高橋令則君 次に、新事業創出の支援体制の整備ですけれども、都道府県の既存の機関と地域プラットホームの整合性やそれから機能の分担についてはそのコンセプト等が必ずしも明確ではないという意見があります。これに対する所見と対応策はどうですか。

また、国はソフト面の財政支援というふうにしておりますけれども、施設整備の負担等のハード面の支援も必要ではないかというふうに思っておりますが、いかがですか。

○政務次官(茂木敏充君) 委員御指摘のとおり、この地域プラットホーム、まさにこれまでも整合性が十分とれていなかった既存の支援機関、これを統合すると、こういう基本的な考え方のもとで、この地域プラットホームと既存の機関を整合性を

とるといいますよりも、既存の支援機関を大きく包含する一番大きなくりが地域プラットホームであると、このようにお考えいただければよろしいかと思うんです。

この地域プラットホームは、各都道府県とみずからが中核となる機関を中心に既存の産業支援機関、例えばベンチャー財団であったり大学等々であります。これを統合、ネットワーク化したしまして、既存の機関との整合性を図りつつ、産業支援機関同士の連携を強めていくものであります。また、当該施設によって各産業支援機関の機能を活用しながら地域一丸となつて新規事業創出が図られる、このような仕組みとしてつくらせていただいております。

○高橋令則君 これは団体になるんでしょうか、都道府県もあるんですけれども、いろいろあるんです。したがって、よほど連携がよくならないと、密にしないと、この関係の担当というんですけれども、事業者にとっては使いにくい、わからないというふうになると思いますので、そのPRなりそういうことについては十分にやっていただきたいというふうに思います。

それに若干関連するわけですが、全体的な話ですけれども、この開業、新規事業開拓支援体制の整備については、各省庁そしてまた地方公共団体の横の連携が極めて重要だということに思っています。縦割りの施策は、いわゆる役所の縦割りのやり方で押しつけていくわけですが、受ける民間の方はそうじゃないんです。

したがって、さつき次官から言われたんですけれども、そういうことを含んでとにかく今回は関係省庁、そしてまた各地方公共団体の連携の体系化と言つても変ですけれども、いずれ、縦にやっただけではなく横の関係についてきちっとしたあれをやつていただきたいというふうに思うんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(深谷隆司君) 全く高橋委員の御指摘のとおりでございます。縦横本当に連携を密にしないとこの目的は達成できないと思います。

例えば、具体的に申し上げますと、昨年の十二月に成立しました新事業創出促進法、これに基づく新事業創出促進のための総合的支援体制、地域プラットホームというんですけれども、それを整備する際には、大学の技術シーズを民間事業者に移転するための機関であるTLOとの連携を通じて文部省との連絡体制、これはかなりもう進んでいまして、だんだんに私の見るところそのパイプは太くなっているというふうに思います。

そのほか、新事業創出に關しての雇用面の支援という点では、労働省と、さらに地方公共団体の連携強化ということもとても大事でございますので、各都道府県ごとに構築される地域プラットホーム、この間の交流促進とか情報ネットワークを活用した情報交換の活性化など、やるべきことはたくさんあると思いますので、意欲的に努力したいと思つております。

○高橋令則君 極めて重要な問題だと私は思つております。

多少の経験ですけれども、申し上げると、例えば労働省との関係とか、私の経験では、労働省の職業訓練のために、雇用のための補助金があるんです。それに対して、聞いたら三分の一ぐらいの助成なんです。そしてそれは、いわゆる企業が果の工業試験場に委託してきて、そして勉強する。これは三分の一ぐらいの補助です。小さな企業ですと三分の一ぐらいのあれではやっていかれないんです。いろいろ相談したんですけれども、結局ないということ、やむを得ず県が単独でやっただけです。したがって、私の記憶では、三分の一を乗けて三分の二の補助ということをやつた経過がございます。これはその経過では通産局にも話をした経過があるんです。相当昔の話ですけれども、そういうケースが多々あるんです。

したがって、各省庁の垣根ではなくて、こういう問題についてはぜひ横の関係ができるように大臣から関係大臣に対して言つていただきたいというふうに思います。これは要請をしておきます。

それから次に、中小企業の私募債の引き受けの問題であります。各委員から話がございます。かなり条件は厳しいというふうに私は思つております。制度そのものは私は賛成するんですけれども、翻つて、そして自分のことを考えると、恐らく該当するものはないのじゃないかなと思つておられるわけです。これはやむを得ない話といへばそのとおりで、それでは身もふたもない話になるんですけれども、それでも困るだろうなと。これは大都市だけだということでもいかがかなと思つておられるので、こういう遠い地域に対する制度の普及の仕方とか取り組み、そういったものについてでもやっぱり工夫が必要ではないかと私は思ふんですけれども、いかがですか。

報、これは次官からもちよつとお話があったんですけれども、こういうふうな問題は特に重要ではないかと思ふんです。これは突然恐縮なんですけれども、格付のための情報の開示とか、そういうことについてはいかがですか。

○政務次官(茂木敏充君) まさに委員御指摘のとおり、私募債の発行を推進していく、そうすると投資家の側から見てもどういふ企業であるかと、こういう企業情報の整備というものが大変重要であるわけでありまして、企業の格付などの企業情報の整備、これに現状では困難が伴う、こういった実態もありまして、現状が極めて不十分だ、こういう認識を我々も持つておるわけであります。

そこで、当省といたしましては、私募債保証制度の運用に当たりまして、信用保証協会による審査能力の強化等々とあわせて、金融機関や投資家が中小企業の信用リスク評価を行う際の一つの大きなよりどころとなるよう、政府系金融機関等が保有する企業データを活用したデータベースの構築を検討するなど、必要な企業情報の開示等々に関する環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

現在では、私募債について大体純資産額が十億円以上等々の財務内容を備えた企業でなければ引き受け手がなくて事実上発行できない、こういう形になっておられて、今回の制度創設は、もう少し下のレベルの企業でもこういった私募債が発行できるように、資金調達の手段を広げよう、こういうことであるわけです。委員も御案内のとおり、この発行に当たりましては、企業の信用力を調基本的には背景として市場から直接資金を調達していく、こういう性格を持つております。

また、今回の措置にしましては財政負担を伴う、こういうこともあるわけでありまして、純資産額につきましても、十億円とはいきません、五億円以上ある、一定の財務内容を備えていることを要件としております。ただ、本制度の利用状況につきました、今後の実態動向等も踏まえながら見直しも図つてまいりたいと思つております。

○高橋令則君 条件については、私は今の五億円については、それはスタートの時点ではそうかなというふうに思ひますけれども、その条件の今後の推移を見ながら改善が必要だと思ふんです。それから、もう一つは企業の格付のための情

私募債に対する信用保証割合を引き下げる。それからもう一つはてん補率、これをできるだけ高率にしてくれという話です。いかがですか。

ばならないということで、部分保証制度が必要というところでございますが、同時に、できる限り広い中小企業者に社債の発行の道が開けるようにという意味で、その両方を考慮いたしまして九〇%ということでございます。

九〇%をどんどん引き下げていくということは、中小企業者が社債の発行をどんどんしくなっていく方向に行くわけでございますので、私ども、制度発足としては一〇〇とゼロとの間の九〇ぐらいが適切ではないかと、こう考えたわけでございます。

それから、通常の融資の場合の保証ですと七割というものが普通なんでございますけれども、今回は旧保険公庫、中小企業総合事業団でございますが、八割まで担保をして、保証協会の負担をできる限り小さくするという制度にも考慮をしたつもりでございます。

○高橋令則君 八割というんでしたら、恐らく私どもの方の会長もいいじゃないかという話になるであろうと思っておりますので、そのようにお願いしたいと思っております。

次に、ベンチャーキャピタリスト、これが非常に今少ないんだそうですね、目ききができる人が、これはやっぱりそれなりに専門の養成というんですか、これが急務ではないかという言い方があるんですね。今、恐らく国内では百人ぐらいしかいないんじゃないかという説もあるんです。これに対する対策はどうでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) いわゆるキャピタリストというのは日本では非常に少なくて、実際にやっておるのは十人ぐらいじゃないかというふうに言われております。アメリカなんかでは千人単位というふうに言われております。今の十名というのは正式にキャピタリストと名乗って活躍している人でございます。

そこで、日本にはそういうふうなキャピタリストは少ないわけですから、これを養成していかねばなりません。通産省としても、優秀なベンチャーキャピタリストの育成という観点から、海

外研修の促進事業、これは昨年三十三名から成る派遣をいたしました。そのほか、今度の促進法の改正において、いわゆる目ききができるベンチャーキャピタリストがつくる投資事業組合に対して公的な出資をする。

これも調べてみますと、やっぱりキャピタリストの最大の条件は研修じゃなくて実践だそうですね。そういうものを中心にして育てていかなければならないということで、これから優秀なキャピタリストの輩出、育成のために全力を尽くしてみたいと思っております。

○高橋令則君 私、手元持っているのは、実はその養成スクールのあれもあるんですけども、そういうことですので、ひとつ促進と申しませうか、できるように努力をお願いしたいと思っております。

次に、中小企業近代化資金等助成法についてでありますけれども、この制度は、今まで私も担当したことはあるんですけども、なかなかいいんですけれども、使い勝手の極めて面倒な制度でもあったわけですね。会計検査などでやられてしまつた大変苦労したこともあります。したがって、そういう認識に基づいて、今度の新しい制度はそういうじゃないかというふうには私は認識をしておりますが、その点。

それから、既に梶原先生からお話があったんですけども、今二十人ですね。これはやっぱり少ないのもつと上げて、そしてこれは都道府県知事の特認という話もあったんですけども、これをもう少しきちんとお話をいただきたいというふうに思っています。

最後ですけれども、これは長官ですけれども、この改正に伴う実施時期、それから体制、それからちよつと金がかかるんですね。したがって、これは事務的な話ですから、そういう経過的な問題について円滑にできるように、言ってください。

○国務大臣(深谷隆司君) 前半の件について私から御報告いたします。先生は副知事を経験されておられますから、実

際にこの中小企業近代化設備資金を使った経験からのお話ございました。全くそのとおりでございます。現在までの設備近代化資金というのは、対象となる業種とか設備が詳細に限定されていた。そして実施主体が、設備資金貸付制度では都道府県、設備貸与制度は都道府県の中小企業振興公社等、二つに分かれておりました。したがって非常に使いにくい制度だった。今度、中小企業振興公社に一元化していくということ、大分違ってくると思います。

同時に、業種とか設備の設定を廃止いたしました。中小企業者及び経営基盤の強化に必要な設備の導入であればこれらの種類を問わないということとで幅広く支援対象とすることにいたしましたから、大分違ってくるのではないかとこのように思っています。

それから、例の中小企業の対象の枠でございますけれども、政令で定める一定の従業員数以下の企業であつて云々とありますが、現在これでいけば例えば二十名でございますが、これはやっぱり五十名ぐらいまでの規模に上げた方がいいだろうと思ひまして、これは実態を調べて御期待に沿うような形で進めたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) この改正法の施行時期は平成十二年四月一日からと、県の実務とも関係をお願いいたしますので、そのように考えております。

実施体制につきましては、今大臣から御答弁申し上げましたように、貸与機関に一元化をするというところでございますので、それに伴います経過措置等、例えば地方交付税の扱いの問題等々につきまして、現在自治省とも調整を続けておりまして、今度は貸与機関に対応する財政措置として考えていただく、このような方向で調整をしております。

○高橋令則君 しっかりとやってください。終わります。

○水野誠一君 私は、今日の日本の中小企業が置

かれています状況、それからそれをどう活性化していくべきかということの重要性についての認識はほぼ皆さんに共有されているものになっていると思っております。

そこで、先般審議されました中小企業基本法、これは何と三十六年ぶりの改正だったということでありまして、これまで通産大臣の答弁からも大変大きな意気込み、これを感じることができまして、日本の中小企業政策自体がまさに五十年あるいは百年に一度の大転換を迫られている、こういう時期であるという認識を深めております。きょうはそうした観点から本法案の幾つかの点について、また中小企業政策における政府の役割などを主に伺つてみたいと思つております。

まず、基本法の審議のときに、この委員会でも、まさにこの場で、私は日経新聞に出ておりました「さらば「大樹のかけ」」というタイトルの新聞記事を紹介させていただきました。まさに中小企業が今までの系列、大企業の傘の下で安穩としていられない時代になつてきた、むしろ大樹の陰から離れてみずから自分たちの工夫、そして知恵によつてどう生き延びていくかということの動きが一部にあらわれてきている、こういう紹介記事だったわけです。

その中では、特に、一つの中核企業を中心として、塗装、板金などそれぞれ異なる技術分野の中小企業がネットワークを組んでいる。それぞれの強みを生かして、何と大企業、これはもう本当に大きな航空機であるとか造船であるとかというような大企業二千社と取引をしている、こんな元気なケース、こんなものを紹介されておりました。また、神戸では、共同出資でトラストファンドを設立してメンバーの資金調達の円滑化を図っているというような事例、こんなことも紹介をされておりました。これからの中小企業の連携のあり方として私は大変印象深い記事だということ、御紹介をさせていただきます。

今回の法案の数多いメニューの中にも、この話に関連するものが幾つかございます。中小企業団

体の組織に関する法律の一部改正の中で見る事ができます。企業組合などが株式会社、有限会社など、組織変更の際の手段円滑化を目指した内容であります。これが先ほど申し上げたような中小企業同士の連携によるメリットを最大限生かす選択を与えるものであれば、私は大いに評価したいと思っています。

まず、この点について伺いたいと思うんですが、そもそも事業協同組合や企業組合を組むことのメリットというのはどのような点にあるのか、それからこれら組合などに対するこれまでの支援策は一体どのようなものになっていたのか。この点からまず御説明をいただきたいと思っています。

○政府参考人(岩田満泰君) 企業組合は個人が組合となりまして設立される組合でございます。会社のように最低資本金の制限がないということでございます。設立時の資本金額が低額でございます。法人格でございます。小規模で簡易な創業に責任の体制がとれまして、小規模で簡易な創業に適しているというメリットがあるかと存じます。

最近では、このメリットに着目をして、企業をリタイアした人材ですとか高齢者、主婦などが在宅福祉サービスなどの介護福祉関係の事業を始めたり、保母や看護婦の経験を生かして託児所を開設したり、地域の特産品を商品化したりするという事例もふえてきているところでございます。

一方、事業協同組合でございますが、御案内のように相互扶助の精神に基づいて、例えば新技術、製品開発、あるいは市場開拓、共同生産、販売というような、共同で行うことによりまして、事業者の事業の展開でございますとか経営の革新でございますとか、そういったことを図る組合としての確かなと思います。

最近では、特に異業種の方々が連携をされ、事業化を目指して共同の研究開発などソフトの共同事業を行う事例も大変ふえてきているところでございます。

このような組合に對しまして、これまで私も、生産、販売、あるいは製品技術開発等の共同

事業への支援をいたしました。交流会やシンポジウムの開催、異業種連携による新製品、新技術が行われる場合のそれへの支援、あるいは情報化ネットワークの構築、あるいは多様な連携組織による調査研究事業を支援する、あるいは新事業開拓のためのコーディネートによる経営技術、マーケティングなどの連携支援といったような側面につきまして、融資あるいは補助金というような多様な支援を図ってきているところでございます。

○水野誠一君 ありがとうございます。こうした組合などのうちから、事業協同組合では約二割、それから企業組合では約四割が株式会社、あるいはその他の形態もあるわけですが、有限会社も含めてですが、化を望んでいる、つまり株式会社化を望んでいるという調査結果があると私は聞いておりますが、株式会社化あるいは有限会社化することの最大のメリット、つまり組合などの形態のままであることのデメリットというのは一体何なのか。

それからまた、言いかえると、事業協同組合の八割、あるいは企業組合の六割は株式会社化などを望んでいないということに就くこともできるわけでありまして、組合形態に対する今御説明のあったようないろいろな支援策が株式会社化することによってどう変化するか、つまりそういった支援策というものがなくなってしまうということなのかどうか。この点はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 組合の持ちますメリット、あるいは会社になりますことについての関連という御質問でございますが、事業協同組合と申しますのは、御案内のとおり、法人税の軽減税率があるというような形のメリットというものはなくなるわけでございます。株式会社化すればこれはなくなるわけでございますが、一方におきまして、一般の中小企業に転じるということでございますので、そうしたもろもろの中小企業対策の支援策があるということは当然のことです。

一方、組合のままであることというのは、相互扶助の精神が流れているというようなこととの関係におきまして、例えば員外利用が一定の比率以下に抑えられるとか、あるいは資本の増強あるいは雇用者の増強といったようなものに制限が加えられるという不自由さが残るわけでございます。

そこで、組合という形で最低資本金などの縛りにとらわれずに、また一方で軽減税率の支援というようなものも受けながら事業が展開をされて、結果として、むしろそうした優遇策と支援策よりはもっと自由な事業展開の方が望ましいという形に到達したときに株式会社を選択するという道があり得るんだと考えております。それがたまたま御指摘ございましたような比率で世の中に存在をしている、このように認識をいたしております。

○水野誠一君 次に、大臣にちよつと伺いたいんですが、今中座されたので、どうしましょうか。

○委員長(陣内孝雄君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(陣内孝雄君) 速記を起こしてください。

○水野誠一君 大臣をお待ちしておりますので、早速大臣に伺いたいと思います。

特別信用保証の十兆円積み増し、一年延長には、前回も私指摘をさせていただいたんですが、まだまだかなり疑問を抱いている面もございまして、新産業創出や中小企業政策において金の面での政府の手とり足とりが行き過ぎるのではないか、それによって副作用が出てくるのではないかと、思っています。これはよく言われることであります。過保護が逆に日本の中小企業全般の競争力あるいは体力を弱めてきたんじゃないか、こういう指摘についての問題意識ではないかと思っております。

特別信用保証をとらえていろいろな批判もあるわけですが、例えば淘汰されるべき企業をただ延命させる政策ではないかと、こういう批判はこれまでもあったわけでありまして、昨日も民放の報道番組、テレビ朝の「サンデープロジェクト」で、海外のファイナンシャル・タイムズの指摘としてこの点が強調されておりました。

この辺について、大臣が今後どういうふうにお考えなのか、大臣の御姿勢を伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 私は、この信用保証協会による対策というのはあくまでも緊急避難的な措置だと。フィナンシャル・タイムズその他の批判を聞きますと、これが継続した場合には確かにそう言われてもおかしくないが、去年のあらしのような貸し渋り、その中でどうにもならない、ここで資金を補充させれば間違いなく頑張れるの、というそんな状況の中で、やはり政府としては、緊急避難対策として臨時の二十兆の枠をつけたというところは、私は成功であったというふうに思っています。

そして、現に昨年十月一日から始まって今日まで十八兆四千億円出ておりますし、五百七十七社数えられる中小企業のうちで五百五十社以上が借りて、つまり五分の一の方々がそのことによって息を吹き返して現実に頑張っておられる。その状況は、数からいっても状況からいっても否定すべきものはほとんどない。しかも、その返済に関しては、次の月から、あるいは三カ月、六カ月、十二カ月後といういろいろありましたけれども、九〇%以上の方々が返済をして、既に返済額も三兆円ぐらいいなくなっている。やはり借りたものを返そうという中小企業の熱意というのはそこからもうかがえるような気がするものであります。

数が多いから、中にはあのテレビでも指摘するような、いかがかという思いがございまして、中小企業全体を元気づけて、このあらしのようなときを乗り切っていくということのためには私は適切であったし、十兆円の追加というのは

は、なおこの資金を求めている企業が四分の一以上に達しているという状況を見ればやむなきことではないか。

しかし、いつまでもそのことに甘んじているというのではいけませんから、早くこの十兆円一年延長の中で中小企業の方々が一層前進できるような体質をみずからも開拓してつくっていただくということにぜひ頑張ってくださいたいと願っております。

○水野誠一君 次に、本法案の中でも一部手当てがされているようですが、企業の資金調達環境における直間比率の問題について触れたいと思います。

金融機関から借り入れる間接金融と、企業が社債などによって市場で調達する資金、つまり直接金融のバランス、これはよく言われるように、日米比較をしてみると全く彼我の差というのがあります。つまり、日本では銀行借入が大半を占め、社債発行が一割程度、それに対して直接市場の発達しておりますアメリカでは、銀行借入が二割、社債五割という状況で、もうまさに対照的な数値になるわけです。

日本上陸で話題になっておりますNASDAQには、御案内のように五千社を超す企業が登録し、活発な資金調達市場を形成していること、これが大きく寄与しているわけでありまして、日本でも新しいマザーズといった市場が出てくる等、期待はいやが上でも高まっているところでもあります。

日本企業の間接金融依存の特性、体質というのが、まさに金融機関の貸し流しの影響をものにかぶらざるを得なかった、こういう状況だと思えます。通産省のみならず多くの民間アナリストの間でも指摘されているところでありまして、まさにこの問題を解決していくために中小企業の社債発行というものが今回の法案で触れられている。ここについては、私は大いに注目させていただきたいと思っています。

これについてもほかの委員から幾つか質問がござ

いました。しかし、ここでやはりちよつと気になるのが、大企業と違つて中小企業の信用力を補完するものとして、また各都道府県の信用保証協会がこれを補完するというふうになっているわけですが、この新制度の利用を望む中小企業というのが、どれくらいあるものなのか、どうその予測をされているか、この点について簡単に答えをいただきたいと思います。

○政府参考人岩田満泰君 今回御提案をいたしております制度のもとで、純資産額五億円以上という一つの要件を想定いたしておる関係でございまして、その関係では、先ほど御答弁させていただきましたが、関連するデータから見まして二、三万社程度の企業がそうした条件を備えているのではないかと考えます。

一方、私も昨年度実施いたしました政府関係機関を通じて調査いたしました調査では、回答をした中小企業の約二割の人たちが信用保証をつけた私債の発行をしたい、ついでに信用保証をつけた制度を創設してほしいということを要望しているという実態がございました。

○水野誠一君 時間もないので、この点は余りこれ以上伺いません。

ただ、先ほど政務次官からお話があったように、フレキシブルな運用それから条件の見直し等も含めて、やはりこれは相当そういった内容の見直しというものが必要になってくるのではないかなという感じがしております。これはまた改めて次の機会に伺えればと思います。

さて、大阪府の信用保証協会をめぐってんまつ、これについて御説明願いたいと思うんです。全国で初めて、金融当局から経営改善を要する協会という指摘を受けた。昨年五月に金融監督庁に経営改善計画も提出しているというふうになっております。

代位弁償の原資となる協会の基本財産が二〇〇一年に五百億円ショートするという試算を受けて、これを埋めるために銀行などに支援を求めた

ところ、保証をつけるかどうかの審査をしたのは保証協会であつて融資が焦げついたからといって銀行に補てんを求めるのは筋違いといった答えが返つてきて、一部銀行が反発したということを報道で拝見しています。

この問題についてはどのように決着したのか、また大阪以外の信用保証協会の財務状況をどのように把握されているか伺いたいと思います。

○政府参考人岩田満泰君 御指摘のように、大阪府信用保証協会につきましては、平成十年三月に経営の改善を要する協会に選定を行いました。同協会におきましては、平成十三年度までの経営改善計画を策定いたしまして、同計画の実施を行つておるところでございますが、これまでの経営改善計画の実施状況につきましては、代位弁償の集中的な解消という点、金融機関からの負担金の受け入れなどについて計画に沿つた形で進んでおると考えております。

引き続き、同協会の経営改善計画の円滑な実施について私どもとしても適切な指導を行つてまいりたいと考えております。

○水野誠一君 この信用保証協会の代位弁償額については、その七〇％または八〇％が中小企業総合事業団の保険によつて賄われると聞いておりますが、中小企業総合事業団は政府出資の特殊法人でございます。万一保証協会が倒れるようになった場合には、その最終的なツケは国民に回つてくるという厳しい指摘もあるわけでございますが、この点について大臣にどうお答えになるのか伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 特別保証制度を実施するに当たりましては、昨年の第三次補正予算で二千億円、今般の補正予算で九千億円を計上しております。また、特別保証分とは別に信用保証協会の経営基盤強化として百十五億円計上しております。予算措置については、制度設計上許容されている事故率を超えない限り国民の負担がさらにふえるということはない、こう判断しています。

済みません。今般、今般の補正予算、九千億円

と言つたんですけれども、九百億円の間違いでございます。済みませんでした。訂正いたします。

○水野誠一君 特別信用保証についても一つ伺いたいと思うんですが、これを利用して銀行などが当初旧債振りかえ、いわゆる古い債権を振りかえるというように利用しているんじゃないかという指針によって改善されたという説明も聞いております。しかし、自己資本比率の向上という命題を抱えた金融機関にしてみれば、より貸し倒れリスクの少ない融資に振りかえようとする構造的圧力が働くというのにはある意味で当然のことでありまして、こうした旧債振りかえのようなやり方が本当に今はなくなつていくのかどうかという点にも疑問を抱いております。

さて、特別信用保証の十兆円積み増しについて、これ以上私は申し上げませんが、政府が抱えられるリスクにも限界がある以上、信用保証協会に安易に頼つた資金供給スキームには相当慎重であるべきではないかと思つております。必要なのは、リスクを負うべき主体、これは銀行だとかベンチャーキャピタルなどがそうなるわけですが、その責任能力に見合ったリスクを適正に負担するだけの能力を備えること、これが何となく重要なことでありまして、政府が国民の税金をパツクに無限にリスクを負うことは、長期的に見れば健全なリスクマネー市場の育成にも阻害要因となるのではないかと、かように思うところです。

リスクマネーの供給を円滑化する上での政府の役割が金融機関などの敬遠するリスクをしい込むことにあるとは思えないわけでありまして、この点についてどのようにお考えなのか、大臣に伺いたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 大臣の答弁の前に、ちよつと数字的に申し上げますと、目下のところ三百三十兆余りが中小企業金融の総額でございます。例えば、その中の百兆は都市銀行とか、地銀が七十兆、あるいは信金が五十兆、信用組合が十五兆、そして商工中金とか中小公庫、国民公庫合

せますと二十五兆ぐらいでございまして、それから保証協会がそれらとの連携で三十兆というわけですから、やっぱりあくまでも民間金融機関が主体で、その中で補完的な、潤滑油的な役割をするのがこの保証協会だということでございますので、これからはやはり民間が主体になっていただきますながら、それを景気変動等にに応じて補完するという役割だと思っておりますが、一生懸命これはさらに保証を進めてまいりたいと思っております。

○国務大臣(深谷隆司君) 二十兆プラス十兆の保証協会の対策は、あくまでも緊急対策でございまして、これは国あるいは信用保証協会の引き受ける分野が非常に多いわけでありまして、一般的に考えた場合には、委員御指摘のように、それは民間金融機関が負うべきものはきちんと負っていただく。それぞれの立場が責任を受けなければこれからの経済活動は不可能であろうと思えます。

○水野誠一君 いずれにしても、リスクマネー市場の育成ということ、これが非常に重要なテーマだと思えます。そしてまた、中小企業にとっても、過保護によって日本の中小企業の競争力がかえって弱まったんだと、単なる延命にしかならなかったということを決して言われないように、ひとつしっかりとしたかじ取りをお願いして、私の質問を終わります。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

さきに成立しました中小企業基本法の改正、それから、きょう提案されております中小企業の事業活動の活性化に関する七つの法律及び関連する法律の改正、そして新事業創出促進法といった今回の各論レベルと、両方パッケージにした基本理念の変化というのがまず大事だろうと思えます。その基本理念の確認を初めにさせていただき、個別の問題に入りたいと思えます。

大臣に伺いたいと思いますが、先般もここで議論されましたように、昭和三十八年の中小企業基本法の制定以来、大きく世の中変わってまいりま

したけれども、旧法と新しい基本法との最大の違いというのは、古い法律では、中小企業というのは弱者である、そしてこれは小さいものは大きくならなければならない、二重構造のもので保護しなければならぬという考えであって、その時代には確かに合っていたとは思いますが、時代が大きく変わって、今や中小企業に望まれるものは、経済社会の活力の源泉である、新しい産業の創造の場でもあるし、雇用創出の場でもある、そしてまた技術の新しい芽を出すところでもあり、新しいマーケットを開くところでもある。こういう前を向いた、二十一世紀に向けた、日本経済社会を引っ張っていくのが、今アメリカを絶好調にさせているアメリカの中小企業と同じように日本でも中小企業ではないかということが議論されたと思えます。

そういうことで考えてまいりますと、実は一番大切なことというのは、中小企業は確かにまだ弱体のところもあります。弱いところもあります。保護しなければならぬのはわかるけれども、基本的な理念としては、今回の二つの法案の審議に当たっても、中小企業の自立、自助、自存といえますか、それが私は根本になければならないと思うんですが、大臣の御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(深谷隆司君) 加納委員のおっしゃるとおりでございます。私が下手な演説をするよりも、今のお言葉そのままで十分だと思います。

○加納時男君 もし私の申し上げたことが大臣と同じだとすると、これは恐らく私は大臣からすごい影響を受けているわけですよ、お互いに言っちゃいけませんけれども、大体年はそんなに違っておりません、少し先輩でいらっしやいますけれども、同じ江戸で生まれまして、私も下町であります。中小企業に開かれて育ってきたというので全く同じ考えになったのじゃないかと思っておりますので、ぜひとも今の考え方でこれからも審議に当たらせていただきたいと思います。

うんです。今申し上げましたチャレンジ精神を鼓舞していくといった面、新規事業を起こしていく、創業する、非常にポジティブな面と、しかしそれはいつても、まだ大企業の下請という言葉はよくないですけれども、協力企業として非常に苦しい状況にあるという中小企業があるのも事実だし、さらにごく少数でやっていらっしやる、自営に近いような中小企業の方がおられるのもこれは事実なんです。

私は弱者切り捨てとかというのは反対なんです。大事だと思えます。しかし同時に、前を向いたものも必要だ。となると、二つの政策、私の言葉を使わせていただくと、一つは、ポジティブな市場原理に基づく経済政策としての中小企業対策、もう一つは、社会のやばいいろいろな条件があつて、まだまだ発展するためにインキュベーターは必要でありますし、あるいは保護しなきゃならないそういう社会政策的なもの、あるいは競争に敗れてリタイアする方にかに軟着陸していただくといった社会政策。

経済政策と社会政策がごちゃごちゃになってとかく中小企業論は議論されるような気がするんですけども、この二つの側面、大臣、どのように考えたらいいでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 冒頭お話がありましたように、中小企業というのは本当にいろんな面をお持ちでございます。もう一息で市場に参入できるようなそういうところもあれば、新たな事業を起すというそういう可能性を非常に強く持つ、技術を持った内容のところもありますし、一方において、一生懸命頑張っているけれどもなお思うようにいかない、これは弱者切り捨てならその対象になるかもしれないというそういう層もあ

りです。だけれども、その一つ一つが活力を増さなければ中小企業全体の底上げができないわけでありまして、そういう意味では、活力のあるところにはもっと元氣を出してもらい、まだまだ支援が必要なきときには手厚い対応をするという、そういう

こちら側もきめ細かな多面的な政策を打ち出していかなければならぬと思えます。

○加納時男君 ありがとうございます。

大臣、ちょっとお休みをいただきました。その間に法務省の方に一つ伺いたいと思うのでござい

ます。

今の大臣のお話をずっと伺ってまいりまして、やはりこれからはこれからの経済社会の大きな担い手として中小企業の新規創造というか創業が大事だし、そういう面では株式会社をつくりたいという人に対してもつくりやすいような制度というのが必要だと思っております。現在商法で見ますと、株式会社というのは最低限一千万円になってい

ると思えます。これを一千万円よりももう少し下げて創業しやすくするという考えがあつてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(小池信行君) 株式会社の最低資本金についてのお尋ねでございますので、商法の立場からお答えをさせていただきます。

株式会社は最低資本金の額をどの程度に設定するのが相当かというの極めて難しい問題でございます。委員が御指摘のように、このハードルを低くすればそれだけ新規参入が容易になって経済の活性化につながる、そういう面は確かにあるうかと存じます。一方で、債権者の保護という観点からいいますと、最低資本金と申しますのはその企業が保有すべき純資産の最低額の基準でござい

ます。したがって、これはできるだけ高い方がいいということになるわけでございます。つまり、最低資本金のベースが高ければ、企業と取引をしようとする人は、少なくともこれだけの資産を持つていようというふうな期待をいたしました安んじて取引に際するところがあるわけござい

ます。そういう二つの面を兼ね合わせて決めなければならぬというところがござい

この株式会社の最低資本金という制度は、平成二年の商法改正で取り入れられたものでござい

用意できるのではないか、そういうことからただいまのような形の新たな方針を打ち出したわけでありました。

したがって、一口に言えば、ラーメン屋さんをつくるのもこの資金を活用できるわけであります。小さな文具店でも洗濯屋さんでも何でも、とにかくやろうとする場合にこれが後をぐっと押す力になっていくのではないかと。担保がなければ政府の関連の機関で買取ってリースにして、リース代だけをいただくのではないかと、そういう数々の方針の中で小規模の皆さん方のお手助けをするということになりました。

ただ、お話しのように、小さいから、弱いからお手伝いするというだけでは決してありません。小さくても新たに何かを始めて頑張るんだということがいわば設備投資にもなっていくわけでありますから、そういう意味では、そういう自主的なというから、自助努力をしようとなさる方々に政府がきめ細かくお手伝いをするんだ、その方向を示すんだということにも一つの意義を考えていると御理解いただきたい。

○加納時男君 わかりました。小さいから意欲がなくても応援する、まずいラーメンでもつくるといふんじやなくて、おいしいラーメンをつくらうというところを応援するよと、こういう意欲のある人、自立したい、自助努力をしたいという人に対しての応援歌であるということなら私は理解します。

しつこいようですけれども一つだけ、それでもまだ疑問が残っているのは、ならばそういうような社会には日本が変わっていくのが望ましいし、そのリーダー役を実は深谷大臣がなさっていると思っているわけです。ならば、これは時限立法でもいいのかと思うんですけれども、時限立法になさらないで、これ私、時限立法だろうと思つて読んでいたら、恒久立法みたいなんですけれども、恒久立法にした理由は何かでしょうか。

○政務次官(細田博之君) これはいろいろ中小企業政策の歴史と関係があると思うんです。

というのは、中小企業政策が戦後ずっと拡充されていく中で、まず無利子制度をつくるべしと、これは一番理想です。ね、借りる側から見ると、それから保証料だということのもそうですね。あるいは無担保無保証というののも一つの理想。この三つの理想を求めて、特別の政策をとれという強い政治的要請もあり、我々国会の歴史でつくってきたということもあります。

だから、中小企業総合事業団で今ある高度化融資でも、協業組合や合併に近いような協業をして、あるいは公害対策の設備を共同で買う、そういうようなときにはもう無利子貸し付けだということでも巨額の政府出資を投入していますし、これも、巨額の補助金あるいは保証料がたざということ、やっぱり巨額の保険庫の出資金を必要とするわけです。

しかし、そこまでつぎ込んで時代時代の政策要請に応じてやろうということでもやってきておる中で、加納先生、金融の問題でも長期で考えた場合、経済的なバランス、金利のバランスから見てどうかとおっしゃることは、まことに片方で真実としてあるんです。金融常識から一歩外れて、政府の特別な措置として導入してきたということに着目していただきたいと思うわけでございますので、ちよつと申し上げました。

○加納時男君 ありがとうございます。それで、次の話題に移りたいと思うんですが、ストックオプションについて伺いたいと思います。

ストックオプション、私の理解しているところでは、将来のある一定の期間にあらかじめ定められた一定の価額で一定の数の株を取得するという制度だということに理解しているわけでございます。これ、これがまさに新規創業とかそれを刺激していくいい道だろうと思つていてるわけでございます。私の質問は、まず、ストックオプションの現在までの採用状況といふますか、どのくらい浸透してきたのでしょうか。

○政務次官(茂木敏充君) 先ほど大臣の方からも

答弁させていただきましたように、これから伸びていく企業にとって必要なものが三つある。一つがやはり人材であり、二つ目が資金であり、そして三つ目が経営のノウハウである。こういう点におきまして、これから伸びていく企業、研究開発などで高度な人材を必要とするわけですが、しかし資金力とか知名度が不足しているために人材の確保が非常に困難である。

このストックオプション制度、今委員の方からごさいましたように、企業の成長そのものがこの企業に参加する人間にとっても資産の増大につながる、こういった意味から人材確保の円滑化に大きな意味がある、こういうふうにごさいます。

ストックオプションの導入状況につきましてのお尋ねであります。現在調査ができております上場もしくは店頭公開企業に限ってでございますが、これまで約二百五十社が導入している、このように把握しております。

また、創造法の認定企業に対するアンケートを行いました結果では、今後株式公開の意欲を有している認定企業中、実に七割の企業がストックオプションをこれから導入していきたい、こういう予定を立てている。このように認定企業の実際のニーズも非常に高い、このように認識をいたしております。

○加納時男君 認定企業は非常に導入の意欲が高いという茂木政務次官のお話、非常に参考になります。ありがとうございます。

ちよつと細かい質問になつて恐縮なんですけれども、法律を一生懸命読んできたつもりなんですけれども、非常に読みにくいところもあつたんですけれども、創造的企業活動促進法というのと新事業創出促進法というのがあるんですね。名前がすごく似ているんですけれども、書いてあることはかなり違うわけですね。

話はストックオプションですけれども、創造的企業活動促進法では、ストックオプションについて付与限度を発行済み株式総数の十分の一という

商法の原則を変えて五分の一にするというふうにあります。今度は新事業創出促進法の改正というのをずっと見ていきますと、これは商法の原則の十分の一を三分の一にする。

だから、名前はすごく似ていて、どちらも創造的とか事業とか言葉がくっついてるんですけれども、言葉の配列が違ふ法律なんですけれども、これで五分の一になつたり三分の一になつたりするのは何ででしょうか。

○政務次官(茂木敏充君) 委員よく御存じの上で答弁の機会を与えていただいているんですが、今御審議をいただいております二つの法律におきましては、一方で先進的な事業に取り組む企業を支援対象とするものであります。これらの企業が求める優秀な人材を確保する必要性はそれぞれ違つてくる、それぞれに対応しまして特例措置を引き上げる、こういうことをごさいます。

御指摘いただきましたように、新事業創出促進法の改正におきましては、全国的に見て従来になつていない事業分野の開拓を図ることに加え、短期間のうちに株式公開等若し発展を目指す、これから公開していくんです。こういう企業を支援対象としておりまして、専門的かつ高度な知見を有する人材を確保することが非常に必要性が高い、こういう観点からストックオプションの上限を三分の一といたしております。中小創造法の支援対象である、地域においてどちらかといいますと独自の強みを発揮する研究開発型企業、これが今度十分の一から五分の一に引き上げるといふことであります。これより高い付与上限を設けている次第であります。

○加納時男君 茂木政務次官の答弁非常に明快でよくわかりました。簡単に言うと、一つはローカルベンチャー、片一方は目玉といふますか成長産業で上場を目指すもの、こういうことですね。非常に飛び出すようなものとじつと根を張るようなもの、だから根を張るのが五分の一で飛び出すのが三分の一、こういうことで、大変よくわかりま

した。

これは別に質問じゃないんですけども、これからの法律の名前の案をつくるときに、私、きょうネーミングにえらいこだわって済みませんけれども、創造的産業活動促進法とまず頭に聞いて、次に新事業創出促進法と聞いて、内容が完全に違ふということ、国会テレビで多分中継されていきますけれども、よく国会テレビ見たよと私のところに視聴者から電話が来るんですけども、これがわかる方が何人いるのかな、ちよつと疑問に思っています。きょうは決して、私この法案に賛成でございまして、反対しませんが、ネーミングのときになるべく素人が聞いてこういうことかなと、元氣の出る産業育成法とか、そういうふうな書いたら非常にわかりやすいと思うので、お互いに余り難しい表現じゃないもので国会審議をやつていきたいと思うわけでございまして。

次はベンチャーについてちよつと触れてみたいと思います。

これも先ほど来いろいろお話が出ておりますけれども、この十月に施行されました産業活力再生特別措置法という前の国会で議論して通つたものがあつて、施行されたんですけども、技術開発活性化がうたわれているわけでありまして、これはアメリカのバイ・ドール法をモデルに、国の委託研究で企業が開発した特許をその企業が保有できる条項というのがまさにこの目玉だと思ふんですけども、これ十月に施行したばかりですから、きょうが十二月十三日ですが、ですからまだ二カ月前もたつていないわけですから、まだ実績は余りないかもしれないけれども、反応といいますか、私非常に期待している法律なものですから、反応がわかりましたら教えてくだされい。

○政務次官(茂木敏充君) 米国のバイ・ドール法であります。これは一九八〇年に成立をいたしました。八〇年以前のアメリカの大学の取得する特許は大体年間二百五十件ぐらいでありましたのが、九〇年代の半ばになりますと、このバイ・ドール法の効果によりましてこれが千六百件ぐら

いにふえてまいります。

こういう効果もありまして、同じような趣旨で日本版のバイ・ドール条項、こういうのを設けさせていたたいわけでありまして、委員御指摘のとおり、本年の十月に施行されたばかりであります。通産省の関係におきましては、既に情報処理技術やロボット技術に関する委託研究を初めとして二十四件が適用されております。関係省庁におきましては、現在、適用に向けた作業が行われていると聞いておりまして、今後バイ・ドール条項の着実な適用が期待されておるところであります。

○加納時男君 もう二十四件というのは非常に不足が大きいと思います。これはこれからの大きな目玉になると思いますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

この関係なんですけれども、大臣に一つ伺いたいと思ひます。

私は、産学官の連携というのはこれからの日本の技術の発展させていく上で非常に重要だと思つております。それからまた、ベンチャービジネスに対する、先ほども目ききという言葉が使われたと思ひます。同僚の高橋委員の御質問に対して大臣が目ききが大事だと。私も全く同感でございまして、こういう目ききのできる人というのは一体だれかということなんですけれども、やはりベンチャーで成功した人だとか、あるいは大学で非常

にビジネスの方に精通した方が結構おられるわけですね。そういうことで考えていきたいと思います。事業可能性評価委員会というような名前、いろいろ考えていらつしやる方もおられるようでございしますが、この辺をどんなふうにかえるのかなと。

この間、実は十一月二十一日でございしたか、あのときは中小企業基本法だったんですが、参事人質疑が行われて、それを伺つていたときに、折口雅博さんが参事人から来られたわけであつた。ジュリアナ東京のプロデュースをやつた非常

にチャーキヤビタルはベンチャービジネスで成功した人がなつていくことなんですか。

つまり、目ききがあるかどうかというのは、実際にやつて成功した人なら目ききと言へるけれども、何かいつも文章だけ、別に役人の方の悪口を言つていられるわけじゃないけれども、文章だけ書いてる人が私はベンチャービジネスの目ききがあるとは悪いけれども全然思いません。そういう意味では、やつぱり目ききというのは、成功者というのとはすこゝちよいだ。だから、京セラを成功させた人とかセコムを成功させた人とか、そういう人というのとは私は本当にすばらしい、創造的な面では、クリエーティブな面ではすこゝちよいだと思ふんです。

こういつた折口参考人の御指摘、アメリカのベンチャーキヤビタルはベンチャービジネスで成功した人がなつていくことであるとか、京都のベンチャー企業目利き委員会だとか、非常におもしろい話があると思ふんですけれども、大臣、何か御感想があらましたら、目ききということでコメントをいただけたらと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 京都でベンチャー企業目利き委員会というのが二年半前につくられてまして、まだその成果は十分上がつていませんけれども、徐々に実績を上げていくのではないかと思つております。こういうのをよく注目しようと思つております。

アメリカでは、今お話があつたように、みずから起業家として成功した経験をお持ちの方々などがその経験や知識をもとにしてベンチャーキヤビタリストとして活躍されていると聞いています。日本の場合にはまだ非常にそれが数少のうございまして。国がベンチャーキヤビタリストを輩出していくために研修制度であるとか、あるいは今回の新事業創出促進法の改正でも、ここに民間投資家からの資金供給の円滑化を図る呼び水としての産業基盤整備基金から出資を行うというようなことをしておりますが、ベンチャーキヤビタリストはその体験、経験の中からより実践者として強

くならない言われていますから、まさにこれから育成でございまして。ぜひまた、委員はいろんな面で御活躍ですから、御示唆を賜ればありがたいと思ひます。

○加納時男君 どうも大臣ありがとうございます。同じく折口さんが言つたことで私は非常に印象に残つたのは、日本でベンチャービジネスが育たない原因の一つに教育があるんじゃないかと。私もいろいろ経験したことがあるんですけども、アメリカの教育というのはちよつと変わつてゐるんです。小学校のときに足し算、引き算とか、もちろんそれは教えますけれども、一番大事なことは、折口さんの言葉をかりますと、日本のように足し算、引き算、そして正解が一つしかないものをどうやつて見つけるのか、これがよくできる人が小学校から塾に行つて、中学校に行き高校に行き、そして大学の入試でも正解が一つというものをうまく短い時間で当てる人が頭のいい人。私は頭がいいとは思つて思ふない、努力する人だと思つてゐるんですが、そういう人になつてゐる。

ところが、アメリカの方ではむしろ教育の基本というのは、自分は何のために生きてゐるのかとか、それから世の中のために何をしようとする人になれるのか、そういうことを大事に教育するといふんです。それから、自分がどんな夢を持っているか、理想は何か。日本では理想はと言つたら、早く家へ帰つて寝ること、塾のない世界とか子供が言うらしいですけども、そんなのじゃなく、やはり将来は政務次官になりたいとか、そんな立派な、立派かどうか、立派ですよ、そういう夢を描く。

そういう生き方も一つの例ですけども、日本の国を住みやすい国にするために自分はやるとか、困つてゐる人のお手伝いをしたいとか、それから看護の仕事をやりたいとか、お医者さんになつて苦しんでゐる人を助けたいとか、これはすこゝちよいだ。発展途上国へ行つて十分に水道のな

いところがあればその水道が出るような、使えるような工事を将来したいとか、もつと胸が熱くなるような、そういうことを語ってくれるアメリカ人の子供がいるんですけれども、日本人の子供は会ったことがないんですよ、さっぱり。

ここはやっぱり一つ教育に問題があるんじゃないか。ベンチャービジネスをやるといふのは、子供のころから自分はこのことをやりたいという夢を描きながらやってきた、そして学校で教えるのも、あるゴールを決めたならそれに対してどうやったらどんなアプローチがあるのかという、正解は一つじゃない、これがすごく大事なことです。公務員試験も正解は一つじゃないという問題を出すとか、大学の入試もそうやたらいいだろうと思ふんですけれども、きょうは余り脱線しちゃいけないのでとへ戻しますと、こういうベンチャービジネスをこれからの日本でももつとと社会の大きな芽にいくためには教育問題というのの大事だなと。

教育というのは文部省がやればいいというものじゃなくて、文部省はもちろんですけれども、あらゆる政治家が考えなきゃいけないことでもあると思うので、政治家としての大臣の御所見を伺えたらと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) フロンティア精神、開拓精神というのを子供のころから涵養するということはとても大事なことでございます。

戦後、教育というのは学校教育、家庭教育、社会教育とあるのですけれども、どちらかというと学校教育に傾り過ぎてしまった。子供のころから、今先生が言われたようなチャレンジ精神とか人のために一身を尽くすとか、そういうものがなかなか培われない、そういう状態があった。社会でも、昔の人たちは、例えば他人の子供でも悪さをすれば、それが日本人として恥ずかしうるときにはきちっと注意したのですが、今はかえって嫌われたらいいけないというのでぐっと一歩も二歩も下がってしまう。教育の面で言えば、足し算、引き算、記憶力、そしていい学校に入つてエスカ

レーターに乗って進んでいくことが家庭も含めたみんなの希望。こういう中で私はチャレンジ精神というのは育たないと思つてゐるわけでありま

す。そういう意味では、私たち政治家も夢を描きながら活発な議論を天下に向かって語り続けるような努力もしなければならぬというふうに思っています。

今度、小中高生を対象にして、起業家精神の涵養のための教材の開発とか、学校と産業界との交流の促進事業というのを積極的に進めていこうと

してありますが、これはまさに文部省と一体となつてやることでございます。

我々としては、起業家精神が涵養されていくような教育、社会、家庭での努力というものを一層高めて、そして政治や行政の面では、人が足りない、お金が足りない、ノウハウが足りない、

そういう具体的なことにたえていきますけれども、多くの人が新しい事業を起す、新しい仕事に挑戦する、そういうものをつくり出していくようにみんなが努力をしていく時代ではないかと思ひます。

○加納時男君 力強いお言葉、ありがとうございます。これは私も政治家一人一人がやっぱり考え、努力していかなくちゃいけないと思つております。ありがとうございます。

話題がちよつと変わりますけれども、特別信用保証について、同僚議員も聞いていらつしやいますので、ごく簡単なことだけ追加で質問させていただきます。

今回、十兆円の積み増し、一年間延長ということになったわけですが、これはもともと特別保証枠を二十兆円に設定したときにも議論があったこと、これはモラルハザードになるんじゃないかとかいろいろありました。

絞っていくとか、いろいろお考えがあるとは思いますが、今回の十兆円の枠の拡大と一年間の延長というものは、消えるべき企業と言つちや悪いんですけれども、本来ならば消えていかもしれない企業を存続させることになったりして、政策としては一貫性に欠けるんじゃないかと、いった批判も一部にはあるんですけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、委員も御指摘のうちに、これはあくまでも緊急避難的な措置であります。

昨年の状況を眺めてみますと、周りの中小企業でもそうでございますが、通常の定期的な融資が民間金融機関からきちんとなされていなければ何でもないものを、ある日突然ストップされたり、あるいは条件を変更して例えば担保をもつとよこせとかいふようなことを言ってくる大変な状況があらました。私のところにも直接地域から御相談があつて動いたこともございます。本来政治家は細かく動くべきではないとは思つていますが、そういう状況があらましました。そういうときに、やはり政治が手を差し伸べてこの時代を乗り切るための何らかの御支援を申し上げるというのは当然のことであらうと思ひます。そういう意味では、二十兆円というのは緊急避難的な、しかも政策的な手だてであつたと、こう思ひます。

ですから、早くこの時期を脱して、そしてこの融資制度、一年延長しますけれども、その後延長しなくても済むような経済状況の変化というものをきちんとつくつていかなければなりません。そういう意味では、これはあくまでも緊急避難的な措置である、しかも政治的な配慮で行つたものであるということの御理解をいただきたいと思ひます。

それから、モラルハザードの問題については、先ほどもお話が出ましたけれども、テレビ、週刊誌等マスコミで、つまり悪い部分をクローズアップさせてあたかも全体がそうであるかのとき報道が聞か見られるわけでございます。それは、何事をやにしてもそのようなマイナス点はどうしてもやむを得ないとは思ふのでありますが、現に百万件以上がお借りになつておられる状態の中で、それは数の中にそのようなことがあつたかもしれないのでありますが、しかし圧倒的多数の中小企業者が全力を挙げて返済をされて頑張つておられるわけでありまして、私は、ただ命を長引かせたといったようなそういう冷ややかな目でなくて、これによって頑張つて時代を乗り越える中小企業者の皆さんの活力と返済しようという誠実な姿を信頼したい。そこにこの結論を見ていかなければならぬのではないかと。そういう点から考えましても、現在、代位弁済率が〇・四％台であるということは、まず私どもの願ひにかなつてゐると思つております。

○加納時男君 ありがとうございます。

私の感想を込めた質問で、大臣の御所感を伺えばありがたいのですが、あと一つでございます、それで交代したいと思ひます。

実は先日、東京商工会議所で中小企業の幹部の方々と、私もよくいろんな中小企業の方と会いまして、お会いしたときに、とてもいい話を聞きました。

今まで政府に対して中小企業としていろんなことを要求してきた。いろいろやつてくれたけれども、しかしこの特別保証枠は役に立つものはない、本当にありがたい、助かった。政府、自民党、自民党と言つてくれませんでしたけれども、よくやつてくれた。これは自民党だけじゃなくて与野党皆さんに御賛同いただいたわけではございませんが、よくやつてくれた。そこからなんです。ここまでは政府がやつてくれた、これから自分たち企業がやる番だと言われたんですね。もう胸が熱くなりました。

明治三十三年、西暦一九〇〇年に、自分のことは自分でしつかりやる、人のせいにはしない、自分のできる限り社会に貢献する、これを四つの文字で書いた方がいました。独立自尊という言葉であります。深谷先生の愛する母校のライバルのま

たすばらしい学校の創設者である福沢諭吉先生がおつくりになった独立自尊という言葉であります。この他人に迷惑はかけない、自分でやるんだという精神こそ、中小企業の今回の大方針転換といえます。政策の転換、そして皆さんの法律の改正、基本法の改正、これらの要素を含めた私は時代的な象徴的な言葉が独立自尊の重視だと。

来年は福沢諭吉先生の「修身要領」に書かれた独立自尊が発表されてちょうど百年でございます。この百年の節目にこの中小企業法が改正されるということはすばらしいと思うんでございます。が、今の東京商工会議所の方の発言についての大臣の御感想がありましたら教えてください。私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(深谷隆司君) いろんな角度から中小企業を支えて中小企業に活力を出していただきたいと政治家同士あるいは政党の中で協議をして、そして通産省そのほか挙げて取り組んで出した政策の方向がこのたびの信用保証協会の特別融資でございました。

しかし、一方においては、それを必ずしも正しく見ないで冷やかな報道もあります。これはまあ仕方のないことでありますが、そういうときだけに、実際に借りて助かって頑張っているんだというそういう方々から商工会議所等を通じてそのような声が上がってくるということは、私どもにとりましてはもう涙の出るような感激であります。

ぜひ中小企業の皆さんがこれで頑張った時代を乗り越えていただきたいし、そして当然のことながら返済についても全力を挙げていただくような、また返済ができるような経済環境をつくるために一層努力していきたいと思っております。

○加納時男君 ありがとうございます。

これで同僚の山下委員に交代いたします。

○山下善彦君 自由民主党の山下善彦でございます。大臣、よろしく願います。

今回のこの中小企業国会、二十一世紀の我が国

の産業の担い手として、今日まで我が国の経済の底支えをしてまいりました中小企業をいかに育てまた創業させていくかという前向きの政策を樹立していくための開かれた国会であると私は認識をいたしております。

私は、地方議会生活十五年を経験した人間でございます。この間一貫して、中小企業の振興なくしては我が国経済の発展また再生はあり得ないと訴えてきた人間といたしまして、今回この中小企業国会に論議をさせていただく機会をいただいたということ、多少興奮をしながら質問をさせていただきます。

具体的に入らせていただきますが、まず中小小売商業の問題について伺ってみたいと思います。商業集積の、その中でも活性化について伺ってみたいと思います。

我々、私を含めて多くの政治家が地元に戻ります。そうしますと、恐らく、駅をおりて商店街を歩いていく中で、商店街が寂れてきたと、本当に実感として商店街の皆さんの気持ちを感じて取っておる方がほとんどであろうと思います。そういう意味で、特に歴史があつて地元の顔となる中心の商店街が大きな変化がだんだん見られてまいっておりますが、非常に心を痛めておるわけでございます。

昨年成立いたしました市街地活性化法を初め、中小企業庁でさまざまな対策を講じていただいておりますけれども、単純な補助金だけでは解決できる問題ではないと思っております。あるにこしたことはございませんけれども、むしろ地元のコセンサスをいかににつくり上げていくかが極めて大切であるかと私は思うわけでございまして。このためには、アメリカを初め諸外国の成功事例をも視野に入れて、しっかりと研究を積み重ねていかなければならないと考えております。

町の顔であります商業集積を活性化するために必要となる方策につきまして、特に地元のコセンサス形成に行政としてどのように取り組んでいられるのか、まず通産大臣の御所見を伺いたい

と思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 山下議員が長年地方議会で頑張っておられる話がよく存じ上げております。それだけに、地域の商店街の活性化等に御熱心であることも心から敬意を表して承知をしております。

委員御指摘のように、アメリカなどでは地域活性化について非常に活発な動きがございます。ただ、日本と若干違いますのは、アメリカの場合には地権者が自分の住んでいるところの地価が下がらないようにとか、そういう意識が非常に強いためにその点でコセンサスがまとまりやすいんです。そして、一種の特別組合といったようなものをつくりまして、専門家を呼び込んで具体的なプランを立てる。そのときには、参加した人たちの過半数を超える人たちがいると、残りの意見を抑えてもそれを一定期間断行するというようなやり方が非常に行われているわけでございます。そういう意味では商業集積の活性化に取り組む事例も多くございまして、成果も上がっているというふうに思います。

私たちの国もこのような状況を見習うべきところは見習いたいというので、昨年は中心市街地活性化法ということでまさにタウンマネジメント手法というものを取り入れる政策に進んでいったわけでございます。そのためには、町づくり機関としてTMOというのがまず日本式につくられまして、そこに専門家を集めて、地元の関係者のコセンサス形成を続けながら、中心市街地の商店街の集客力とか魅力の向上を図るためのさまざまな企画を立案し実施していく。国としても、TMOが行うコセンサス形成、構想・計画策定事業に対しての支援、各般のお手伝いをしていることと

思っているわけでございます。ただ、アメリカとの違いは、今申ししたようにコセンサスが固まると強制的なやり方でぐっと前進できる、そこが日本ではなかなかうまくいかないところがございます。いずれにしても、タウンマネジメントの成否を

握る地元のコセンサスということはとても重要でありますので、それを形成するために地域で頑張っていただくとともに、国も大いに支援をしていかなければならないと考えます。

○山下善彦君 一問大臣にお答えをいただきましたら若干落ちついてまいりまして、落ちついて質問をさせていただきます。

私の地元は御案内のとおり浜松市でございます。今、駅のあるところを歩くと、先ほど申し上げましたように駅前商店街、昔はほとんど周辺部から駅を目指して、この商店街で買い物したりいろいろイベント活動に参加したりということがありました。最近では、せいぜいあそこにとまっている人は、外国から来た人たちの待ち合わせ場所であつた人々はおられますけれども、ほとんど地域の商店街の皆さんに聞きましてもお客としての存在ではない、そんなような状況で、空き店舗が非常にふえてきておるのが現実の姿であります。

こういうような状況のもとで、来年の六月には中小小売業の保護をうたった大店法にかわりまして周辺環境の保持を目的とする大店立地法が施行するわけでありますけれども、この辺のニュアンスを聞いてみますと、今までの程度は保護してきたこの法律が、規制緩和によってこんなような形になるということで、地元の商店街の皆さんは何か不安な気持ちを持ちながら戦々恐々として毎日である、こんなような声を聞いておるわけでございます。

もともと、大店法の廃止そのものは日米構造協議の場でアメリカ側から問題提起をされ、規制緩和の観点から廃止されたものであるわけでございましてけれども、私は、何が何でも規制緩和をすればいいというものではないと思うわけでございまして。特にこのよい例が大店法であると私は認識をいたしております。

これから二十一世紀に入りまして、高齢化が叫ばれておりますけれども、まだまだ高齢者がふえる中で、本当に近所の歩いていける商店、そ

うものが現在はまだ申し上げましたように空き家になってしまった。これから高齢者がふえる中で、買い物に行くにはバス、車を使つて行かなければいけない、そんなところにしか商店がないという状況になりますと、やはり我々の身近な、国民生活を送ることができない、そんな時代が来てしまふんじゃないかなという危惧もいたしております。特に、高齢者が遠くまで行きますと、車の事故の件数もこのころは大幅ふえてきているということも聞いているわけでございますが、そういう意味では商店街の存在は大変貴重なものでありまして、この大店法が廃止をされるのであれば、このような商店街の持つ機能への配慮を絶対欠かしてはならないと私は思うわけでございます。

そういう意味で、中小小売商業に対する今後の支援策の充実の必要性について重ねて大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。また先ごろ改正をされました基本法の施策、今後、改正前と改正後どのように変化をしていくのか、その辺についてもポイントを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) まず、大店法については、委員もそうでありまして、同僚議員の多くは、かつて大企業の進出で中小商店街、商店が壊滅的な打撃を受けるというのであつた法律を立ち上げたわけでございます。当初はかなり効果を上げていたわけですが、今のようにならぬと形骸化してしまつたという感じが非常に深くございまして、

そこで、当時、私たちも皆さん方と御相談したいながら、アメリカなんかの実態も見てみました。そうしますと、確かに国法では、国の法律ではこのような保護的なものは見られないのであります。州とか郡の法律できちつと中小商店を守るといふ仕組みがあるんですね。

そこで、我々も発想の転換をしなきゃならぬなということから、例えば一つには大型小売店立地法というのをつくらうというまじりになり、一

方では都市計画法を改正して、むしろ交通の流れとか環境というのから大型店に対する何らかの規制を求めていくということができないだろうか、あわせて中心市街地活性化法で個々にてこれをやっていくとどうだ、この三つ合わせて町づくり三法制度という形でこれからの展望を持つたわけでございまして。

残念ながら、大店法はまだ来年六月まで続くわけで、これらが本当に動き出すのにまことにこれからという時期でございまして、それだけにさまざまな工夫が必要かと思つております。

私は、通産省の諸君に命じて、既に具体的なプランを立てているような場所将来性のあるようなモデルケースを自分も視察に行きたいし、そういうことを提示することで各所がそれを参考にしたいだらうかな、こう言つておるわけでございまして、まだまだそういう状況ではございません。

今、次にお話しなされた高齢化社会、何となく寂しい感じはいたしますけれども、しかしそういう時代が来ることは現実に肌で感じておりますし、そうなるとどうするか、その場合に、お年寄りが地方に車に乗って出かけるというわけにもいきませんで、結局は地元がもう一回見直される時期が来るだろうというふうに思ひます。その見直しされる時期にすべてが終わつてしまつていたのではなりませんから、それに備えて、今申し上げたような町づくり三法を活用して活性化を図つていくということがとても大事ではないか。

具体的に申し上げれば、空き店舗の活用によつて活気をもたらす。これはたしか衆議院の委員会で、企業組合でボランティア活動の皆さんが少人数で集まつて健康器具とかお年寄りのためのさまざまな医療その他を販売できる店、あるいは身障者もあわせたそういう店を空き店舗に一つや二つつくればんじゃないか、そういうことなども考えていったらいいのではないかと話もありましたが、そういうテナントをやはり具体的に考えていくということなども必要だし、あるいは商店街

ではファクスネット事業等のソフト事業をお考えになつていただいて、これに対する支援を行うとか、カード事業なんかもそうかもしれない。駐車場、アーケードといった商業基盤施設の整備に対する支援等がこれから具体的にできるわけでありまして、要はその商店街であらゆる角度からどうやったら商店街が再生できるのかということをも十分お考えいただき、その御相談なども実は三百の支援センターでやるようにしていきたいと思ひますので、一体となつて努力をしていきたいと思ひます。

○山下善彦君 力強い御答弁、ありがとうございます。

今の御答弁の中でも、通産大臣が直接そういう地域に足を向けてというお話が出ておりました。この町づくり三法も法律としては通つて施行されていくという過程で出るわけでございますが、なかなか町のそういう商店街の会長さんを始め、理解をするまでに大変な年月がかかろうと思ひます。そういう意味では、通産大臣を初め各関係の皆さん方が直接出ていただいて、それなりの商工会議所なりなんりの場面で積極的にアピールをしていただくこともこれは大変重要なことであると思ひますので、ぜひその点についてはよろしくお願い申し上げます。

若干細かい部分を伺いたいと思ひますが、中小企業政策審議会の報告の内容でございます。『個々の中小小売商業者の経営の革新に向けた自助努力に対し、支援対象組織の拡大も含め一層有効な支援方策の検討を進める必要がある。』と、こういう指摘がされておるわけでございまして、今後どのような観点から問題を検討されていくのか、この辺について当局に伺つてみたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) 中小小売業の活性化ということ、ただいま御答弁を大臣からもさせていただきまして、これまで中小企業庁では商店街を中心とする対策を長年にわたりやってきました。また、中心市街地活性化法の関係

では、さらに商店街という見方から、商店街を取り巻く面の対策として中心市街地活性化対策が講じられたわけでございまして、そうした対策が講じられたといたしましても、実は基本的にはやはりその商店街を構成する個々の個店がどのような対応をしていただけるかというところにポイントがあるわけでございまして。

要は、個々のお店、仮に商店街を訪れられても、そうした訪れられた人たちが買う気になつていただける、買うことが楽しいと思つていただけるような店になれるかどうかということが重要であるということでございます。その意味で答申の中にそのような御指摘をいただいたということでございます。

ただ、この点はまさに小売業の経営革新ということでございまして、個々の店の商品の構成でございますとかサービスの内容あるいは提供の方法というようにございまして、製造業などとはまた違った難しい側面を持つてございまして、その意味で、審議会段階でも、まだこれからの一つの大きな研究課題だという形で指摘にとどまつておるわけでございまして。

いずれにせよ、商店街の問題というのは、前向きに解決策を見出していくためには、最終的には基本はやはり個店対策ということが非常に重要だということで、その点についてもよろろの新業態の開発でございまして、そうした経営の革新のありようということについて私も一緒にこれから研究を進めなければならぬ課題であると考へております。

○山下善彦君 十月二十五日の新聞報道に載つていたわけでございまして、商店街の競争力を強化するため二〇〇〇年度から商店街競争力強化基金を中小企業総合事業団に創設するというところで、各地域の実情に応じて自由度の高い資金を供給すること商店街の活性化を図る、こういうような記事が載つていたわけでございまして、この点について、そのとおりで進められようとしておられるのか、この辺について伺いたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) 御指摘の商店街競争力強化基金でございますが、最近のいろいろな地域間、集積地の競争の激化とかいうことの中におきまして、先ほど来御議論になっておりますタウンマネジメント、テナントミックスをどうするかというような事業、あるいは商店街トータルとして統一したイメージづくりとかいうものをやること、あるいは中心市街地の場合のようなるものもろの計画を策定する事業といった広い意味でのソフトな事業というようなものの需要があるわけでございますが、これは一方におきまして、各商店街ごとに皆ニーズが違ってくるというように、対応ができるような、個々の事情に柔軟に対応できるような基金のようなものが欲しいという御要望があったわけでございますが、来年度の創設に向けて平成十二年度概算要求の中で要求を行っております。

現在、財政当局との間で調整を行っておりますが、要求の実現に向けて努力をいたしたいと考えております。

○山下善彦君 先ほどの大臣の答弁、また今当局からお話が出ています。このTMOが現在全国で設立をされておられるわけでございますが、市町村の策定する従来の基本計画に比べてまだTMOの設立、これは日が短いということもあるかと思いますが、非常に少ないような感じも現在いたすわけでございます。

実は、浜松では、このTMOの設立を目指して浜松市民、それから地元、商業者、学識経験者などで都心にぎわい市民会議、こういう名称で、これが十月七日に設立をされたわけでございますが、活動を始めております。

中心市街地活性化対策については、このTMOに対する支援も含めて、これから予算編成を行う平成十二年度施策ではどのような事業を考えておられるのか、この辺について伺いたいと思います。

○政務次官(細田博之君) これまでもこの中心市

街地活性化対策はさまざまな面の施策を講じております。

それは、例えば商業・サービス業集積関連施設をどう整備していくか、あるいは都市型のファッションとか民芸品等の店舗も含めた新事業支援施設の整備、あるいは食品関係商業基盤施設、いろいろな市場なんかの整備、あるいは駐車場、旅客・貨物輸送の円滑化、それから高齢者施設、住宅なども含めまして総合的な町づくりをやるべきだということを進めております。

そして、実は関係省庁が今役所で集まりまして、この中心市街地の対策室があるんです。そこへぜひ皆さん御相談いただきながら、今まで約百九十近い町づくりの基本計画が出されておりました、それを要素別に皆リストにして、どの町ではどういう工夫をされていますか、参考にしてくださいという資料もつくっておりますので、ぜひ御参考いただきたいと思います。

御質問の平成十二年度の施策としては、これまでの施策に加えまして、TMO構想作成事業の予算拡充とか、そういった足らざることをやっておりますが、この中心市街地活性化法は施行後新しいものですから、まだこれまでの予算を大いに消化していただくということを重点にしております。

それから、例えば浜松市のように五十万を超える巨大都市、地方都市としては巨大でございますが、それから我々のような十五万ぐらいの松江市とか、いろいろな状況が違いまして、松江市でさえ市街地を全部古いところから新しいところから発展させようと思つて無理でございますから、計画を一つずつモザイク状に積み上げていった方がいいんですね。

東京都でも葛飾が出てきましたけれども、ほかの町は全部違うわけですから、したがって、まともなところからまともな、さらにそれを追加してどんどん全市に広げていくようなそういう工夫はぜひ必要であつて、全体がまともなまで待つというのとはなかなか時間ばかりかかって大変だとい

いう気がいたします。

○山下善彦君 ぜひこのTMOの支援、よろしくお願ひをしたいと思います。

中小小売商業問題につきましてはその辺で終わらせていただきます。次に、小規模企業対策について数点伺つていきたいと思います。

小規模事業者に対する小企業等経営改善資金融資制度、いつも私もマル経制度と、こういうふうな言っているわけですが、このマル経制度のための予算を見ても、大体その融資規模は五千五百億円ですか、このくらいで推移をしております。特に、昨年四月の総合経済対策や中小企業等貸し渡り対策大綱に基づいて七千億円の貸付規模にはなっておりますけれども、このマル経資金は、資金の乏しい小規模企業にとっては非常に有効な金融対策として現実には機能を果たしております。今後この制度が充実強化されることを切に要望いたします。

ところで、この制度は、貸付限度額は五百五十万でありまして、別枠として四百五十万の上乗せが可能になっております。しかし、この上乗せ制度そのものは来年の三月までということになっております。経済対策閣僚会議がこの十一月十一日に決定をした経済新生対策の中で、マル経融資制度の特別措置の延長がうたわれていると思ひますが、いつまでこれが延長されるのか、まずお伺ひをさせていただきます。

それと、私としては、ここでお伺ひして、できればというより、この際、せっかく中小企業国会として今回の国会が開かれているわけでございますから、この特別措置を恒久化をさせていただきたい、こういう要望も入れながら質問をさせていただきます。

○国務大臣(深谷隆司君) この五百五十万のマル経を四百五十万の別枠を設けることで限度額を一千万円にしたというわけでございます。これをまず延長させるといふのが今私たちの主張でございます。とりあえず十二年度の予算にどうやって獲得するかということで、今全力を挙げて

いるところであります。

何とか獲得するというところで頑張りますと申し上げて、よし頑張れとおっしゃるのかと思つたら、これを恒久的にやれということですが、よく財政当局と相談したいと思ひます。

○山下善彦君 この辺は、私ももとと生まれが中小企業の生まれ育ちでございます。地元へ帰りますと、それこそ毎日生の音が入つてまいります。特にこのマル経融資の問題につきまして、せっかく中小企業国会だからおまえも頑張つてやれよと、こんなような激励の言葉もいただいておりますので、あえてこの場で要望をさせていただきます。

それから、小規模事業者の中でも従業員規模が十人以下の、先ほど加納委員とのやりとりの中で零細企業という言葉は出てきましたが、さてこの零細企業に当てはめる言葉は何と使つていいかと、今質問の途中で悩んでおりましたが、あえてここではもう一度零細企業という言葉を使わせていただきますが、製造業の中で見てみますと、全事業所に占める割合は五三二というところで、半数以上を占めておられるわけでございます。

この零細企業者の場合には、経営者であると同時に、直接現場へ入つて、工場であれば旋盤を回しながら、電話がかかるような作業を一日繰り返していただくわけでございます。そんな意味で、金融機関などに融資の申し込み等に行く場合などはなかなかその手間がない、余裕がないというのか、そういうような現実の姿でもあります。そういう意味で、組合に加入をして、組合でかわりにそういう金融問題を処理してもらおうということが非常に多いわけでございます。

これまでの中小企業振興政策においても、業種ごとの組合等を通じて設備の近代化を中心とした政策対応がなされてきております。しかし、このたびの審議会報告では、「経営革新は本来的には企業の自己責任と自助努力に基づき行われるものであること」にかんがみ、支援対象について

は、これまでの業種別組合を中心とした制度から、個々の事業者を支援対象の中核と位置づけるべきである。」と、こういう表現の仕方には実になつておるわけでございます。

このことは、支援対象を業種別組合から個々の事業者に移していくと読み取れるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、これまで組合を頼りにしてきた小規模事業者にとって、そのよりどころがなくなってしまうのではないかと、そんな心配をいたしております。小規模事業者の場合にはすべてが自立できる専門中小企業とは言えないわけでございます。ベンチャー支援などの一方、これらの小規模企業に対する配慮も絶対に欠かすことができないと思うのであります。

今回改正をされました中小企業基本法では、その第八条「小規模企業への配慮」として、「小規模企業の経営の発達及び改善に努める」と規定をされておりますが、その規定が絵にかいたもちに終わらないように中小企業に対する施策のなお一層の充実を図っていただきたいと思いますが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(岩田潤泰君) 組織化政策についての御指摘でございますが、ただいまの先生からお読みいただきました部分と申しますのは、実は従来の組織化政策と申しますのが、業種ぐるみ、業界ぐるみ、業種全体として近代化を図るというような政策がまさに組織化政策の真ん中に座っておつたわけでございますが、それが全く不必要になつたということではもちろんないわけでございますけれども、むしろ異業種が連携をするというような形の組合活動というものが最近はいふえいふえい、これからますます重要になるであろう。そういう意味で、組織化政策の力点といひましようか幅というものがむしろ広がつたというふうにお聞きをいただければいいと思います。

したがいまして、特定の地域というよりは、もつと狭いエリアで事業協同組合というような形で小規模企業の方々が仕事をされるということまでを否定しているものでは全然ございません。

し、むしろ、最近では産業集積があるような地域で小規模企業の方々が組合をつくつて、いろんな横の連携をとりながら新しい仕事をとるといった失礼でございますが、要はそのような能力を身につけるといふようなケースも出てきておりまして、そうした形のさまざまな組合の利用形態、あるいは組織化の目的の拡大というように、私どももこれからその答申を受けて対応していくという趣旨のものと理解をしているわけでございます。

○山下善彦君 説明を聞きまして理解をするわけですが、私が理解をするだけじゃこれは役に立ちません。やはりこういう一つのものが出てきた場合には、直接中小企業者がわかるようなわかりやすい内容のパンフレット等を、明確にいろいろ例を出していただいて、そのPRに努めていただきたい。こんなこともつけ加えていただければと思います。

それと、今申し上げました同じく第八条で、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払ふものとする。」となつておりますが、この文面でもちよつと教えていただきましたんですが、ここで言う「経営資源の確保が特に困難である」、どのようにこれを理解していいのかが御説明をいただきたいと思ひます。

○政務次官(細田博之君) 小規模企業におきましては、やはり多くが家族労働に依存しているというところがございます。小規模企業以外の中小企業と比較いたしますと、生産性等におきまして平均的には大きな格差が存在していることは事実でございます。

このため、信用力や担保の不足などから事業資金の調達に困難である、あるいは事業に必要な人材、技術、情報等を自前ですべて保有することが困難であるにもかかわらず、外部からの調達も困難である。特にこの大不況に入る前あたりは大変

な人手不足で、いい人がなかなか採用できなかったというようなことは、中長期でいうと小規模企業の不利な面である。最近是非常に雇用環境が変わつてまいりましたので、こういった機会に大いにそういった人々を雇用していただきたいの、でございますけれども、それに対して今度は非常に経済が悪うございまして、そういう発展もなかなか難しい、大変制約があるというようなことを書いてあるというのがこの法の趣旨であるわけでございます。

そういったことを踏まえまして、各種の小規模企業対策を充実しようということでございます。先ほど、近代化資金等助成法の改正で小規模企業のかかり自由度の高い融資制度ができたということについてまだ余り認識がないというように、私もございましてけれども、これは非常に使い勝手のいい制度になると確信しております。

今までは、いわばただの金だということ、無利子の金でありますし、多額ですから、非常に制約が多くて難しい金でございましたけれども、今度はこれは非常に使い勝手のいいお金でございますので、大いに活用していただきたい。これは一つの政策の中心にもなるべき制度だと思つております。

○山下善彦君 次に、中小企業の連携に対する支援策について伺いたいと思ひます。

経営規模の小さい中小企業にとつては設備、技術人材などの経営資源をすべて自分で保有するということは非常に困難であるために、中小企業と組合制度を初めとした連携を活用して、経営資源を相互補完することにより事業の発展拡大を図つていくのが現状でございます。

現在、全国で約四万九千にも上る組合が設立をされていくというところがございますが、特に最近では異業種の事業者が連携して新技術や新商品の開発に取り組んでいるケースが多く見られていくというところがございます。実は私の地元の静岡県においても、お母さん方、主婦が自然化粧品を製造販売するために組合を設立して一生懸命お仕

事をされている。また、会社を退職されたサラリーマンがおのおのの経験を生かしたコンサルタント事業を行うために組合を設立しているといったような例がございます。

これらの中小企業の連携に対する支援につきまして、今後ともさらに充実させていくべきであると考えますけれども、特に会社への組織変更を円滑化することにより組合制度を一層活性化し、中小企業の創業や新事業展開を促進すべきであると考へますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業組合というのは、何よりも最低資本金の制限がない、株式会社をつくる場合には一千万とか、有限会社でもお金がかかるわけですが、中小企業の企業組合というのはそういうのが要りません。そこで、企業をリタイアした人とかあるいは御婦人であるとか高齢者であるとか、そういう方々が簡易な何か仕事をやる、創業するために組合をおつくりになる、これはもう非常に活発になつてきているというふうな私にも聞いております。特に中小企業は異なる企業とか技術などを、あるいは人材といったような経営資源を持ち寄つて、そして連携して研究開発を実施するということは大変結構なことだと私は思ひます。

ただ、そういう中小企業組合の中からやがて会社にして事業を本格的にしたいという声が非常にあつてあります。現状でございますと、企業組合を解散して会社に移行するということになると、資本金は別としても、解散したときの費用のうち四〇％が税金に持つていってしまわれるとか、あるいは手続が煩雑であるということから、なかなか株式会社等に移行できないという状態にありましたのを、今度はそれが簡単にといいましようかやりやすくなる、そういう仕組みを新たに作り出しました。

ですから、中小企業組合が続々と生まれてくる傾向にある、その中でさらに前進して株式会社になろうとする場合には、その行く道を比較的とり

やすくセツトをする、そういうことになりますと、両面でもまさに創業の促進にもつながっていくし雇用にもつながっていくし、今申し上高年齢者、婦人、退職者、そういう人たちの道も開かれてくると思っています。

○山下善彦君 ありがとうございます。

最後でございませうけれども、数点伺ってみたいと思ひます。新規事業の創出についてでございませう。

先ほど来、私の地元地元という話で恐縮ですが、これも地元のこと、浜松はかつてそれこそテクノポリス法の指定を受けて、各大学の研究センター、工業技術センター等の研究開発機能を中核として、光技術産業や高度メカトロニクス、情報サービス産業など研究開発型中小企業が非常に数多く集積をしている地域であるわけでございませう。この中に実は、アメリカのNASA、航空宇宙局の人工衛星に搭載をされているカメラがあるんですけれども、このカメラのレンズを製作した株式会社浜松ホトニクスという会社が立地をいたしております。

この浜松ホトニクスは、現在もう大企業でございませうが、資本金百二十一億円、従業員数も二千名近い方がこの企業で光関係の技術で働いているわけでございませう。ちなみに、世界のシェアの四割を有している光技術関係では大変な世界的に有名な企業であります。東京へ来ると、浜松ホトニクスとはどこ、こういう話が出ますが、これがアメリカへ行くと、お浜松ホトニクスと、こういうふうになるようになっていませう。

ただ、これだけ急速に発展した企業も、ついでの間と言うと会社に怒られるかもしれないが、設立をした当時は、本田さんとかいろいろ話が出ますが、やはり町工場の域を出ない本場の小規模企業であつたわけでございませう。社長さんの話をよく伺うんです。放射線の測定装置に使用いたしますシンチレータという蛍光体の一種の研究開発で大変お金に困つていて、そのときに政府の援助というか助成を受けられて、本場にそれがきつ

かけで今日の我々の会社があるんだということをよく聞かされて、おまえもそういう意味では一生懸命頑張つてくれ、これから続く企業に対して頑張つてくれと、こういうお話を聞くわけでございます。

このように小さな企業であっても政府が、やたらに援助ということはどうかという話もあるわけですが、やはりきちつとしたところに資金的に援助するということは非常に我が日本経済にとつても大変なプラスになるということでございます。その点からいいますと、昨年成立しました新事業創出促進法で新たに導入された日本版SBIIR制度、今後大変期待ができる制度であると思ひ思うわけですが、ただ平成十一年度のSBIIRの支出目標が百十億円という金額が出ております。これはまだまだ少ないんじゃないかと思ひます。ちなみにアメリカと比較をいたしますと、アメリカでは九十七年度で千四百億円、約五千件もの資金が中小・ベンチャー企業に供与されているというのを考えますと、日本はそのわずか十分の一にすぎない、こういうふうな数字をとらえることができると思ひます。

そんな意味で、経済新生対策でも新しい知恵の時代の経済活動の主体となる創造的な中小・ベンチャー企業の振興を打ち出しているわけでございませうから、もつともSBIIRのために予算を拡充してよいのではないかとと思ひます。この点は答弁者を指名させていただいて答弁をしていただきた。アメリカ生活が大分長く、アメリカの経済界については十分承知をされている茂木政務次官に御答弁をお願いいたします。

○政務次官(茂木敏充君) 御指名いただきました。山下委員は浜松の御出身ということでありまして、技術力のすぐれた企業を大変多く輩出している、内外の技術開発の動向につきましましては私に上によく御存じな上での御質問なんです。御案内のとおり、アメリカのSBIIRでありますけれども、七〇年代から八〇年代の初めにかけまして、アメリカの方でいわゆる製品開発力などで日

本におくれをとる、こういう危機感を募らせていた時期があつたわけであります。

例えば、エズラ・ボーゲルの「ジャパン・アズ・ナンバーワン」が出されたのが一九七九年。そして、UCバークレーのチャーマーズ・ジョンソンが「通産省と日本の奇跡」を書きましたのが八二年。同じように、ヒューレット・パッカードの会長でありましたジョン・ヤングを中心としてヤング委員会がつけられまして、アメリカの産業競争力を抜本的にどう強化するか、こういうヤング委員会もその時期につくられたわけであります。

そういった中にありまして、一九八二年にSBIIR、スモール・ビジネス・イノベーション・リサーチ法、これが制定をされまして、ハイテク中心ベンチャーによる技術革新及びその事業化を支援する制度が開始された。

御案内のとおり、政府におきまして、外部の研究開発予算を持つている省庁がその一定割合を中小企業に優先的に配分する、こういう制度でございまして、委員御指摘のとおり九七年の実績では一千四百億円、こういうことであります。この制度が設立された当初には五千万ドル、日本円にしまして大体百億円、こういう形でありまして、アメリカにおいても小さく産んで大きく育てる、こういう形でスモール・ビジネス・イノベーション・リサーチ、これをやっております。

日本におきまして、委員御指摘のとおり、平成十一年度の目標額が百十億円ということでありまして、こちらでも小さく産んで大きく育ててまいりたいと考えております。

○山下善彦君 ぜひ頑張つてやっていただきたいと思ひます。

それと、今小さく産んで大きく育てるというお答えをいただいたんですが、このSBIIR制度、いわゆる研究開発の段階で支援をしていくということでございますが、後のフォローも若干やつぱりしていただきたいという観点で、実はアメリカ

の例ですけれども、SBIIRで開発に成功した製品の多くを官庁や民間の大企業がほとんど買い上げていく、こういうような話を伺っているわけでございます。

日本では、実績が物を言う日本のいろいろのこの世界でございませうから、特に官公需におきまして、ベンチャー企業がよいものをせつかくつくつても、なかなか新規参入するためには、経営何とか表をよこさない、こうだよねという大変膨大な資料で、例えば入札に入る場合も非常にいろんな規制があるわけでございませうが、ぜひこの日本版SBIIRでつくられたよい製品を実際に官公庁を主体としてどんどん買い上げていただく、こんなことを進めていくことが最終的にはこういう企業を育てることになるのではないかなと思ひわけでございます。

この辺に對しての通産省のイニシアチブについてどのようにお考えですか、通産大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) SBIIR制度等を活用してよい製品が生まれましたときに、それを買ってもらふということが一番大事なことでございませう。今の委員の御指摘は、それを官公庁で買えばどうだという話であります。これは原則競争入札でありますから、そう簡単にはいきませんが、本年六月に、官公需法という法律に基づいて、平成十一年度中小企業者に関する国等の契約の方針という中に、「研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知」という措置を盛り込んでいくわけであります。

すなわち、通産省といしましては、各省庁や公団等の発注機関がこれらの製品をより発注しやすい状況にするために、あらゆる角度から情報の提供とかあるいは技術、両面にわたるPRに協力するということは大変なことだと思ひついで、そういう意味ではしっかりとやっていきたいというふうな考えです。

また、先ほど役人の答弁に關して、御自身はわかつたが国民の皆さんはわからないという御意見

で、PRについても強調されたんですが、全くそのとおりで、今回の中小企業国会での成果といいましようか、具体的なこれからの仕事内容、つまり資金の融資の制度とかいろんなことについては、来年一月早々からは三月間に分けて徹底したできる限りのPR作戦を展開しよう、そのように思っております。

○山下善彦君 終わります。

○委員長(陣内孝雄君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

平成十二年一月五日印刷

平成十二年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局